

山形県の県土整備

令和5年度

山形県県土整備部

目 次

第1章 県土整備部関係行政組織

- 1 令和5年度県土整備部関係行政組織・・・ 1

第2章 県土整備部の予算等

- 1 令和5年度一般会計歳出予算
（当初予算）・・・ 2
- 2 令和5年度県土整備部関係
当初予算総括表・・・ 3
- 3 細目別事業概要・・・・・・・・・・・・ 5
- （1）管理課
- （2）管理課（県土強靱化推進室）
- （3）建設企画課
- （4）県土利用政策課
- （5）都市計画課
- （6）下水道課
- （7）道路整備課
- （8）道路保全課
- （9）河川課
- （10）砂防・災害対策課
- （11）空港港湾課
- （12）建築住宅課
- （13）総合支庁直接要求分
- （14）特別会計
- 4 公共事業評価の取り組み・・・・・・・・ 20
- （1）目的
- （2）構成
- （3）実施件数
- 5 山形県県土づくり感謝状贈呈・・・・ 21
- （1）概要
- （2）対象者の選定・感謝状の贈呈
- （3）実績

第3章 建設業許可状況等

- 1 許可業者数調・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 資本金階層別許可業者数調・・・・ 22
- 3 工事種類別許可業者数調・・・・ 23
- 4 許可業者数の推移・・・・・・・・ 23
- 5 競争入札参加申込者数・・・・ 24

- 6 建設業者倒産件数及び
負債金額の推移・・・・ 24

第4章 技術管理

- 1 公共調達スキルアッププログラム・・・・ 25
- （1）概要
- （2）「公共調達スキルアッププログラム」
の構成
- （3）「公共調達スキルアッププログラム」
の実績
- 2 積算基準関係・・・・・・・・・・・・ 26
- （1）積算基準
- （2）労務単価
- （3）資材単価、市場単価等
- （4）機械損料
- 3 公共工事コスト縮減に関する取り組み・・ 27
- 4 建設リサイクルに関する取り組み・・・・ 28
- 5 県産技術の活用・支援・・・・・・・・ 29
- 6 工事の監督・評定及び委託の
監督・検査・評定・・・・ 30
- 7 多様な入札に関する取り組み・・・・ 30
- （1）総合評価落札方式
- （2）契約後VE方式
- （3）プロポーザル方式
- （4）県内業者優先指名競争入札方式
- （5）共同設計方式
- 8 C A L S / E C（公共事業支援統合
情報システム）に関する取り組み・・ 31
- （1）電子入札
- （2）設計図書電子閲覧
- （3）電子納品
- （4）情報共有
- （5）山形県ホームページの活用
- 9 公益財団法人山形県建設技術センター
・・・・・・・・ 35
- （1）組織概要
- （2）職員数
- （3）事業内容

第5章 山形県建設事業情報総合管理システムの 開発利用状況

- 1 システムの概要・・・・・・・・・・・・ 36

2	開発の経緯	36
3	利用対象所属	36
4	システムの特徴	36
5	システム処理機能の概要	37
6	システム利用状況	39
7	システム研修	39
	(1) 令和5年度研修計画	
	(2) 研修受講者数	

第6章 用地

1	用地行政の基本方針	40
	(1) 円滑な用地取得の推進	
	(2) 廃川廃道の処分促進及び国有財産の 適正管理指導	
	(3) 収用委員会の運営について	
2	用地取得実績	41
3	山形県土地開発公社	42
	(1) 組織概要	
	(2) 常勤役職員数	
	(3) 令和4年度事業実績	

第7章 土地利用

1	国土利用計画	44
	(1) 概要	
2	土地利用基本計画	45
3	山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基 本計画について	46
4	地価公示・地価調査	46
	(1) 地価に関する調査の種類	
	(2) 最近の地価の動向	
5	土地取引に関する届出制度	46
	(1) 国土利用計画法の土地取引規制制度	
	(2) 近年の土地取引件数と国土利用計画法 に基づく届出の状況	
6	景観・地域づくりの取組み	47
	(1) 景観を活かした地域づくりの推進	
	(2) 屋外広告物対策	
	(3) 地域づくりの推進	

第8章 都市計画

1	都市計画のあらまし	49
---	-----------	----

	(1) 都市計画の目的と役割	
	(2) 都市計画区域	
	(3) 都市計画マスタープラン	
	(4) 都市計画の手続き	
2	都市計画の内容	52
	(1) 区域区分	
	(2) 地域地区	
	(3) 都市施設	
	(4) 市街地開発事業	
	(5) 地区計画等	
3	開発許可制度	70
	(1) 開発許可	
	(2) 開発審査会	
4	都市計画を進めるその他の制度等	71
	(1) 都市計画税	
	(2) 都市計画施設等の区域内における 建築許可制度	
	(3) 都市計画調査等	
	(4) 都市災害復旧事業	

第9章 下水道

1	下水道の位置づけ	72
2	下水道の整備の現況	73
	(1) 公共下水道	
	(2) 流域下水道	
	(3) 市町村別整備現況	
3	下水道整備の目標と課題	77
	(1) やまがた「県土未来図」推進指針	
	(2) 山形県生活排水処理施設整備 基本構想	
	(3) 適正な施設の管理と下水道経営	
	(4) 下水汚泥の有効利用の促進	
4	公益財団法人山形県建設技術センター 下水道事業所	78
	(1) 組織概要	
	(2) 下水道事業所の組織体制	

第10章 道路

1	道路の概要	79
	(1) 概要	
	(2) 道路現況	
	(3) 大規模自転車道	

(4) 道の駅	
(5) 道路整備の推移	
(6) 山形県道路公社	
2 道路の整備・管理について……………	87
I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤 となるみちづくり	
(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワー クの整備促進・機能強化と未事業化区間の 着手	
(2) 広域道路ネットワークを活かす追加 I C (スマート I C含む) 及び I Cや拠点へ のアクセス道路の整備促進	
(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイ となる「道の駅」等への支援	
II 災害を未然に防止し安全・安心に利用でき るみちづくり	
(1) 防災・減災に向けた道路の機能強化と 災害発生時における対応の迅速化	
(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向 けた多様な取組みの推進	
(3) 予防保全型維持管理などによる計画的 な道路施設の長寿命化と効率的な道路 維持管理の推進	
III 既存ストックを有効活用し快適な暮らし と地域の活力を生み出すみちづくり	
(1) 生活圏域・都市間ネットワーク及び生 活幹線道路の整備促進	
(2) 街なかに賑わいを創出するみちづくり の推進	
(3) 山形の特性を活かした道路ストック（施 設）をかしこく使うみちづくりの推進	

第11章 河川

1 河川の概要……………	97
2 河川事業……………	99
(1) 大規模特定河川事業	
(2) 広域河川改修事業	
(3) 流域治水対策河川事業	
(4) 総合流域防災事業	
(5) 河川メンテナンス事業	
3 河川の維持管理……………	102
4 海岸事業……………	103
5 ダム事業……………	104

(1) 山形県管理のダム一覧	
(2) 最上小国川流水型ダム	
6 水防……………	107

第12章 砂防

1 本県の概況……………	108
2 土砂災害対策……………	108
(1) 土砂災害防止施設等（ハード）の整備	
(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進	
3 土砂災害防止法について……………	110
4 各事業の概要（県関係事業）……………	113
(1) 砂防事業	
(2) 地すべり対策事業	
(3) 急傾斜地崩壊対策事業	
(4) 雪崩対策事業	
5 国直轄事業……………	116
(1) 最上川水系	
(2) 赤川水系	
(3) 荒川水系	
(4) 阿武隈川水系	
6 各指定地の管理……………	118
(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況	
(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置	
7 災害復旧事業……………	119
8 改良復旧事業……………	121
(1) 災害関連事業	
(2) 災害復旧助成事業	

第13章 空港港湾

1 空港の整備……………	123
(1) 山形空港	
(2) 庄内空港	
(3) 米沢ヘリポート	
2 港湾の整備・振興……………	127
(1) 港湾の概要	

第14章 住宅

1 住宅の概要……………	131
(1) 住宅数及び世帯数の推移	

	(2) 新設住宅着工利用関係別表	
2	山形県住生活基本計画	132
3	住宅支援	134
	(1) 住宅取得支援	
	(2) 住宅リフォーム支援	
	(3) やまがたの木造住宅建設担い手育成事業	
4	空き家対策	138
	(1) 老朽危険空き家対策	
	(2) 空き家の利活用対策	
	(3) 地域の空き家対策の担い手育成	
	(4) 空き家の発生抑制に向けた取組み	
	(5) 空き家再生等推進事業・空き家対策総合支援事業	
5	住宅・建築物安全ストック形成事業	140
	(1) 住宅・建築物耐震改修等事業	
	(2) がけ地近接等危険住宅移転事業	
6	やまがた省エネ健康住宅	142
	(1) やまがた省エネ健康住宅認証制度	
	(2) その他	
7	被災建築物応急危険度判定	143
8	宅地建物取引業指導の概要	143
9	建築行政の概要	144
	(1) 建築基準法	
	(2) 建築士法	
	(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	
	(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）	
	(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
	(6) 高齢者等の移動の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）	
	(7) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）	
10	建築関係統計調査の概要	149
	(1) 建築着工統計	
	(2) 住宅における工事別対比表	
11	住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅供給事業	150
	(1) 公的賃貸住宅	
	(2) 民間賃貸住宅	
12	高齢者居住の安定確保の概要	153
13	市街地再開発事業等	154
	(1) 事業概要	
	(2) 近年の実施地区	

	(3) 市町村実施事業	
14	街なみ環境整備事業等	155
	(1) 事業概要	
	(2) 近年の実施地区	
	(3) 今年度の実施地区	
15	山形県住宅供給公社の概要	156
	(1) 機構	
	(2) 組織	
	(3) 出資額	
	(4) 令和4年度事業実績	
	(5) 今後の事業	
16	すまい情報センターの運営	158
	(1) 業務内容	
	(2) 運営方法	
	(3) 開館時間及び休館日	

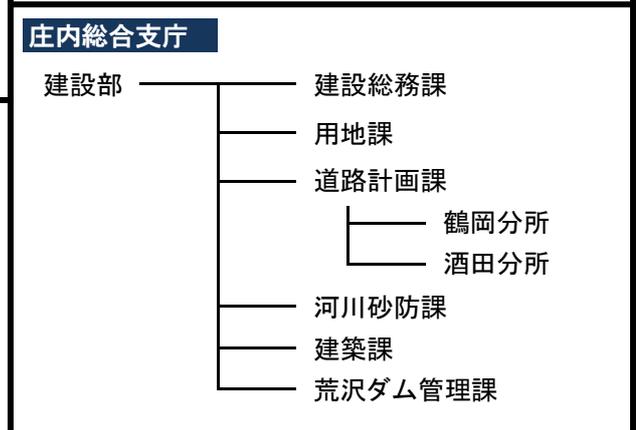
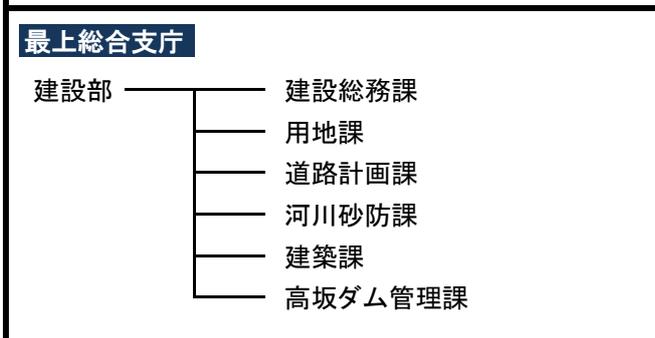
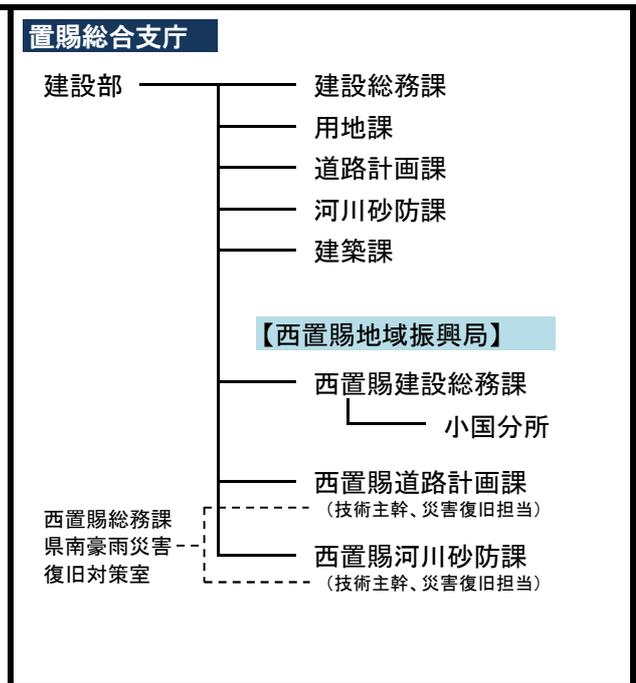
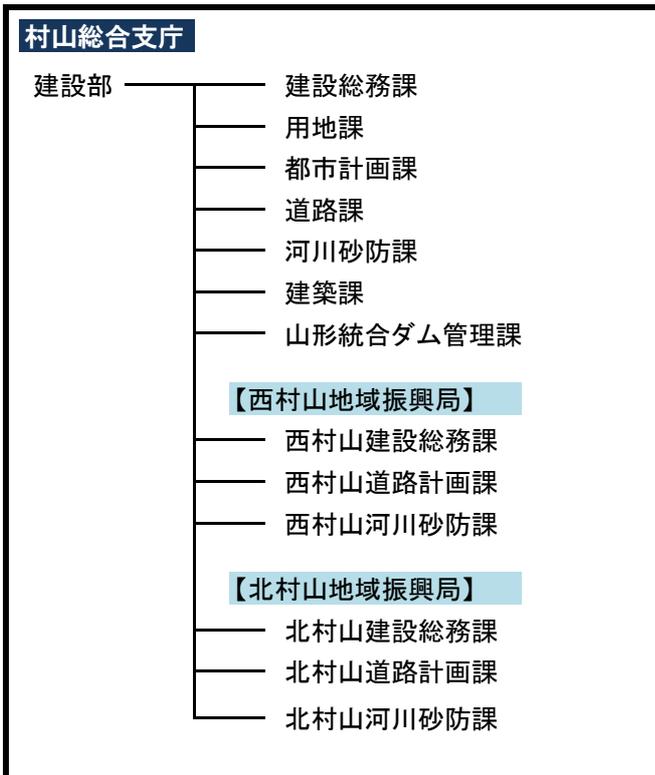
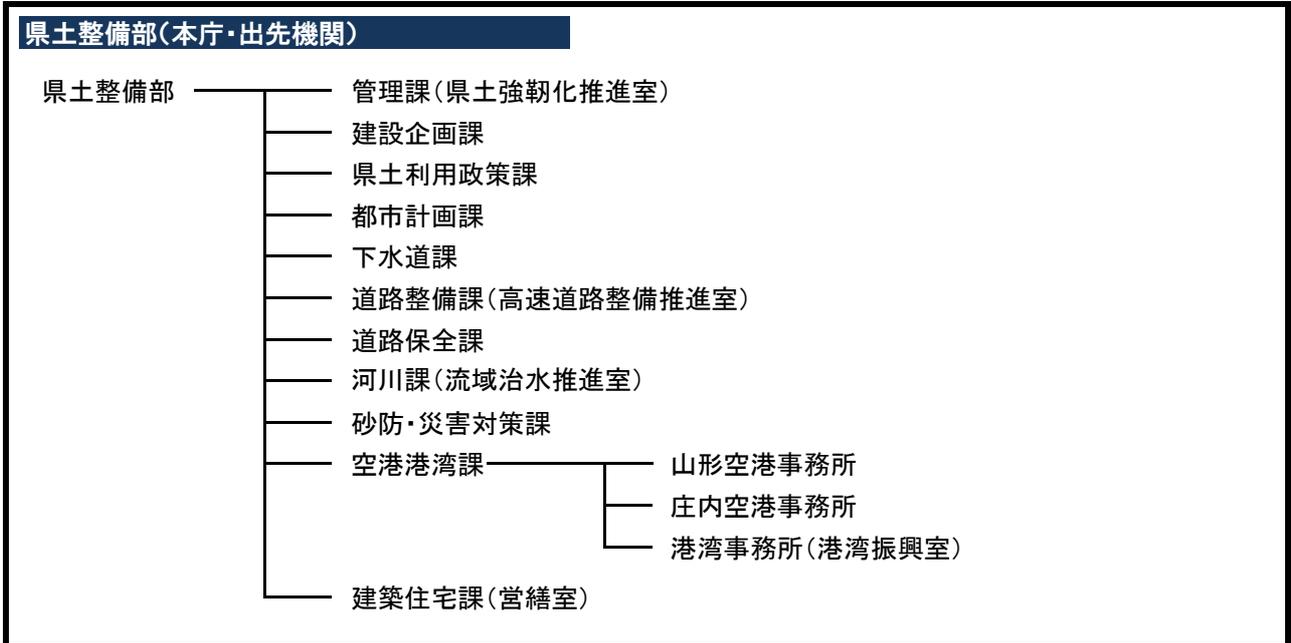
第15章 営繕

1	年度別営繕工事・業務委託実績	159
2	令和4年度の営繕工事実施状況 (総合支庁別)	159
3	令和5年度の主な営繕工事の概要	160
	(1) 令和2年度からの継続事業	
	(2) 令和3年度からの継続事業	
	(3) 令和4年度からの新規事業	
	(4) 令和5年度からの新規事業	
4	県有施設の維持保全推進事業	162
	(1) 県有施設の維持保全定期調査	
	(2) 県有施設の維持保全推進会議	

第1章 県土整備部関係行政組織

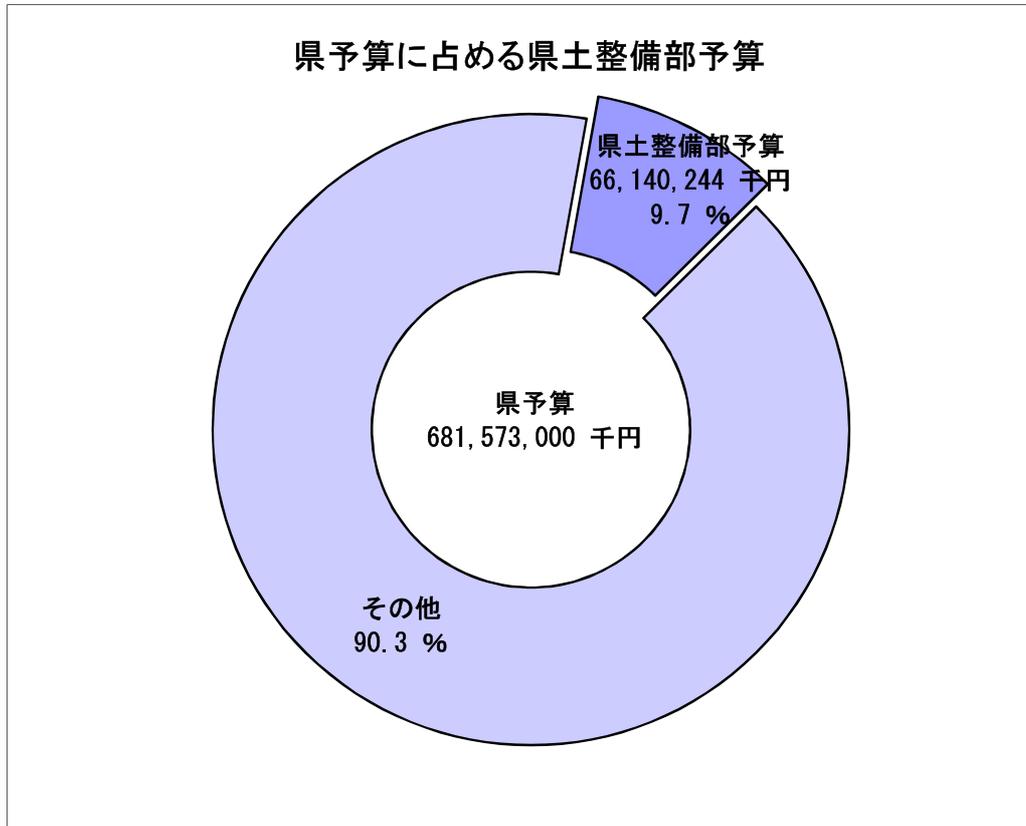
令和5年度 県土整備部関係行政組織

(令和5年4月1日現在)



第2章 県土整備部の予算等

1 令和5年度一般会計歳出予算（当初予算）



単位:千円

区 分	県 全 体		県 土 整 備 部		
	予 算 額	構 成 比 (%)	予 算 額	構 成 比 (%)	県 予 算 に 占 め る 割 合 (%)
人 件 費	144,076,260	21.14	4,135,190	6.25	2.87
一 般 行 政 費	350,325,521	51.40	10,114,404	15.29	2.89
(維持修繕費)	9,363,384	1.37	8,774,362	13.27	93.71
(貸付金・出資金)	120,664,457	17.70	1,610	0.00	0.00
(補助費等)	153,143,484	22.47	907,623	1.37	0.59
(物件費)	31,633,399	4.64	430,809	0.65	1.36
(扶助費・積立金)	35,520,797	5.21	0	—	—
投 資 的 経 費	90,571,425	13.29	50,977,760	77.08	56.28
(公共事業費)	36,139,756	5.30	18,320,314	27.70	50.69
(単独事業費)	32,738,575	4.80	14,509,753	21.94	44.32
(公共災害復旧事業費)	9,437,787	1.38	6,382,899	9.65	67.63
(単独災害復旧事業費)	479,850	0.07	439,400	0.66	91.57
(国直轄事業負担金)	11,775,457	1.73	11,325,394	17.12	96.18
公 債 費	87,829,789	12.89	0	—	—
そ の 他	8,770,005	1.29	912,890	1.38	10.41
計	681,573,000	100.00	66,140,244	100.00	9.70

2 令和5年度県土整備部関係当初予算 総括表

<一般会計>

(単位:千円)

区 分	令和3年度 政府補正 予算対応 A	令和4年度 当初予算 B	令和4年度 16か月予算 (A + B) C	令和4年度 政府補正 予算対応 D	令和5年度 当初予算 E	令和5年度 16か月予算 (D + E) F	前年度比 当初 E / B
1. 投資的経費 (うち、強靱化分)	28,860,377 (24,565,024)	50,727,888	79,588,265 (24,565,024)	24,753,201 (22,837,506)	50,977,760	75,730,961 (22,837,506)	100.5%
(1) 公共事業費 (うち、強靱化分)	25,255,574 (22,868,492)	18,602,986	43,858,560 (22,868,492)	22,093,317 (20,970,398)	18,320,314	40,413,631 (20,970,398)	98.5%
(2) 単独事業費		15,242,676	15,242,676		14,509,753	14,509,753	95.2%
(3) 災害復旧事業費		5,605,952	5,605,952		6,822,299	6,822,299	121.7%
(4) 直轄事業負担金 (うち、強靱化分)	3,604,803 (1,696,532)	11,276,274	14,881,077 (1,696,532)	2,659,884 (1,867,108)	11,325,394	13,985,278 (1,867,108)	100.4%
2. 一般行政費	-	9,801,397	9,801,397	-	10,114,404	10,114,404	103.2%
(1) 維持修繕費		8,587,364	8,587,364		8,774,362	8,774,362	102.2%
(2) 貸付金		5,120	5,120		1,610	1,610	31.4%
(3) 補助費等		781,874	781,874		907,623	907,623	116.1%
(4) 物件費		427,039	427,039		430,809	430,809	100.9%
3. 繰 出 金	-	845,268	845,268	-	912,890	912,890	108.0%
4. 人 件 費	-	4,057,694	4,057,694	-	4,135,190	4,135,190	101.9%
合 計	28,860,377	65,432,247	94,292,624	24,753,201	66,140,244	90,893,445	101.1%

(注) 総合支庁予算を含む。直轄事業負担金については災害復旧分を含む。

<特別会計>

区 分	令和3年度 政府補正 予算対応 A	令和4年度 当初予算 B	令和4年度 16か月予算 (A + B) C	令和4年度 政府補正 予算対応 D	令和5年度 当初予算 E	令和5年度 16か月予算 (D + E) F	前年度比 当初 E / B
港湾整備事業		479,666	479,666		788,092	788,092	164.3%

<公営企業会計(流域下水道事業)>

	令和4年度 当初予算 A	令和5年度 当初予算 B	前年度比 B / A
収入	収益的収入	5,262,319千円	5,312,825千円 101.0%
	資本的収入	1,770,207千円	2,272,864千円 128.4%
	収入合計	7,032,526千円	7,585,689千円 107.9%
支出	収益的支出	5,368,623千円	5,465,626千円 101.8%
	資本的支出	2,368,760千円	2,883,055千円 121.7%
	支出合計	7,737,383千円	8,348,681千円 107.9%

令和5年度県土整備部関係当初予算の内訳

単位:千円

区分	概要					主な新規事業等	
	事業内訳						
	令和3年度 2月補正(経済対策分)	令和4年度 当初予算	令和4年度 12月+2月補正(経済対策分)	令和5年度 当初予算	比較 (C+D)/(A+B)		
	A	B	C	D			
公共事業費	管 理			44,000	皆増	盛土災害防止対策事業費 空港整備事業費(うち空港脱炭素化推進計画)	
	都市計画	1,271,290	1,995,105	228,900	1,787,625		61.7 %
	道路整備	10,538,059	8,001,193	9,947,052	8,220,639		98.0 %
	道路保全	2,696,901	784,856	792,903	387,121		33.9 %
	河川	9,162,774	1,819,545	8,723,162	1,828,890		96.1 %
	砂防	1,472,100	5,103,610	2,246,950	5,138,112		112.3 %
	港湾	114,450	342,195	154,350	342,720		108.9 %
	空港		369,495		388,680		105.2 %
	住宅		186,987		182,527		97.6 %
	計	25,255,574	18,602,986	22,093,317	18,320,314		92.1 %
単独事業費 投資的経費	管 理						
	建設企画		69,662		143,944	206.6 %	
	県土利用		367,743		309,943	84.3 %	
	都市計画		589,507		810,451	137.5 %	
	道路整備		4,171,732		3,595,860	86.2 %	
	道路保全		4,853,990		5,171,482	106.5 %	
	河川		3,489,627		2,750,845	78.8 %	
	砂防		1,450,197		1,593,833	109.9 %	
	港湾		111,218		75,035	67.5 %	
	空港		136,164		56,089	41.2 %	
住宅		2,836		2,271	80.1 %		
計		15,242,676		14,509,753	95.2 %		
一般会計 災害復旧事業費	令和3年度 2月補正(経済対策分)	令和4年度 当初予算	令和4年度 12月+2月補正(経済対策分)	令和5年度 当初予算	比較 (C+D)/(A+B)		
	A	B	C	D			
	公共災害	5,216,052		6,382,899	122.4 %		
	単独災害	389,900		439,400	112.7 %		
計	5,605,952		6,822,299	121.7 %			
直轄事業負担金	令和3年度 2月補正(経済対策分)	令和4年度 当初予算	令和4年度 12月+2月補正(経済対策分)	令和5年度 当初予算	比較 (C+D)/(A+B)		
	A	B	C	D			
	道路	391,733	3,064,116	301,000	3,305,327	104.4 %	
	高速(直轄高速)	1,010,285	4,760,000	604,427	4,438,280	87.4 %	
	河川	1,497,178	660,642	1,232,688	675,632	88.4 %	
	砂防	376,090	1,155,271	281,769	1,098,008	90.1 %	
	港湾	329,517	183,245	240,000	355,147	116.1 %	
災害復旧		1,453,000		1,453,000	100.0 %		
計	3,604,803	11,276,274	2,659,884	11,325,394	94.0 %		
一般会計 一般行政費	令和3年度 2月補正(経済対策分)	令和4年度 当初予算	令和4年度 12月+2月補正(経済対策分)	令和5年度 当初予算	比較 (C+D)/(A+B)		
	A	B	C	D			
	管理課	23,060			23,787	103.2 %	県土形成企画事業費 建設DX推進事業費
	建設企画課	17,312			21,568	124.6 %	
	県土利用政策課	55,851			49,240	88.2 %	
	都市計画課	704,513			748,851	106.3 %	
	下水道課	2,419			2,317	95.8 %	
	道路整備課	3,297			2,433	73.8 %	
	道路保全課	6,367,428			6,438,673	101.1 %	
	河川課	538,264			532,945	99.0 %	
	砂防・災害対策課	63,872			57,103	89.4 %	
	空港港湾課	970,617			1,057,997	109.0 %	
	建築住宅課	1,028,419			1,154,173	112.2 %	
総合支庁	26,345			25,317	96.1 %		
計	9,801,397			10,114,404	103.2 %		

3 細目別事業概要

(1) 管理課

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 1,708,487	千円 2,419,814	千円 1,713,228	
補物	土木諸費	24,533	20,654	20,654	部長交際費 例規集の追録経費 公用車に係る管理運営経費 土木事業関係各種団体への諸会負担金 衛星電話の通信料 等
補他	会計年度任用職員費(事務費)	13,630	11,780	430	会計年度任用職員(事業費支弁分)の一般社会保険料(個人負担分)及び児童手当負担金等
職他補	一般職員費	1,670,324	2,387,380	1,692,144	職員の給与費、22条職員等一般社会保険料及び児童手当負担金

(2) 管理課(県土強靱化推進室)

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 664	千円 46,603	千円 24,603	
補物	公共事業評価システム適正化事業費	431	620	620	山形県公共事業評価監視委員会の開催運営経費
補物	県土形成企画事業費	-	1,718	1,718	若手職員による政策課題研究のための経費
補物	協働型社会基盤管理推進事業費	233	265	265	県土づくり感謝状贈呈制度に係る経費
公	盛土災害防止対策事業費	-	44,000	22,000	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制区域を指定するための調査費

(3) 建設企画課

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 90,983	千円 171,352	千円 141,706	
物	建設業指導事業費	8,158	8,132	0	建設業法による許可事務・経営事項審査事務及び入札参加資格審査事務経費
物	建設統計調査費	847	1,302	0	国の建設工事統計調査規則に基づく国からの委託調査費
補物単	入札契約システム改善事業費	37,639	45,770	40,925	入札監視委員会運営経費 公共工事契約協議会旅費 電子入札システム運用経費 電子閲覧システム運用経費 公共調達評議委員会運営経費 公共調達スキルアッププログラム経費 品質確保の推進経費 コリンズ・テクリス
単	公共工事管理システム開発運営費	33,275	99,605	84,718	建設事業情報総合管理システム運営経費
物	公共工事適正化指導事業費	3,186	3,969	3,969	県発注建設工事の元請下請関係適正化調査経費 低入札価格調査制度対象工事の完成時確認調査経費

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
報物	建設工事紛争審査会運営費	357	767	767	建設工事紛争審査会運営経費	
補	建設産業技術力・経営力強化支援事業費	678	675	675	山形県優良建設工事等知事顕彰経費 建設産業フォーラム開催経費	
補物	建設産業人材確保・育成事業費	746	746	746	建設産業担い手確保育成支援事業 女性進出促進事業	
補物	社会資本整備理解促進事業費	462	462	462	小中学生を対象とした未来の山形の姿や、河川の安全利用、土砂災害の防止をテーマとした絵画コンクールの実施経費	
職他補物	会計年度任用職員費（建設企画課）	5,635	5,595	5,153	公共調達スキルアッププログラム業務、建設業許可審査等業務を担当する会計年度任用職員の人件費	
補物	建設DX推進事業費	-	4,329	4,291	ICT施工を実践できる技術者の育成のための研修の実施、県において3次元データを扱うために必要な機材等の整備に要する経費	

(4) 県土利用政策課

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
	計	千円 433,586	千円 371,223	千円 54,163		
物	土地計画管理事業費	588	588	588	山形県土地利用基本計画及び山形県国土利用計画の管理運営経費	
補物	土地取引関係事務費	733	466	454	土地取引に伴う届出等に関する事務 不動産鑑定評価法等事務	
物	地価調査事業費	18,936	18,997	18,997	地価調査に係る事務経費 地価調査基準地鑑定評価委託経費	
補物	用地整理費	188	189	0	未登記用地等の登記処理に係る事務指導経費 用地行政事務全般に係る事務指導経費 国有財産管理に係る事務指導経費	
補物	屋外広告物行政事務費	1,206	1,038	80	屋外広告物に関する指導、講習会開催、法令集等作成経費 違反業者の取締指導に係る経費 屋外広告業登録更新経費 屋外広告物規制図更新(臨時)	
報物	山形県土地利用審査会費	85	161	161	土地利用審査会の開催経費及び委員報酬	
職他補物	会計年度任用職員費	10,470	9,500	6,061	登記嘱託職員の報酬費等	
報物	土地収用法施行事務費	1,280	3,236	3,236	収用委員会の開催経費及び委員報酬 収用裁決事件処理に係る経費	
補	代替地取得促進事業費	558	541	541	県土地開発公社に対する代替地取得事務委託経費 県土地開発公社の代替地取得資金借入に対する利子補給	
補	土地開発公社支援事業費	4,748	5,085	5,085	土地開発公社に対する職員共済費負担金	

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
物単	公共用地先行取得事業費	389,892	326,358	16,415	国直轄道路事業用地の先行取得に係る事務経費 R1～R4年度取得用地に係る再取得経費(土地開発基金への支払)	
報補物	美しい景観づくり推進費	1,570	1,665	1,665	「未来かがやくやまがた景観賞」への補助金等 景観形成審議会等の開催経費及び委員報酬 景観法に基づく景観形成施策の実施経費 景観アドバイザーの派遣経費 景観行政普及啓発経費 景観重要建造物等の指定に係る経費	
補物	やまがたの誇れる景観魅力発信事業費	3,332	3,399	880	景観探検まちあるき・景観出前授業 広告景観コンテスト 魅力発信コンテンツ制作 Instagramフォトコンテスト・写真展示会 ビューポイント指定・環境整備	

(5) 都市計画課

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 3,796,727	千円 3,348,057	千円 852,952		
物	都市計画指導監督事務費	338	858	0	市町村施行国庫補助事業の指導監督に係る経費	
補物	都市計画行政事務費	111	113	0	都市計画法に基づく開発許可関係事務に係る経費	
維	都市公園維持管理費	730,354	744,139	743,141	総合運動公園、西蔵王公園、弓張平公園、中山公園、最上川ふるさと総合公園、悠創の丘、健康の森公園、蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク、駅西緑地・広場、県民ふれあい広場、最上中央公園の維持管理に係る経費 ※指定管理者 総合運動・・・(株)モンテディオ山形、西蔵王・・・西蔵王公園施設企業共同体、弓張平・・・弓張平公園管理運営企業体、中山・・・青山建設(株)、最上川ふるさと・・・ふるさと公園管理運営企業体、悠創の丘・・・特定非営利活動法人グリーンセンター、健康の森・・・内外緑化(株)、ミュージアムパーク・・・みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体、最上中央・・・一般財団法人新庄市体育協会	
報物	都市計画関係審議会費	840	1,871	1,274	都市計画審議会、開発審査会の開催経費及び委員報酬	
公単	街路整備事業費	2,465,781	1,920,534	74,245	都市計画道路の整備に係る経費	
単	街路調査費	2,000	2,000	2,000	新規箇所への事業化に向けた測量設計・事業評価等調査経費	
物	街路保全費	3,000	3,000	3,000	取得済み事業用地の維持管理経費(簡易舗装等)	
公単	都市公園活用推進事業費	594,303	675,542	29,292	都市公園の整備、維持修繕に係る経費	

(6) 下水道課

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 596,760	千円 653,394	千円 651,750		
物	下水道事業指導監督事務費	814	1,644	0	市町村施行下水道事業の指導監督に係る経費	
補物	下水道行政事務費	444	673	673	下水道行政に係る事務的経費	
繰出	流域下水道事業会計繰出金	595,502	651,077	651,077	流域下水道事業会計への繰出金	

(7) 道路整備課

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 33,170,140	千円 20,169,669	千円 912,720		
物	道路事業指導監督事務費	1,431	607	0	市町村が施行する国庫補助対象道路事業に関する指導監督事務費	
単	みちづくり調査費	63,000	63,000	63,000	<ul style="list-style-type: none"> 一般調査 公共事業採択等に向けた測量等の調査 道路現況基礎調査 一般調査着手前の課題整理 アウトカム指標検討評価 	
物	高速道路整備推進事業費	2,036	1,826	1,826	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携推進費 高速道路関係各種団体との連携経費 利用促進普及啓発事業 高規格道路の開通に伴う普及啓発経費 	
開公単	道路改築事業費	5,969,814	3,225,000	87,740	複数の高速交通施設アクセスや生活圏道路ネットワーク形成による地域の活性化・効率化を図るため、国道や地方道の整備を実施するもの。	
開公単	交通安全道路事業費	4,332,713	3,273,138	128,713	子供からお年寄りまで、すべての人が安全に安心して通れる道路空間を形成するため通学路などにおける歩道等の整備を進めるとともに、交通渋滞解消のための交差点改良や交通事故防止のための抑止対策を実施するもの。	
開単	道路施設長寿命化対策事業費（橋梁）	13,532,945	5,255,361	18,204	橋梁について、点検・診断・修繕（耐震含む）・記録をサイクル化した予防保全型維持管理を実施するもの。	
直	国直轄道路事業費負担金	3,606,327	3,305,327	3,927	道路改築事業等の国直轄の道路事業に係る県の負担金	
直	国直轄高速道路等事業費負担金	5,042,707	4,438,280	2,180	高速道路等の国直轄の道路事業に係る県の負担金	
職	一般職員費	619,167	607,130	607,130	道路関係職員の給与費	

(8)道路保全課

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
	計	千円 16,388,753	千円 12,012,206	千円 5,138,687		
職他補物	会計年度任用職員費(道路台帳)	3,430	4,540	3,020		道路台帳整備業務を行う会計年度任用職員に要する経費等
維補物	道路管理費	503,387	511,281	506,829		<ul style="list-style-type: none"> ・道路保険料 道路管理瑕疵による道路事故被害への損害賠償対応 ・道路管理費 1 道路照明施設、道路情報板等の光熱水費及び修繕料等の維持管理経費 2 トンネル設備・道路施設の保守点検業務経費 3 大峠トンネル管理費負担金経費
補物	ふれあいの道路愛護事業費	20,836	21,152	21,152		<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化活動支援 県管理道路の美化活動を行う団体に対する活動費助成や傷害保険料の負担など ・道路ふれあい月間啓発経費 道路愛護等功労者顕彰経費
単	道路施設管理事業費	59,920	42,279	42,279		<ul style="list-style-type: none"> ・道路法に基づく道路台帳整備 ・道路施設現況調査 道路施設管理システムの利用料 ・道路維持作業機械の整備
維	道路除雪費	8,681,971	5,204,393	2,762,993		冬期除雪、春期除雪、除雪機械保守管理、歩道除雪及び雪寒施設の維持管理等
補公単	除雪機械整備事業費	314,575	452,981	1,181		<ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械の購入 ・除雪オペレーター担い手確保支援事業 大型特殊免許取得や講習に係る経費の除雪業者への補助
維	道路維持修繕費	880,038	697,405	539,641		道路を常時良好な状態に保つための路面清掃、草刈り、落石土砂等の除去、道路パトロール作業等に要する経費
職他補物	会計年度任用職員費(除雪)	11,050	10,980	10,070		道路除雪関係業務を行う会計年度任用職員8名に要する経費
開単	災害に強いみちづくり事業費	1,130,348	869,418	113,498		緊急輸送道路及び孤立危険集落アクセス道路の確保のため、落石防止等の対策を実施するもの。
公単	雪に強いみちづくり事業費	1,433,118	873,198	92,229		緊急輸送道路及び孤立危険集落アクセス道路の確保のため、雪崩発生予防柵の設置等の対策を実施するもの。
単	道路保全事業費	2,689,032	2,855,157	1,000,388		安全で快適な道路環境を維持するため、舗装、側溝及び道路付属物(標識、照明灯、防護柵等)の整備・修繕を推進するもの。
補物開単	道路施設長寿命化対策事業費(橋梁以外の構造物)	660,728	469,422	45,407		トンネル・舗装・大型構造物について、点検・診断・修繕・記録をサイクル化した予防保全型維持管理を実施することにより、安全を確保するとともに、将来的な財政負担を抑制するもの。
補	道路公社支援事業費	320	-	-		(令和5年度事業なし)

(9)河川課

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概 要
		最終予算額	予算額	うち一般財源	
計		千円 21,080,822	千円 6,443,282	千円 1,145,807	
維	河川管理費	63,608	65,038	65,038	山形県河川情報システムの管理運営費、水防用無線局の管理費、樋門等の管理経費等砂利採取法執行のための経費
維 補 単	ダム管理費	223,625	211,765	115,963	県管理の13ダムの維持管理に要する経費
維	河川維持修繕費	430,251	193,338	117,743	河川管理施設の維持修繕及び堆積土砂浚渫・支障木伐採等の河川の維持管理に要する経費
報	河川関係報酬職員費	79	80	80	水防協議会委員の報酬費
単	河川整備単独事業費	4,313,782	1,026,537	132,400	国庫補助事業対象外の箇所において、洪水災害を未然に防止するため施行する比較的小規模な改良等の対策工事(築堤・掘削・護岸等)
補 物	ふるさとの川愛護活動支援事業費	29,646	31,207	31,207	地域の身近な自然環境である河川等を対象に維持管理活動等を行う団体等に対して必要な支援・負担を行うもの。 (河川愛護活動団体、河川愛護活動支援企業への支援)
単	河川管理施設長寿命化対策事業費	870,900	237,000	800	水門等河川管理施設の長寿命化計画に基づいた補修・更新
単	河川流下能力向上・持続化対策事業費	1,501,000	1,199,000	21,978	「河川流下能力向上・持続化対策計画(R4～R7)」に基づき、氾濫の危険性が高い箇所について、堆積土砂及び支障木の撤去を行うことで河川の流下能力を向上させ、あわせて、再堆積抑制のための流路保全対策(床止め)を行うことで流下能力確保を図るもの。
開	洪水警戒情報提供事業費	52,500	73,500	900	洪水警戒時における住民の迅速な避難を支援するため、河川水位や雨量等の情報提供システム等の整備
開 公	河川整備補助事業費	8,613,608	1,524,600	4,000	豪雨等による洪水災害から住民の生命と財産を守るため、県管理区間の一級河川及び二級河川において、一定計画に基づき施行する改良工事(築堤・掘削・護岸工等)
物 開 単	ダム整備事業費	1,786,383	418,908	34,896	洪水調節及び流水の正常な機能の維持等を目的にダム整備を行う。県管理ダムにおいて適正な運用管理に必要な設備の更新等を行う。
直	国直轄河川事業費負担金	2,202,250	675,632	1,632	国直轄の河川事業に係る県の負担金
開 単	海岸保全対策事業費	310,850	104,000	1,400	波浪等による侵食被害から海岸を防護するため、海岸保全施設を整備する。
物	海岸漂着物対策推進事業費	27,360	27,360	6,103	県が管理する建設海岸区域において、ボランティアや地域住民が回収できない大量の漂着物、処理困難物や危険物(流木・魚網・家電製品・タイヤ等)を中心に回収及び処理を実施する。

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
物	水防活動支援事業費	261	427	427	・水防協議会経費 ・水防活動費(水防用FAX購入費) ・河川利用における安全確保対策(出前講座、パンフレット・ポスターによる河川安全利用の啓発等)	
職	一般職員費	364,823	369,870	369,870	河川関係職員の給与費	
職他	ダム管理職員費	289,896	285,020	241,370	ダム管理関係職員の給与費	

(10) 砂防・災害対策課

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
	計	千円 20,103,951	千円 16,150,555	千円 424,623		
物	水害統計費	183	183	0	国からの委託による水害統計調査費	
物	市町村指導監督費	1,584	862	0	市町村施行の災害復旧及び災害関連事業の指導監督費	
維	砂防指定地管理・施設修繕費	16,155	16,155	16,155	・砂防修繕費 砂防施設の老朽化、破損した箇所への補強・修繕 ・砂防河川障害物除去費 支障木伐採、河床浚渫等 ・砂防指定地管理費 告示標識の修繕等	
維	地すべり防止区域管理・施設修繕費	8,141	8,141	8,141	・区域管理費 地すべり防止区域の維持管理(告示標識の修繕等) ・施設管理費 地すべり防止施設の維持管理(集水・横ボーリング孔洗浄工等) ・施設修繕費 地すべり防止施設の修繕(集水井関連施設の修繕等)	
維	急傾斜地崩壊危険区域管理・施設修繕費	6,058	6,058	6,058	・危険区域管理費 急傾斜地崩壊危険区域の維持管理(雪庇処理、障害物除去等) ・施設修繕費 急傾斜地崩壊防止施設の修繕(擁壁・転落防護柵の修繕等)	
維	砂防・地すべり観測設備維持管理費	25,556	18,956	18,802	砂防情報システム(観測局・中継局等)の維持管理及びサーバー更新経費 砂防・地すべり観測設備の維持管理経費等	
開	建設災害関連改良対策事業費	577,347	656,002	3,519	○再度災害を防止するため、被災箇所又は未被災箇所を含む一連の施設について一定計画等に基づき災害復旧事業に加えて実施する改良事業 ・過年災(小白川、萩生川) ・現年災	
維	地すべり・急傾斜地等巡視事業費	6,728	6,748	6,748	地すべり急傾斜地等巡視員の報酬職員費等	
開公	土砂災害警戒避難情報提供事業費	193,150	164,800	105,900	○土砂災害警戒時における迅速な避難活動を支援するための土砂災害警戒区域等の指定のための調査等を実施する。 ・警戒区域の基礎調査 ・土砂災害警戒システム改修	

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
開 公 単	土砂災害対策事業費(砂防)	2,389,415	1,233,061	59,511	○山地の荒廃により有害土砂が流出又はその恐れのある溪流若しくは火山地等における火山現象により被害を受ける恐れのある地域に砂防設備を整備する(堰堤工・護岸工・床固工等) ○補助事業対象外の土砂災害危険区域において、土砂災害を未然に防止するために施行する比較的小規模な砂防工事及び浚渫(堰堤工・護岸工・床固工等)等	
開 単	土砂災害対策事業費(地すべり)	1,398,322	769,972	69,272	○人家及び公共施設等に対する地すべり等による被害を防止するため、地すべり防止施設等の整備を行う。(集水井工・横ボーリング工等) ○補助事業対象外の土砂災害危険区域において、地すべり災害を未然に防止するため施行する比較的小規模な防止工事(集水井工・横ボーリング工等) ○地すべり対策事業により概成した箇所の効果判定調査費 ○「砂防関係施設機能改善計画(H30年6月策定)」に基づく定期巡視点検等	
公 単	土砂災害対策事業費(急傾斜地)	777,725	775,600	3,300	○急傾斜地の崩壊による人家や公共施設等への被害を防止するため、崩壊防止施設を整備する。(法枠工、擁壁工) ○国庫補助事業の新規要望を行うため、地形測量・調査を実施。 ○補助事業対象外の土砂災害危険区域において、急傾斜地の崩壊を未然に防止するため施行する比較的小規模な防止工事(法枠工・擁壁工等)	
開 公 単	砂防関係施設長寿命化対策事業費	409,800	259,410	3,205	○老朽化した砂防えん堤等の砂防関係施設について、計画的に補修・更新を実施	
開 公 単	砂防等災害関連緊急対策事業費	1,661,500	2,660,700	13,006	○当該年発生の風水害・震災等による土砂災害や地すべり等に対し、緊急的にその被害の除去及び軽減を図るための砂防等施設を整備する。 ○災害発生時に事業の認可申請用の図面・資料等を緊急に作成するための経費 ○比較的大規模な災害が発生した時の砂防関係施設等の緊急点検経費(外部委託) ○激甚災害に伴いがけ地の崩壊等が生じた場合に実施する緊急的な崩壊防止工事に対する補助事業(市町村への補助、補助率:国1/2、県1/4)	
単	大規模土砂災害対策緊急調査費	2,400	2,400	2,400	○大規模な土砂災害が急迫している場合、県民の生命・身体を保護するため緊急調査を実施し、市町村が的確に住民の避難指示等の判断ができるよう情報提供を行う。	
開	地域防災力強化型土砂災害対策事業費	372,700	210,000	2,000	○保全人家20戸以上の人家集中箇所かつ重要な保全対象を2項目以上含む箇所について、保全対策を実施し土砂災害防止を図る。 【重要な保全対象:①要配慮者利用施設 ②緊急輸送道路 ③指定避難所】	
直	国直轄砂防等事業費負担金	1,331,805	1,098,008	808	国直轄の砂防事業等に係る県の負担金	
単 災	建設災害復旧事業等調査費	1,532,500	400,000	12,700	災害査定設計書作成のための測量設計委託費	
公 災 ・ 単 災	建設災害復旧事業費	8,387,269	6,410,499	88,098	○公共(国負担率0.667) ・過年度災害復旧費 ・現年度災害復旧費 ○単独 ・現年度災害復旧費	
直 災	国直轄建設災害復旧事業費負担金	1,005,613	1,453,000	5,000	国が施行する災害復旧事業の負担金	

(11)空港港湾課

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
計		千円 3,144,456	千円 2,698,281	千円 1,290,463		
補物	港湾調査費	778	1,378	634	会議負担金 港湾統計調査費 全国輸出入コンテナ貨物流動調査	
補維物	酒田港管理費	76,856	73,889	73,811	酒田港保安対策費 海洋センター交流広場土地借地料 酒田港指定管理者施設委託料 他 ※指定管理者 ○酒田北港緑地・・・クリーンサービス㈱ ○酒田北港緑地展望台・・・(特非)山形県リサイクルポート情報センター ○海洋センター・・・GOOD LIFE ISLAND合同会社	
維物	地方港湾管理費	5,193	5,682	5,682	加茂港・鼠ヶ関港の電気料、水道料等 加茂港緑地等指定管理者委託料 他 ※指定管理者 ○加茂緑地、加茂レインボービーチ・・・(一財)鶴岡市開発公社 ○マリンパーク鼠ヶ関・・・鼠ヶ関自治会	
維物	酒田港維持費	71,543	73,234	24,890	酒田港維持管理業務 (道路及び港湾清掃・補修、緑地維持管理業務、臨港道路除雪 他) 廃油処理施設修繕	
維	地方港湾維持費	10,629	10,629	8,317	加茂港・鼠ヶ関港維持管理業務 (維持修繕委託、泊地維持修繕 他)	
補維物	山形空港管理費	42,471	43,520	43,520	山形空港の管理に要する経費	
補維物	庄内空港管理費	70,718	72,567	72,567	庄内空港の管理に要する経費	
維	庄内空港緩衝緑地管理費	93,723	94,652	94,621	庄内空港緩衝緑地の維持管理に要する経費(緩衝緑地管理委託等) ※指定管理者 庄内園芸緑化㈱	
維物	山形空港施設維持費	237,010	246,186	199,691	山形空港の施設維持に要する経費(消防業務委託、除雪業務委託等)	
維物	庄内空港施設維持費	294,528	287,158	180,327	庄内空港の施設維持に要する経費(消防業務委託、除雪業務委託等)	
職他補物	会計年度任用職員費	11,553	11,203	10,313	港湾事務所の会計年度任用職員経費	
報物	地方港湾審議会費	673	1,072	1,072	審議会委員の出席旅費、報酬等 港湾計画変更(策定)に伴う資料の印刷・製本	
物開単	酒田港港湾事業調査費	43,075	-	-	(令和5年度事業なし)	
物	港湾漂着物撤去処理事業費	43,472	46,670	9,822	港湾内に漂着するプラスチック片等の撤去・処理や枯葉の資源化に要する経費	
補物単	港湾施設管理運営費	14,446	18,719	18,719	廃棄物埋立護岸(海面処分場)管理費 海洋センター展示物修繕、子ども向けイベント開催経費等 臨港道路等照明灯更新	
公単	港湾施設長寿命化対策事業費	343,283	159,953	18,083	港湾施設等維持管理計画書策定、定期点検 港湾施設等長寿命化対策工事	

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
開 物 単	酒田港整備事業費	119,850	121,116	25,136	外航クルーズ船受入関係業務委託 (仮設フェンス設営、警備、航行安全調査) 船場町緑地改良 泊地浚渫	
公	地方港湾整備事業費	126,282	126,000	800	加茂港・鼠ヶ関港維持管理業務 (維持修繕委託、泊地維持修繕 他)	
開	港湾海岸保全対策事業費	15,750	15,750	950	酒田港北港地区の護岸補修	
直	国直轄港湾事業費負担金	594,286	355,147	990	国直轄の港湾事業に係る県の負担金	
職 他 補 物	会計年度任用職員費	50,980	48,870	45,200	山形空港事務所、庄内空港事務所の非常勤嘱託職員経費	
開 公 単	空港整備事業費	371,870	338,106	10,330	山形空港航空灯火更新 庄内空港滑走路端整備事業(RESA対策) 山形空港滑走路端整備事業(RESA対策) 山形空港有色防除雪氷剤対策事業 空港機能強化検討調査 山形空港場周柵改修 空港脱炭素化推進計画基礎調査	
公 単	空港安全対策事業費	85,297	96,530	5,430	除雪車両更新 空港施設長寿命化対策 庄内空港緩衝緑地長寿命化対策	
補	空港保安対策事業費	64,659	75,814	75,814	保安施設検査業務費補助金 保安施設検査機器設置費補助金	
単	空港環境対策事業費	9,285	10,133	10,133	住宅等騒音防止対策事業費補助金 周辺環境整備対策事業費補助金	
公 災 ・ 単 災	港湾災害復旧事業費	11,300	11,300	608	現年度に発生が予想される災害復旧費(単独) 現年度に発生が予想される災害復旧費(公共)(国負担率 0.667)	
単 災	港湾災害復旧事業等調査費	500	500	500	災害発生時における調査業務	
繰 出	港湾整備事業特別会計繰出金	242,494	261,813	261,813	港湾整備事業特別会計への繰出金	
職	一般職員費	91,952	90,690	90,690	空港・港湾関係職員の給与費	

(12) 建築住宅課

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 1,253,175	千円 1,354,061	千円 769,907		
補 物	営繕管理費	2,620	2,675	2,656	営繕工事の施工に伴う諸経費 県有施設の維持保全支援事業費	
補 物	建築行政費	6,667	13,691	0	建築審査指導業務 住宅政策推進に係る経費 長期優良住宅技術審査 低炭素建築物技術審査 建築物エネルギー消費性能適合性判定	

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要	要
		最終予算額	予算額	うち一般財源		
補物	宅地建物取引業法事務費	2,772	2,858	0	宅地建物取引に係る免許、登録、業者指導業務等	
物	建築動態統計調査費	122	147	0	統計法及び建築基準法に基づく建築動態統計調査	
補物	住宅事業市町村指導監督事務費	1,647	5,296	0	市町村施行の住宅事業の指導監督に係る経費	
補物	被災建築物等危険度判定体制整備事業費	59	140	140	地震等による建築物の被害拡大の防止を目的とする応急危険度判定体制の整備に係る経費	
維補物	県営住宅管理費	427,509	419,719	12,612	県営住宅及びすまい情報センター管理運営委託料 すまい情報センター施設管理費 県営住宅維持管理等にかかる経費 県営住宅管理システムの改修等に係る経費 債権回収にかかる弁護士への委託料	
単	がけ地近接等危険住宅移転事業費	533	2,271	2,271	土砂災害特別警戒区域内等の住宅の移転経費に対する助成	
報物	建築関係審査会費	332	549	0	建築審査会及び建築士審査会の開催経費及び委員報酬	
補物	やまがたの木造住宅建設担い手育成事業費	8,579	1,786	1,136	「木造建築伝承の匠」表彰事業 山形の家づくり「未来の匠」育成事業 総合的な住宅支援策等に関するインターネットサイトの運営 若手大工技能習得サポート事業	
補物	空き家対策推進事業費	875	12,977	12,977	山形県空き家対策連絡調整会議の運営 空き家等を活用した住み替え支援の検討・担い手育成モデル事業 中古住宅取得支援(R5募集戸数:25戸)	
公	県営住宅耐震等対策事業費	183,045	182,527	49,074	PFIによる十日町団地(旧鈴川団地:山形市)の買取費 PFIによる北新町団地(旧松境・住吉団地:酒田市)の買取費 PFIによる城北団地(旧通町:米沢市)の買取費 県営住宅住戸改善工事 等	
貸補物	良質住宅ストック形成推進事業費	-	671,452	669,318	住宅リフォーム支援 ・耐震改修分(県内工務店が行う耐震改修費用に対する補助) ・住宅リフォーム支援分(県内工務店が行うリフォーム費用に対する補助) ・住宅リフォーム資金融資(継続分のみ) ・パンフレット作成等の啓発経費 住宅新築支援 ・新規受付分 ・過年度受付分 ・パンフレット作成等の啓発経費	
補	住宅供給公社運営費	3,424	3,349	3,349	地方公務員等共済組合法に基づく長期給付負担金	
職他物補	会計年度任用職員費	15,354	15,340	0	会計年度任用職員に係る経費	
物	監理補助員報償費	2,861	2,861	0	県営住宅等監理補助員に係る経費	
補物	住宅施策推進事業費	120	121	72	住宅施策懇談会に係る経費	

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要
		最終予算額	予算額	うち一般財源	
補助物	暮らそう山形！移住・定住促進事業費	96,735	-	-	(他事業に組替え)
貸補助物	やまがたの家需要創出事業費	453,572	-	-	(他事業に組替え)
補助物	浸水住宅復旧緊急支援事業費	46,349	-	-	(事業完了)
補助物	セーフティネット住宅供給促進事業費	-	16,302	16,302	・セーフティネット住宅支援(SN住宅として登録する賃貸住宅リフォーム費用に対する補助)

(13) 総合支庁直接要求分

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額	令和5年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 304,922	千円 301,747	千円 272,570	
	村山	106,113	103,977	94,724	
	最上	44,652	44,521	40,605	
	置賜	81,939	82,634	76,146	
	庄内	72,218	70,615	61,095	
	管理課関係 小計	53,384	59,336	55,072	
職他 補物	(8.1.1.土木総務費)	27,925	27,735	25,690	公用車運転業務、建設部関係の総務・経理事務、用地関係業務を行う 会計年度任用職員の報酬及び一般社会保険料経費等
	会計年度任用 職員費	4,887	5,196	4,953	
		20,572	26,405	24,429	
	建設企画課関係 小計	19,855	19,163	17,631	
職他 補物	(8.1.3.建設業指導監督費)	6,834	6,641	6,105	建設業許可関係及び経営事項審査関係事務に配置する会計年度 任用職員の報酬及び一般社会保険料経費
	会計年度任用 職員費	6,624	6,391	5,879	
		6,397	6,131	5,647	
	県土利用政策課関係 小計	52,006	47,699	41,489	
補物	用地整理費	297	297	297	未登記用地及び未整理用地等の登記処理に係る事務経費 国土交通省所管の法定外国有財産である公共物管理処分事務費
		70	70	70	
		2,897	263	263	
		129	129	129	
職他 補物	(8.5.1.都市計画総務費)	20,682	20,006	17,445	屋外広告物条例・施行規則等に基づき、都市の美観風致の維持及び公衆に 対する危害の防止を図るため、屋外広告物の掲出の許可、必要な規制、 指導等を行う会計年度任用職員の報酬及び一般社会保険料経費 村山6名 置賜4名 最上2名 庄内2名
	会計年度任用 職員費	6,968	6,929	6,168	
		13,777	13,051	11,345	
		7,058	6,826	5,772	
物	屋外広告物指 導費	82	82		屋外広告物条例・施行規則等に基づく違反広告物の監視業務・除却指導 に係る経費
		13	13		
		21	21		
		12	12		
	道路整備課関係 小計	35,729	34,804	32,014	
職他 補物	(8.2.1.道路橋りょう総務費)	10,050	9,805	9,017	道路現況データの精査、道路台帳図面の管理等、道路台帳の整備業務及び 道路維持管理業務に係る会計年度任用職員の報酬及び一般社会保険料経費
	会計年度任用 職員費	3,401	3,471	3,197	
		6,763	6,321	5,811	
		15,515	15,207	13,989	

性質別	事業名	令和4年度 最終予算額		令和5年度		概要
				予算額	うち一般財源	
	河川課 小計	135,301		132,260	117,914	
職他 補物	ダム管理会計 年度任用職員 費	3,372 3,600 9,282	村山 最上 置賜 庄内	3,409 3,460 9,070	3,039 2,867 7,248	ダム管理に関する気象等の観測補助業務等を行う会計年度任用職員に係る経費
職他 補物	河川関係会計 年度任用職員 費	8,594 3,102 5,549 11,599	村山 最上 置賜 庄内	8,356 2,998 5,277 11,327	7,683 2,755 4,860 10,415	河川台帳整備、河川環境保全を行う会計年度任用職員に係る経費
職他 補物	河川維持関係 会計年度任用 職員費	28,277 14,096 17,089 17,316	村山 最上 置賜 庄内	27,646 13,810 16,420 17,003	25,448 12,706 15,109 15,648	河川監視及び河川管理を行う会計年度任用職員に係る経費
職他 補物	(8.3.1.河川総務費) 会計年度任用 職員費	8,515	最上	8,574	7,889	災害復旧工事設計業務及び河川総務事務を行う会計年度任用職員に係る経費
維	海岸維持費	4,910	庄内	4,910	2,247	海岸に散在する流木・ゴミ等の除去経費、湯野浜海岸の飛砂撤去経費
	空港港湾課関係 小計	8,647		8,485	8,450	
維	米沢ヘリポート 維持費	8,647	置賜	8,485	8,450	米沢ヘリポートの維持管理に要する経費 (指定管理者… 東北警備保障㈱)

(14) 空港港湾課【港湾整備事業特別会計】

性質別	事業名	令和4年度	令和5年度		概要
		最終予算額	予算額	繰入金	
	計	千円 460,763	千円 788,092	千円 261,813	
職共	施設管理職員費	27,755	28,260	0	職員5名の給与費
補物	施設運営費	102,459	120,412	0	酒田港・鼠ヶ関港及び加茂港の港湾施設管理経費
物	マリーナ運営費	1,205	1,539	0	鼠ヶ関マリーナの管理経費
維	酒田港施設維持修繕費	13,601	3,992	0	酒田港の港湾施設修繕
維	マリーナ施設維持修繕費	1,202	521	0	鼠ヶ関マリーナの港湾施設修繕
単	酒田港施設整備費	58,500	362,700	0	高砂埋立用護岸整備、西ふ頭くん蒸上屋加温設備整備、酒田港のふ頭舗装改良工事等
公債	公債費 (元金・利子)	256,041	270,668	261,813	公債費の償還金

4 公共事業評価の取組み

(1) 目的

本県では公共事業の効果的・効率的な執行及び重点化を図るとともに、計画段階から事業実施後までの各段階において、透明性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的として平成10年度から公共事業評価を実施している。

(2) 構成

- ① 個別事業の事前評価（計画段階）：
事業の妥当性（必要性や効果等）の検証、優先度の把握
- ② 個別事業の事業中評価（事業実施段階）：
事業継続の是非
- ③ 交付金の整備計画の事後評価：
目標の達成状況、個々の事業の進捗状況、事業効果の確認



山形県公共事業評価監視委員会の状況

(3) 実施件数

①②個別事業の事前評価・事業中評価

年度	所管	事業中評価				事前評価	
		全体	県土整備部	(農林水産部)	(その他) (企業局等)	(市町村)	県土整備部
平成10～15年度まで		273	149	54	2	68	
平成16年度		19	11	1		7	23
平成17年度		15	9	1		5	20
平成18年度		8	5	1		2	29
平成19年度		13	7	5		1	18
平成20年度		64	33	3		28	12
平成21年度		11	9	2			15
平成22年度		55	52	1		2	23
平成23年度		27	25			2	21
平成24年度		15	15				19
平成25年度		32	30	2			15
平成26年度		17	16	1			13
平成27年度		38	37	1			17
平成28年度		27	27				7
平成29年度		38	38				6
平成30年度		43	41	2			9
令和元年度		24	21	3			18
令和2年度		33	33				4
令和3年度		19	18	1			41
令和4年度		20	17	3			23
合計		791	593	81	2	115	333

※事前評価は部局ごとに実施しているため、県土整備部のみ記載。

③ 交付金の整備計画の事後評価

平成25年度1計画、平成26年度：7計画、平成27年度：10計画、平成28年度：4計画、平成29年度3計画、平成30年度：5計画、令和元年度：9計画、令和2年度：11計画、令和3年度：4計画、令和4年度：1計画

5 山形県県土づくり感謝状贈呈

(1) 概 要

公共土木施設等の利用環境の改善、安全の向上のため、活動する民間の団体及び個人のうち、著しい功績のあった者に対して知事感謝状を贈呈することにより、美しく、安全・安心な県土づくりの気運を高める。平成16年度から実施し、令和4年度までに1,124団体・個人に贈呈している。

(2) 対象者の選定・感謝状の贈呈

県土整備部感謝状贈呈者選定委員会において、各総合支庁長から推薦のあった者の中から対象者を選定し、土木の日（11月18日）頃に知事から感謝状を贈呈する。



(3) 実 績

(件)

部 門	H 16～24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	計
1 道路美化活動	50	39	21	22	30	51	28	27	24	26	38	356
2 河川・海岸等美化、環境 保全、愛護思想啓発活動	29	23	54	30	28	34	22	31	43	39	33	364
3 公園緑地等の保全・美化活 動	9	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	12
4 道路情報伝達業務	65	10	3	2	—	2	4	2	4	3	3	98
5 河川海岸監視、水防・防災 業務	47	13	2	2	11	5	2	5	3	4	1	95
6 地すべり急傾斜地巡視 業務	53	15	5	13	10	7	7	7	6	7	13	143
7 道路除雪業務	—	—	—	—	—	—	—	—	12	17	13	42
8 複数功績等	3	—	2	2	—	—	—	3	1	3	0	14
計	256	100	87	71	79	100	63	75	91	100	102	1,124

第3章 建設業許可状況等

本県の建設業法に基づく許可業者数は、令和5年3月末現在では4,526業者となっており、これを資本金階層別にみると、資本金1億円未満のいわゆる中小企業者が全体の99.7%、そのうち個人業者及び資本金500万円未満の零細業者46.6%と、中小零細業者が圧倒的多数を占めている。

県内建設業者の倒産状況は、令和4年は9件、負債額804百万円となっており、全産業に占める割合は件数で19.1%、負債額で11.9%となっている。

1 許可業者数調

建設企画課調べ(令和5年3月)

公所	許可区分	知事許可	大臣許可	計
	村山総合支庁(本庁舎)		1,309	35
村山総合支庁(西庁舎)		365	2	367
村山総合支庁(北庁舎)		409	5	414
最上総合支庁		387	6	393
置賜総合支庁(本庁舎)		590	6	596
置賜総合支庁(西庁舎)		247	6	253
庄内総合支庁		1,141	18	1,159
計		4,448	78	4,526

2 資本金階層別許可業者数調

建設企画課調べ(令和5年3月)

区分	個人	中小企業 (3,480)					大企業 (16)		計
		200万円未満	200万円 ～ 500万円未満	500万円 ～ 1,000万円未満	1,000万円 ～ 5,000万円未満	5,000万円 ～ 1億円未満	1億円 ～ 10億円未満	10億円以上	
許可別	個人								
知事許可	1,030	184	890	775	1,453	104	11	1	4,448
大臣許可		1		1	48	24	4		78
計	1,030	185	890	776	1,501	128	15	1	4,526
構成比	22.8%	4.1%	19.7%	17.1%	33.2%	2.8%	0.3%	0.0%	100.0%

3 工事種類別許可業者数調

建設企画課調べ(令和5年3月)

工事種類	区分			工事種類	区分		
	一般	特定	計		一般	特定	計
土木一式	1,164	356	1,520	ガラス	176	100	276
建築一式	1,501	210	1,711	塗装	517	255	772
大工	1,097	166	1,263	防水	252	129	381
左官	247	111	358	内装仕上	851	163	1,014
とび・土工・コンクリート	1,495	363	1,858	機械器具設置	192	9	201
石	680	263	943	熱絶縁	156	88	244
屋根	705	159	864	電気通信	92	6	98
電気	321	52	373	造園	210	57	267
管	775	107	882	さく井	53	8	61
タイル・れんが・ブロック	607	145	752	建具	266	112	378
鋼構造物	688	288	976	水道施設	860	320	1,180
鉄筋	132	109	241	消防施設	139	3	142
ほ装	886	329	1,215	清掃施設	4	0	4
しゅんせつ	451	221	672	解体	429	279	708
板金	289	111	400	合計	15,235	4,519	19,754

※数値は延べ数となっている。

4 許可業者数の推移

全国：国土交通省総合政策局建設業課調べ 山形県：建設企画課調べ

年・月	全 国				山 形 県			
	知事許可	大臣許可	計	対前年比	知事許可	大臣許可	計	対前年比
H24.3	473,893	9,746	483,639	97.0%	4,709	74	4,783	96.8%
H25.3	460,110	9,790	469,900	97.2%	4,638	82	4,720	98.7%
H26.3	460,828	9,811	470,639	100.2%	4,646	82	4,728	100.2%
H27.3	463,088	9,833	472,921	100.5%	4,676	79	4,755	100.6%
H28.3	457,708	9,927	467,635	98.9%	4,666	81	4,747	99.8%
H29.3	455,396	10,058	465,454	99.5%	4,619	83	4,702	99.1%
H30.3	454,705	10,184	464,889	99.9%	4,573	83	4,656	99.0%
H31.3	458,072	10,239	468,311	100.7%	4,587	81	4,668	100.3%
R2.3	462,214	10,259	472,473	100.9%	4,559	82	4,641	99.4%
R3.3	463,685	10,267	473,952	100.3%	4,492	81	4,573	98.5%
R4.3	464,920	10,373	475,293	100.3%	4,483	80	4,563	98.3%
R5.3	464,526	10,422	474,948	99.9%	4,448	78	4,526	99.2%

5 競争入札参加申込者数

建設企画課調べ(令和5年4月)

年度	工事参加者			測量・コンサルタント及び 工事材料参加者			合計
	県内業者	県外業者	計	県内業者	県外業者	計	
H22	1,393 (3)	600	1,993 (3)	353	401	754	2,747 (3)
H23	1,308 (1)	576	1,884 (1)	340	381	721	2,605 (1)
H24	1,339 (1)	613	1,952 (1)	369	406	775	2,727 (1)
H25	1,279 (2)	594	1,873 (2)	346	412	758	2,631 (2)
H26	1,286 (2)	623	1,909 (2)	349	428	777	2,686 (2)
H27	1,238 (1)	603	1,841 (1)	335	400	735	2,576 (1)
H28	1,257 (1)	632	1,889 (1)	340	423	763	2,652 (1)
H29	1,194	528	1,722	313	357	670	2,392
H30	1,221	589	1,810	328	393	721	2,531
R1	1,144	510	1,654	294	361	655	2,309
R2	1,180	565	1,745	315	382	697	2,442
R3	1,107	531	1,638	287	375	662	2,300
R4	1,152	571	1,723	297	394	691	2,414
R5	1,113	554	1,667	212	349	561	2,228

(()は内数で、共同企業体数)

6 建設業者倒産件数及び負債金額の推移

東京商工リサーチ調べ(負債額1,000万円以上)(単位:百万円・%)

区分 年	全 国						山 形 県					
	全 産 業		建 設 業		建設業/全産業		全 産 業		建 設 業		建設業/全産業	
	件数	負債総額	件数	負債総額	(件数比)	(金額比)	件数	負債総額	件数	負債総額	(件数比)	(金額比)
H24	12,124	3,834,563	3,002	403,047	24.8 %	10.5 %	58	10,051	17	1,219	29.3 %	12.1 %
H25	10,855	2,782,347	2,421	807,244	22.3 %	29.0 %	74	14,707	12	725	16.2 %	4.9 %
H26	9,731	1,874,065	1,965	235,682	20.2 %	12.6 %	62	20,822	12	6,653	19.4 %	32.0 %
H27	8,812	2,112,382	1,686	193,537	19.1 %	9.2 %	58	19,961	10	773	17.2 %	3.9 %
H28	8,381	1,950,899	1,581	165,279	18.9 %	8.5 %	53	11,417	9	3,313	17.0 %	29.0 %
H29	8,405	3,167,637	1,579	153,569	18.8 %	4.8 %	39	4,209	8	588	20.5 %	14.0 %
H30	8,235	1,485,469	1,431	175,334	17.4 %	11.8 %	48	4,313	8	615	16.7 %	14.3 %
R1	8,383	1,423,238	1,444	146,398	17.2 %	10.3 %	48	11,343	11	1,569	22.9 %	13.8 %
R2	7,773	1,220,046	1,247	109,315	16.0 %	9.0 %	38	7,065	5	229	13.2 %	3.2 %
R3	6,030	1,150,703	1,065	105,017	17.7 %	9.1 %	41	7,934	7	820	17.1 %	10.3 %
R4	6,248	2,331,443	1,194	119,357	19.1 %	5.1 %	47	6,755	9	804	19.1 %	11.9 %

第4章 技術管理

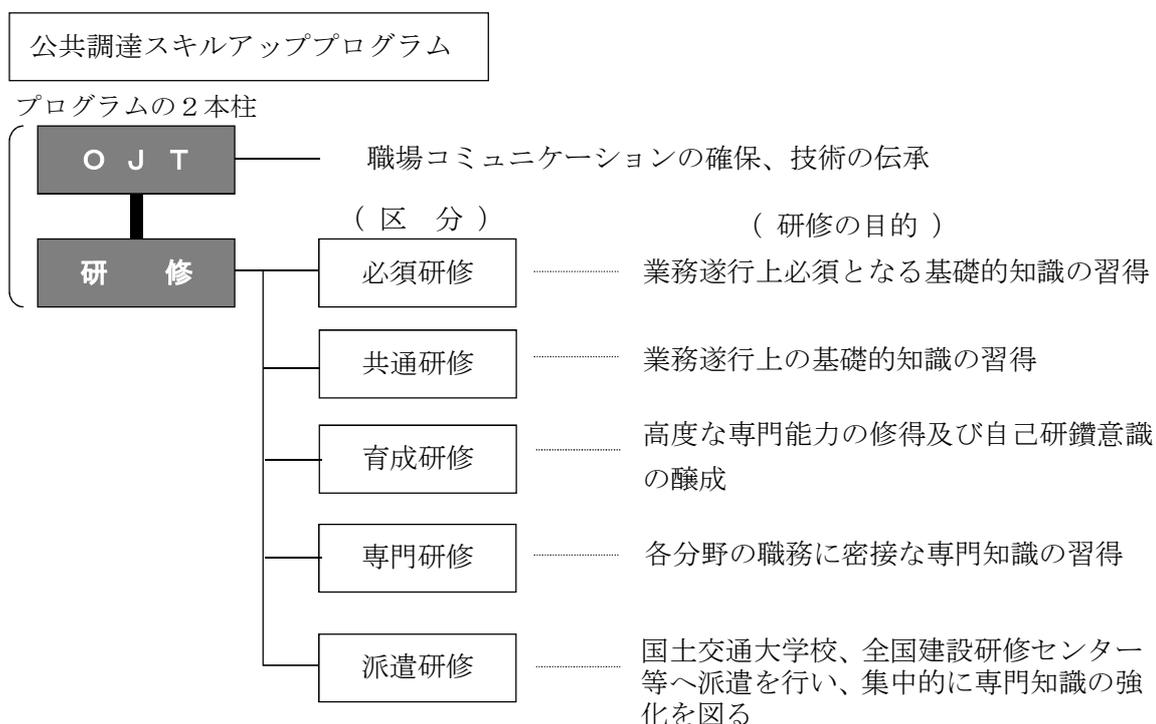
1 公共調達スキルアッププログラム

(1) 概要

近年、建設工事は施工技術・情報技術等が著しく進展する一方で、少子高齢化やアウトソーシングの拡大により、若手技術者への技術・ノウハウの継承などが課題となっている。このことは、土木行政を担う県技術職員においても同様であり、公共工事の品質を確保するため、積算、監督、検査・評定、技術審査などの発注関係事務を適切に実施できる技術力の確保はもとより、県民に対する説明責任や県土景観に対する意識付けなど、多面的な資質向上が求められている。

また、平成19年度にまとめられた「山形県公共調達改善委員会」の報告書において、企業評価を的確に行うためには、コンプライアンス面と技術面の両面にわたった発注者側のスキルアップが必要であると提言されたことから、職員個々の業務執行能力を向上させるため、従来の研修体系の見直しを図り「公共調達スキルアッププログラム」を、平成21年度から実施している。

(2) 「公共調達スキルアッププログラム」の構成



(3) 「公共調達スキルアッププログラム」の実績 (※H19までは、技術職員研修として執行)

研修区分		参加人数等	H18 ～ H19	ス キ ル ア ッ プ プ ロ グ ラ ム へ 移 行	H20 ～ H26	H27 ～ H30	R1	R2	R3	R4
必須研修	研修数		—		—	30	9	7	7	8
	人数		—		—	3,464	823	283	329	525
共通研修	研修数				33	23	6	4	4	6
	人数		443		4,547	1,319	271	74	309	395
育成研修	研修数		—		—	15	4	3	2	4
	人数		—		—	816	158	67	64	79
専門研修	研修数				227	74	20	16	22	18
	人数		1,661		12,716	3,677	787	341	941	857
階層別研修	研修数		2		14	—	—	—	—	—
	人数		17		487	—	—	—	—	—
現場研修	研修数		—		5	—	—	—	—	—
	人数		—		155	—	—	—	—	—
派遣研修	国土交通大学校	人数	7		28	20	6	0	5	4
	建設研修センター	人数	8		53	22	6	0	3	7
	東北地方整備局	人数	12		32	37	15	2	3	0
	土木人材育成協議会	人数	4		—	13	0	0	13	3
	その他	人数	7		18	5	3	2	0	0
建設業務事例発表会 (創意工夫事例発表会)	発表数		21		63	41	11	7	8	8
	人数		310		785	679	192	176	272	305
県・市町村技術職員研修 (現場研修)	人数		—	73	79	35	0	0	0	
受講者合計	人数		2,465	18,894	10,140	2,262	945	1,919	2,183	

注)受講者には県土整備部以外の受講者も含まれている。

※ R2年度以降、コロナ禍のため、形式を変更(中止、書面開催、規模縮小、web)した研修あり。

2 積算基準関係

(1) 積算基準

①標準歩掛

工事と業務委託の積算基準及び標準歩掛については、関係各省庁の積算関係基準等をもとに、毎年改定、制定し、工事費等積算の適正化を図っている。

②施工合理化調査・施工形態動向調査

適正な歩掛作成資料を得るため、国土交通省を中心に全国各県が協力して、昭和50年から原則毎年調査を実施している。

(2) 労務単価

建設労働者の賃金の正確な支払い実態を把握するため、毎年10月に2省(国土交通省、農林水産省)共同で、「公共事業労務費調査」を実施し、調査時点から決定時点までに生じる賃金水準の変動を考慮して公共工事設計労務単価が決定されている。

この調査には各県も協力して昭和45年から実施している。令和4年度は10月調査を実施し、県内152件の県発注工事(県土整備部・農林水産部)について実態調査を行った。

主要12職種における労務単価の推移

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
12職種単純平均(円)	19,367	20,167	20,983	21,642	21,817	22,900	23,967

※12職種……特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、特殊運転手、一般運転手、型枠工、大工、左官、交通誘導警備員A、交通誘導警備員B

(3) 資材単価、市場単価等

適正な予定価格の設定に必要な積算を実施するには、より実勢価格に見合った設計単価の設定が必要であるため、年4回の定期改定を行うとともに、物価変動が大きい場合は柔軟に対応することとしている。

4月及び10月の定期改定時には、県土整備部、農林水産部の共同委託で事前に実態を調査し、市場価格を把握しながら、その調査結果及び市販されている物価資料を基本にして、適正な設計単価の設定に努めている。

9月調査……当該年度10月改定の単価改定資料

2月調査……次年度4月改定の単価決定資料

資材価格の高騰への対策として、令和5年4月以降当面の間、物価資料掲載単価については前月と比較して価格変動があれば、毎月改定を行うこととしている。

(4) 機械損料

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課が制定している機械損料に基づいて設定している。2年ごとに全面改定される。

3 公共工事コスト縮減に関する取組み

厳しい財政状況のもと、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行による社会資本の整備を着実に進めるため、新技術・新工法の採用など創意・工夫を図り、公共事業のコスト縮減を推進するため、以下の取組みを行っている。

平成9年11月 『山形県公共工事コスト縮減行動計画』

平成11年度のコスト縮減率の目標値等を設定

平成14年3月 『山形県公共工事コスト縮減行動計画(第2次)』

平成15年度のコスト縮減率の目標値等を設定

平成17年3月 『山形県公共工事コスト縮減行動計画(第3次)』

従来の工事コスト縮減に、事業便益の早期発見、将来の維持管理費の縮減を加え、総合コスト縮減率として平成20年度の目標値を設定

平成22年3月 『山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラム』

従来のコスト縮減を重視した取組みから、コストと品質の両面を重視した取組

みへの転換を図り、総合的なコスト構造の改善を推進する。
 平成27年3月 『山形県公共工事コスト構造改善取組指針』
 従来のコスト構造改善の観点を維持しつつ、時限的な取組みでなく継続的なコスト構造改善の取組みを実施するための指針を策定

4 建設リサイクルに関する取組み

建設工事に伴い発生する建設廃棄物や建設発生土などの建設副産物のリサイクルを着実に実施するため、以下の取組みを行っている。

また、平成14年5月から、建設リサイクル法が全面施行され、一定規模以上の建設工事について分別解体及び再資源化等が義務付けられている。

令和2年度は全ての対象品目において、『山形県建設リサイクル推進計画'16』令和2年度目標値を達成しており、今後は『建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）』で定める東北地方における達成基準に準じて建設リサイクルに取り組んでいく。

- 平成6年10月 『リサイクルプランYAMAGATA』
平成12年度のリサイクル目標値等を設定
- 平成11年4月 『山形県建設副産物情報管理システム』
県機関における建設副産物の情報交換
- 平成12年4月 『山形県建設リサイクル推進計画』
平成17年度のリサイクル目標値等を設定
- 平成12年10月 『山形県建設副産物ホームページ』
建設副産物情報を県以外の機関と共有
- 平成14年4月 『山形県建設リサイクル指針』
建設リサイクル法を受け、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、関係者の役割及び目標値等を設定
- 平成18年10月 『山形県建設リサイクル推進計画'06』
平成22年度のリサイクル目標値等を設定
- 平成19年2月 『山形県建設リサイクル指針』改正
目標年度（平成17年度）を経過したことに伴う改正
- 平成24年2月 『山形県建設リサイクル推進計画'11』
平成27年度のリサイクル目標値等を設定
- 平成24年2月 『山形県建設リサイクル指針』改正
目標年度（平成22年度）を経過したことに伴う改正
- 平成29年2月 『山形県建設リサイクル推進計画'16』
令和2年度のリサイクル目標値等を設定
- 平成29年2月 『山形県建設リサイクル指針』改正
目標年度（平成27年度）を経過したことに伴う改正

令和3年度の実績及び『山形県リサイクル推進計画'16』『建設リサイクル推進計画2020』の目標値

対象品目	R3実績	山形県リサイクル推進計画'16 R2目標値	建設リサイクル推進計画2020 2024達成基準
建設廃棄物	99.69%	99%	98%以上
アスファルト・コンクリート塊	99.95%	99%以上	99%以上

コンクリート塊	99.87%	99%以上	99%以上
建設発生木材	98.39%	97%	97%以上
建設汚泥	93.39%	99%以上	90%以上
建設混合廃棄物	0.24%	排出率0.3%以下	排出率 3.0%以下
	90.63%	再資源化縮減率60%以上	
建設発生土	87.94%	80%以上	80%以上

5 県産技術の活用・支援

建設工事に関する新技術(新工法、新製品)の開拓に取り組む地元企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、平成17年12月より、『建設やまがた県産技術活用支援事業』として以下の取組みを行っている。ただし、平成27年度からは、事業の在り方等を検討するため、新規登録技術の募集はしていない。

- ① 県内の企業が開発した建設工事に関する新技術を募集し、審査を通過したもの、及び、審査を通過しなくても社会資本整備に大きく貢献できると判断されたものについて、ホームページにて紹介している。

平成19年度からは、「登録技術プレゼンテーション」を開催し、企業が県・市町村職員に対し、技術PRする場を提供している。

- ② 審査を通過した新技術のうち、施工実績が少ないものについて、試行工事を行い、現場見学会を開催している。

登録技術

登録年度	技 術 名 称	開 発 企 業
H17	泥土リサイクル技術 ボンテラン工法	(株)森環境技術研究所
	ボンテラン土を用いた伐採材再利用基盤材	(株)森環境技術研究所
	土砂排除機能付魚道設計技法	(株)庄内測量設計舎
	土嚢製造機『どのうくん』	プッシュ建設(株)
H18	光触媒焼付塗装パネル「ビュークリーン」	(株)山形メタル
	浸透系保護材コンクリート補修工法専用管理テスター	(株)ディバイテック
	バンブー舗装	(株)殖産工務所
H19	砕石微粉末粒状安定処理材「リテライト」	東北砕石(株)
	広角プリズム型反射式案内標識	山形スリーエム(株)
H20	路上工事用標示板(工事看板)向け カプセルプリズム型 高輝度再帰性反射シート	山形スリーエム(株)
H21	全天候型溶融式路面標示材 (All Weather Thermo)	山形スリーエム(株)
H22	繊維質流動化処理土「PBソイル」	(株)森環境技術研究所
H23	耐食・防食を施したダクタイトル鉄製組立枠工法	渡辺塗料産業(株)
H24	FRC (フライッシュ・リサイクル・コンクリート) 砕石	酒井鈴木工業(株)
H26	ジオダブルサンド工法	(株)茜谷
計	15件	

6 工事の監督・評定及び委託の監督・検査・評定

『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成13年4月）』に基づき、建設工事及び委託業務の監督・評定の適正化・透明化を図るため、以下の要領を定め、HPにて公表を行っている。また、成績評定点については平成21年10月27日から「電子閲覧システム」にて公表を行っている。

また、評定結果については、企業の技術力を示す指標として捉え、入札制度や表彰制度において様々な活用を行っている。

平成15年4月1日 『山形県建設工事監督要領、同重点監督実施要領』

『山形県建設工事成績評定要領』

平成16年4月1日 『山形県委託業務等監督要領』

『山形県委託業務等検査要領』

『山形県委託業務等成績評定要領』

7 多様な入札に関する取組み

公共工事等の品質確保の促進を図るため、技術力を評価する「多様な入札」として、以下の取組みを行っている。

(1) 総合評価落札方式

価格の他に、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みした者を落札者とする方式。

①取組み経緯

平成16年度に工事で試行を開始。平成20年度に「運用ガイドライン」を策定し、平成21年4月より本格実施した。

平成24年度から土木関係建設コンサルタント業務委託について「ガイドライン（試行版）」を策定し、試行を開始。平成28年7月より業務委託全般で本格実施した。

②平成27年度以降の対象工事

平成27年度以降は、対象工事4千万円以上の一般競争入札の全面実施及び1千万円以上4千万円未満の半数実施を目標に実施し、令和3年度以降は、対象工事3千万円以上の一般競争入札の全面実施及び1千万円以上3千万円未満の半数実施を目標に実施している。

令和4年度実施件数

		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	計
予定 価格	1億円以上	1	5	115	121
	3千万円以上1億円未満	0	0	230	230
	3千万円未満	0	0	77	77
合計		1	5	422	428

(2) 契約後VE方式

目的物の機能を低下させずにコストを縮減する、または同等のコストで機能を向

上させるため、民間も含めた技術力を活用しようとする方式。（平成12年度より実施）

(3) プロポーザル方式

具体的な実施方針、実施体制、技術者の経験や実績により特定するためより質の高い成果が得られることを可能にする方式。（平成15年度より実施）

(4) 県内業者優先指名競争入札方式

土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務において、これまで県外業者が指名されてきた業務のうち、指名選定の特性評価で指名業者の絞り込みを行う際に県内業者が含まれる業務を対象として、優先的に県内業者を指名するという方式を試行実施している。（平成24年度より実施）

(5) 共同設計方式

調査設計業務等において、より品質に優れた業務を実現するとともに、地域の技術水準の向上に資するため、地域の特性等に精通する地域の企業と専門的な技術を有する企業が共同で調査・設計を行う方式。（平成21年度より実施）

8 CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）に関する取組み

CALS/EC^{キャルスイーシー}とは、公共事業の執行上、従来、紙で交換されている情報を電子化し、通信ネットワーク等IT技術の活用により、関連情報を連携して利用できる環境を構築し、公共施設の維持管理までを含めた、業務プロセス全体の改善と合理化を図っていくことを目的とする取組みである。

本県では、国土交通省の基本構想や地方展開アクションプログラムを受け、平成14年度に、県における基本指針として「山形県CALS/EC整備基本計画」を策定するとともに、平成15年度にCALS/EC導入推進のため「山形県CALS/EC推進協議会」を組織し、受発注者双方が取り組むアクションプログラムとして「山形県CALS/EC実施計画」を策定し、主に以下の取組みを段階的に推進している。

(1) 電子入札

公共事業の入札を、インターネットを利用して行うものであり、入札手続きの透明性の向上、事務の効率化、コスト縮減及び入札参加者の増加による競争性向上を目的とする取組みである。

①電子入札システムの開発経緯

- 平成13年度 開発検討業務を(財)日本建設情報総合センターに委託。
- 平成14年度 試行用システムの整備を開始。
- 平成15年度 電子入札の試行運用を開始。最初の電子入札を11月に実施。
- 平成16年度 本稼動用システム開発を開始。電子入札の試行運用を継続。
- 平成17年度 本稼動用システム開発を継続。電子入札の試行運用を拡大。
- 平成18年度 4月から本格運用を開始。

- 平成19年度 システムの一部改修（入札参加資格の事後審査方式、質問回答機能に対応）
 発注者側の電子認証局を東北インフォメーション・システムズ（株）からLGPKI（地方公共団体組織認証基盤）に変更。
- 平成20年度 システムの一部改修（発注者側の電子認証局（LGPKI）の整理統合に伴い地域認証局から組織認証局へ変更）
- 平成21年度 システムの一部改修（電子閲覧システム運用開始に伴うシステム連携に係る改修）
- 平成22年度 システム再構築に係る基本設計業務委託の実施
- 平成23年度 システム再構築に係る開発運用業務委託の実施
- 平成24年度 現システム稼働開始（平成24年12月～）

②電子入札実施件数（工事・コンサルタント等） 単位：件

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県土整備部	2,537	2,156	1,863	1,777	1,543	1,531	1,786	1,737	1,634	1,660
農林水産部	540	558	539	588	636	571	596	611	541	525
その他	164	195	178	171	146	148	169	132	155	182
合 計	3,241	2,909	2,580	2,536	2,325	2,250	2,551	2,480	2,330	2,367

③電子入札システムの運用時間

- ・受注者 8:30～20:00
- ・発注者 8:30～21:00

④電子入札の対象

入札区分	一般競争入札	指 名 競争入札	随意契約
建設工事	○	○	△
建設工事に係る調査・測量・ 設計・コンサルタント業務	○	○	△
一般業務委託（除雪・維持修繕）	△	△	△

（凡例） ○:電子入札が原則 △:電子入札ができる ×:システムでの対応不可

⑤電子入札ヘルプデスク

- ・システム操作等に関して、受注者及び発注者からの問合せを、電話・メールで受付。
- ・受付時間 9:00～12:00及び13:00～17:30

⑥ヘルプデスク受付件数 単位：件

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	1,082	970	836	776	617	556	724	770	499	393

⑦山形県ホームページの活用

- ・山形県電子入札案内ページ（電子入札の受注者向け総合案内）
- ・URL：<http://www.pref.yamagata.jp/sr/dbkk2/index.html>

⑧電子入札説明会の実施

- ・発注者及び受注者向けの説明会を実施

(2) 設計図書の電子閲覧

設計図書の閲覧を、入札参加者が発注機関を訪れることなく、インターネットを利用して行うものであり、入札手続きの透明性の向上、事務の効率化、コスト縮減及び入札参加者の増加による競争性向上を目的とする取組みである。

電子閲覧のためには、閲覧に供する工事発注図面の電子化への対応として、測量・設計段階からの図面電子化(CAD化)が不可欠であることから、次項の電子納品の推進と一体となった取組みが必要となる。

①取組み状況

平成20年度より電子閲覧システム基本設計、詳細設計及び開発に着手、平成21年10月27日よりシステム運用開始。

②電子閲覧実施件数

単位：件

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県土整備部	2,864	2,366	2,041	1,919	1,707	1,825	1,932	1,865	1,747	1,712
農林水産部	721	622	630	622	635	529	572	676	603	508
その他	162	184	171	182	272	254	326	165	174	285
合 計	3,747	3,172	2,842	2,723	2,614	2,608	2,830	2,706	2,524	2,505

(3) 電子納品

従来、紙ベースで納品されている調査・測量・設計、工事の業務成果品、建設工事における工事写真や工事完成図等を電子データで納品してもらうものであり、省スペース・省資源化、コスト縮減、業務の効率化等を目的とする取組み。

①取組み状況

平成16年2月に「山形県電子納品取扱要領」を策定し、平成16年4月より試行を開始した。その後、運用課題を踏まえた要領の改訂や、平成19年4月には、運用上の取扱いを定めた「山形県電子納品運用マニュアル」を策定する等、課題への対応を図りながら、段階的に試行の拡大を行い、平成22年4月から本格運用へ移行した。

また、令和元年度からは、原則として、建設工事及び建設工事に係る測量・設計・コンサルタント業務の全ての成果品を対象として運用を行っている。

②電子納品実施件数

単位：件

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
工 事	701	791	633	762	630	559	674	664	709	276
業務委託	444	438	386	434	290	242	392	316	376	84
合 計	1,145	1,229	1,019	1,196	920	801	1,066	980	1,085	360

(4) 情報共有

公共事業の調査・計画、設計、施工及び維持管理といった各業務プロセスで発生する

書類、図面、写真等の各種情報を電子化し、インターネット経由で関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報の交換・共有を行うことを目的とする取組み。

①取組み状況

各種サービスプロバイダが提供するASP型情報共有システムを利用することとし、平成29年度より当初設計金額2千万円以上の建設工事（営繕工事を除く）を対象として試行を開始した。

その後、令和2年4月に「山形県県土整備部における工事情報共有システムの利用要領」を策定し、本格運用へ移行するとともに、利用対象を全ての建設工事（営繕工事を除く）に拡大した。

また、令和3年2月には「山形県県土整備部における情報共有システムの利用要領」に改定し、利用対象に建設工事に係る測量・地質調査・設計等業務を追加した。

②情報共有システム利用件数

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	46	128	359	656	865	846

(5) 山形県ホームページの活用

山形県公共事業入札情報（発注見通し、入札公告、入札結果等の公表）

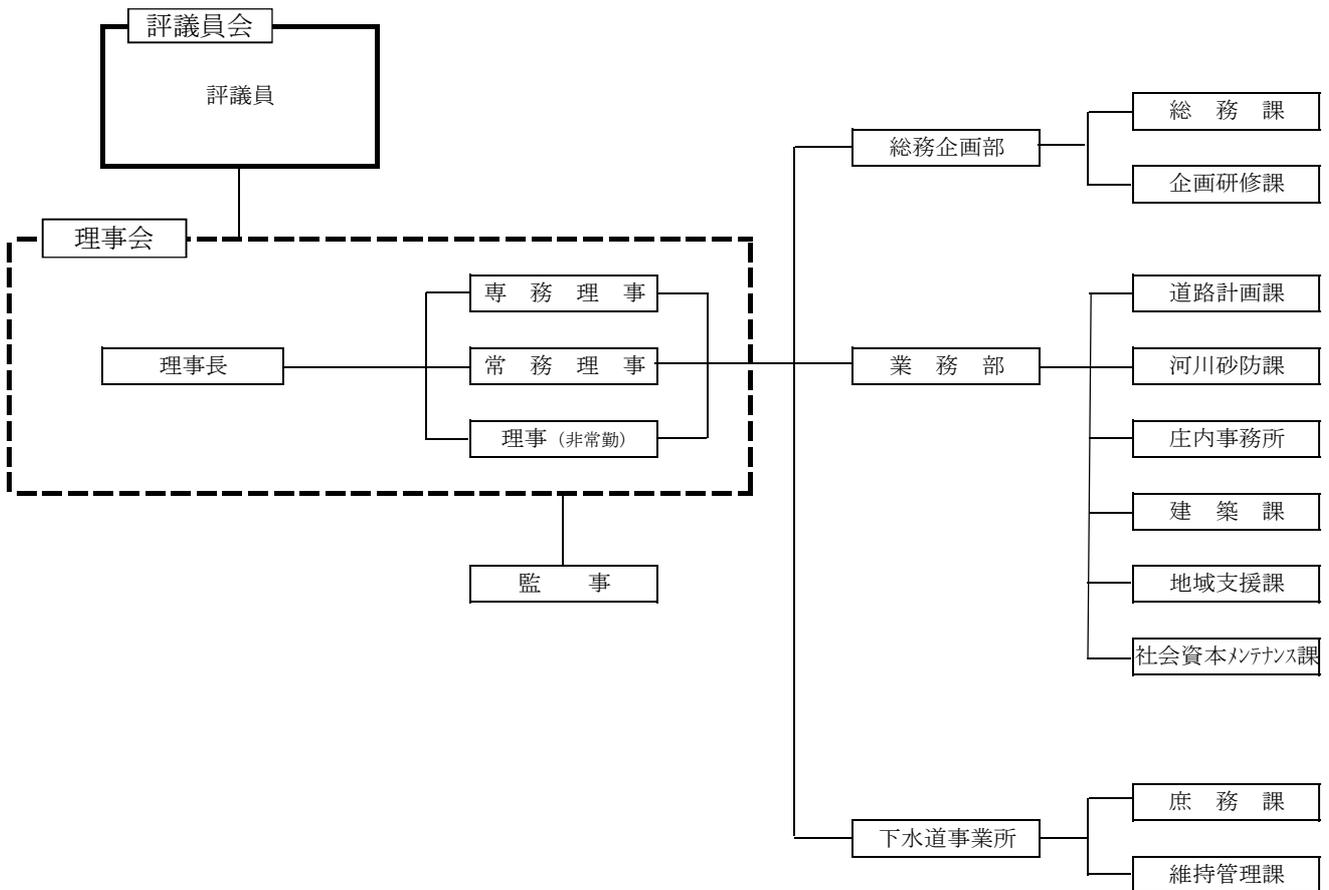
URL: https://ppi.cals.pref.yamagata.jp/PPI/public_portal.html

9 公益財団法人山形県建設技術センター

建設技術センターは、建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援等を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

- 設 立 : 昭和54年4月1日 (平成25年4月1日公益財団法人へ移行)
- 出 資 金 : 72,940千円 (山形県 41,470千円 市町村 31,470千円)

(1) 組織概要 (R5.4.1現在)



(2) 職員数

部長	次長	課長等	補佐等	技術主査等	主査等	一般	小計	臨時職員	合計
2	2	7	16	17	3	12	59	13	72

(3) 事業内容

- ア 公益目的事業
 - ・ 建設技術者の技術力向上及び発注者等への技術支援
 - ・ 流域下水道施設の維持管理支援
- イ 収益事業
 - ・ 積算・工事監理等発注者支援

第5章 山形県建設事業情報総合管理システムの開発利用状況

1 システムの概要

山形県建設事業情報総合管理システム（以下「建設システム」）は、県が行う建設事業について、事務処理を標準化し、かつ、情報の一元管理を行うことにより、効率的な事務執行を実現することを目的としたオンラインシステムである。

2 開発の経緯

平成5年度より土木部（現 県土整備部）、農林水産部共同により開発に着手し、平成8年4月から予算、工事、業者、用地及び災害の各業務について運用を開始した（一次開発）。その後、引き続き二次開発を進め、用地のうち年間取得計画把握業務及び公共用財産管理業務、積算、副産物管理、施設（台帳）管理についても順次運用を開始し、平成12年4月にすべての機能について運用を開始した。

また、山形県基幹高速通信ネットワークが整備されたことに伴い建設システムの入力作業を一人1台パソコンより行えるようシステムを再構築し、平成17年1月に運用を開始した。

さらに、平成18年4月からの電子入札本格実施に合わせ、電子入札システムとのデータ連携を実現した。また、平成21年10月からの電子閲覧システムの稼働に合わせ、電子閲覧システムとのデータ連携を実現した。

平成23年度よりシステムの再構築を開始し、平成27年7月6日より新システムでの稼働を開始した。

3 利用対象所属

- ① 本庁県土整備部各課
- ② 本庁農林水産部農村計画課、農村整備課、森林ノミクス推進課及び水産振興課
- ③ 会計局工事検査課
- ④ 各総合支庁建設部
- ⑤ 各総合支庁総務企画部（総務課）
- ⑥ 各総合支庁産業経済部（地域産業経済課、農村整備課、森林整備課、水産振興課等）
- ⑦ 企業局 ※一部機能のみに限定

4 システムの特徴

- ① 制度改正やネットワーク環境の整備等に合わせて適宜機能改善を行うことで、業務に即したシステムを維持
- ② 建設事業の事務処理を標準化。データベースとしてだけでなく、制度面もフォローすることで、ミスを事前に防止する業務支援としての機能も重視
- ③ グラフィカルな画面操作で操作性を統一。作業効率の向上と入力ミスを軽減

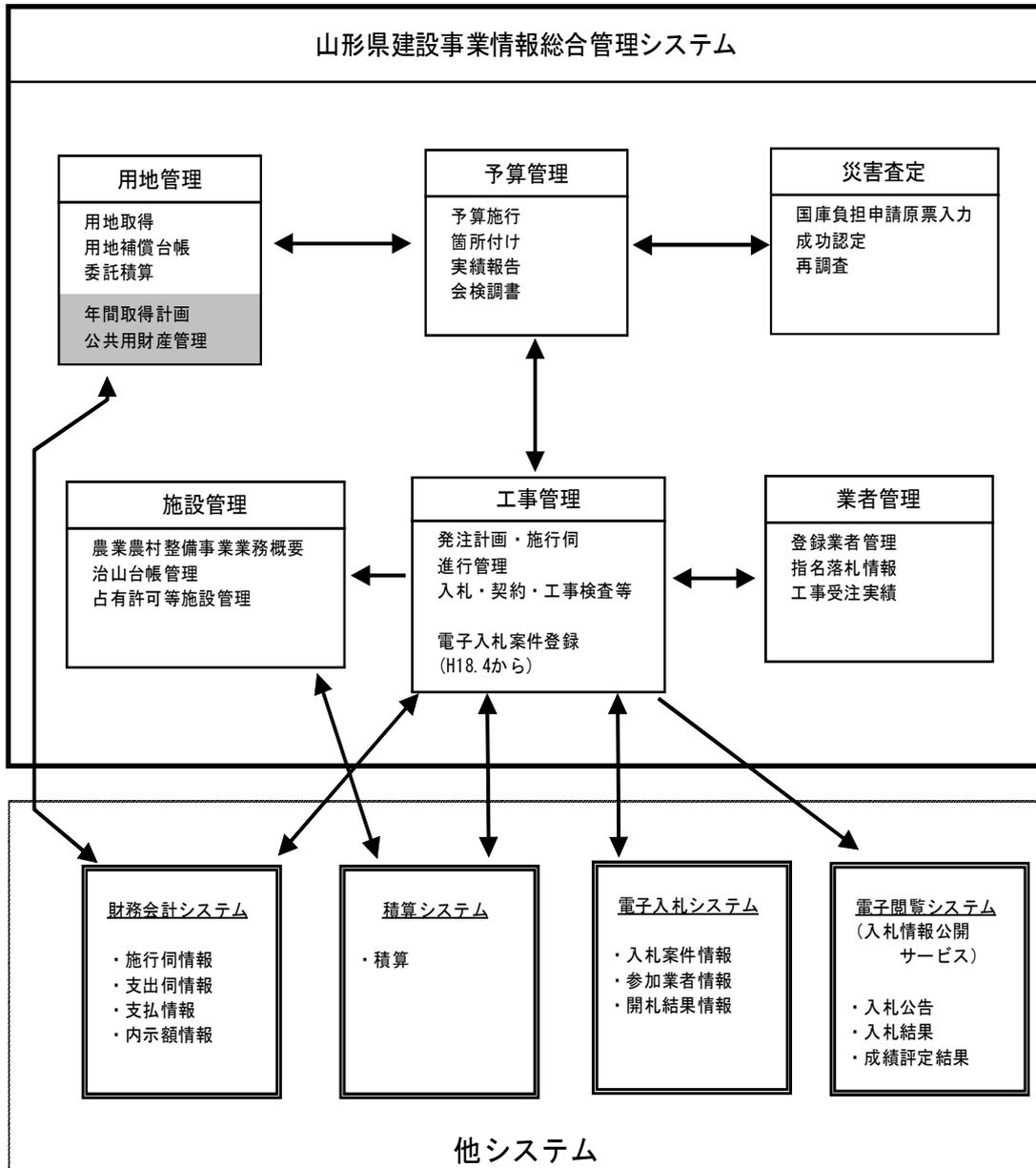
- ④ 平成 17 年 1 月に専用端末を廃止して一人 1 台パソコンへ移行。作業環境の向上と運営コストを削減
- ⑤ 他システムとの連携により、情報の共有と有効活用を実現

5 システム処理機能の概要

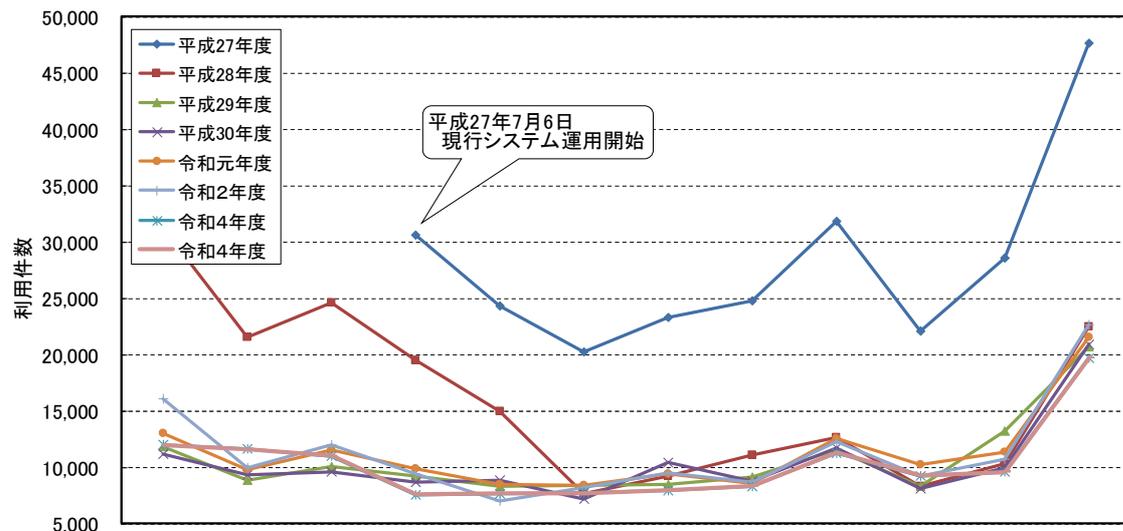
※ 別図「システム業務関連図」参照

サブシステム	処 理 概 要
予算管理	<p>県が実施する建設事業について、事業計画に基づく予算の箇所付け及び経費の配分を行うことで、工事管理及び用地管理サブシステムでの事業の執行を可能とし、その後は契約・支払い実績等の一元管理により、ユーザーに事業の執行状況や精算、繰越といった各種情報を提供する。</p>
工事管理	<p>工事及び業務委託に関する一連の事務処理(工区の設定、施行伺い、入札、契約、検査、支払、監査資料作成等)をシステム化する。特に電子閲覧システムや、電子入札システム・財務会計システムとのデータ連携によって、より効率的な事務執行を実現している。</p>
業者管理	<p>競争入札参加資格者名簿の管理を行う。ここでのデータは、工事管理サブシステムで行う一般競争入札での入札参加資格審査や指名競争入札での業者の選定、並びに電子入札システムでのシステム利用者の照合などに活用されている。</p>
用地管理	<p>各種契約書、事業実施伺い、税務署提出書類、台帳及び実績報告書の作成などをシステム化する。特に財務会計システムとのデータ連携機能によって、より効率的な事務執行を実現している。また、年間取得計画の情報を登録し、情報の積み上げを行い、計画に対する進捗状況の把握を可能とする。</p>
災害査定	<p>災害査定に関する各種帳票を画面登録により作成し、これを基礎情報として予算管理及び工事管理サブシステムでの事業実施を可能とする。また、工事執行の実績を年災ごとに管理し、成功認定及び再調査に関する各種帳票を作成する。</p>
施設(台帳)管理	<p>他のサブシステムで作成されたデータを有効利用することを目的に、主として各種台帳の管理検索業務及び集計業務を処理する。 ・占用許可業務 ・農業農村整備事業概要作成業務 ・治山台帳作成業務</p>

山形県建設事業情報総合管理システム業務関連図



6 システム利用状況（令和4年度末時点）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成27年度 (7月6日から)	※			30,614	24,343	20,232	23,310	24,769	31,867	22,108	28,572	47,694	253,509
平成28年度	31,242	21,557	24,656	19,502	15,014	7,684	9,269	11,098	12,714	8,316	10,346	22,490	193,888
平成29年度	11,875	8,881	10,036	9,263	8,356	8,438	8,484	9,117	11,605	8,364	13,261	20,701	128,381
平成30年度	11,173	9,371	9,606	8,719	8,848	7,221	10,475	8,774	11,701	8,150	9,945	20,899	124,882
令和元年度	13,049	9,808	11,563	9,927	8,538	8,385	9,473	8,639	12,590	10,245	11,377	21,529	135,123
令和2年度	16,082	9,985	12,026	9,393	6,988	8,262	9,555	8,684	12,323	9,286	10,767	22,720	136,071
令和3年度	13,353	12,359	11,163	9,307	8,420	7,746	7,505	8,948	11,524	7,845	10,227	18,423	126,820
令和4年度	12,014	11,622	11,029	7,615	7,679	7,763	7,993	8,359	11,297	9,280	9,589	19,743	123,983

※平成27年7月6日新システムの運用開始に伴い平成27年7月以降の件数のみ記載。
 (関連システムに機能を切り分けたため、旧システムと比較する事が出来ないことによる)

7 システム研修

(1) 令和5年度研修計画

初任者（新任担当者）を対象とした業務別基礎研修を実施する。

研修コース	開催月	日程 (日間)	開催回数 (回)	定員 (人)	主催者
予算・工事管理 経理事務編	4月	1	2	12	(電子入札システム研修に併合)
予算・工事管理 事業担当編	5月	1	2	12	建設企画課、農村整備課、森林ノक्स推進課

- 研修会場：県庁 15F e-ラーニングルーム
- 研修環境：端末機 24 台（受講者一人につき端末機 1 台）

(2) 研修受講者数

研修コース	H21 以前	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計	
予算管理 工事管理	経理事務編 事業担当編	1,745	24	28	23	19	12	44	13	18	18	20	※	※	2,352	
		26	28	28	34	27	95	39	31	26	27	27	※	33		
用地管理	土木	478	11	18	13	11	11	16							558	
	農林	95	5	5	6		2	11							124	
積算・副産物管理		304	26	31	30	16	16	75	41	53	42	48	28	※	761	
その他		1,230					40								1,270	
合計		3,852	92	110	100	80	68	281	93	102	86	95	55	0	84	5,014

※：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

第6章 用 地

1 用地行政の基本方針

(1) 円滑な用地取得の推進

近年の公共事業は、効果的かつ効率的な予算執行による事業の重点化と、事業効果の早期発現が求められている。そのためには、適切な事業計画に基づく用地取得業務のスピードアップが必要である。一方、価値観の多様化、地権者の権利意識の高揚などとともに、情報公開、個人情報保護、説明責任などに対する的確な対応が求められており、用地取得業務はこれまで以上に困難になってきている。このため、次により計画期間内での円滑な用地取得の推進に努める。

①適正で計画的かつ効率的な用地取得業務の推進

- (i) 事業実施部門との緊密な連携のもと、事業施行の見通し等について早期に調整し、計画的かつ効率的な用地取得業務の推進を図る。なお、用地取得難航案件については、土地収用制度の活用を検討する。
- (ii) 新任用地職員研修会をはじめとした各種研修や意見交換の機会を充実させ、用地職員のスキルアップを図り、適正な補償と業務執行体制の強化に努めるとともに、更なる外部委託も検討し、業務の効率化を図る。
- (iii) 山形県用地対策連絡協議会事務局として公共事業用地取得に係る適切な損失補償基準の運用指導を行うとともに、東北の関係諸機関と相互に連携し、円滑な用地取得に努める。

② 県土地開発公社と諸制度の活用

- (i) 専門的な知識と経験を有する県土地開発公社に、補償金算定や用地交渉などの用地取得業務の一部を委託し、円滑な用地取得を図る。
- (ii) 国土交通省からの依頼を受け、事業促進を図るため用地国債による用地の先行取得を行う。具体的には土地開発基金を活用した用地先行取得とし、その業務の一部を土地開発公社に委託する。
- (iii) 円滑な用地取得に向け、県土地開発公社を活用して「公有地の拡大の推進に関する法律」による代替地取得を推進する。

(2) 廃川廃道の処分促進及び国有財産の適正管理指導

①廃川廃道敷地の処分の促進

公共事業の施行に伴い生じた廃川廃道敷地については、国から譲与を受け、「廃川廃道等敷地売却実施計画」に基づき、公共事業の用地提供者等に売り払うなど早期処分に努め、土地の有効活用を図る。

②国有財産（法定外公共物）の適正な管理事務への助言

機能を有する里道・水路等の法定外公共物は、地方分権一括法の施行に伴い、市町村が譲与を受け、財産管理・機能管理を行っており、県は市町村の財産管理等の事務の適正化のための助言を行う。

(3) 収用委員会の運営について

今年度は、国土交通省（東北地方整備局酒田河川国道事務所）起業の「一般国道7号遊佐象潟道路」（遊佐町内）について、3件の裁決申請が予定されている。また、所有者不

明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく知事裁定申請2件について、意見を求められる見込みである。

関係法令を遵守し、適切な手続きを行うとともに、効率的な委員会の運営を図る。

2 用地取得実績

過去5年間の土木公共及び単独事業に係る用地取得実績は、次の表及び図のとおり推移している。

平成29年度から、現年の用地取得実績に加え、「先行取得」として東北地方整備局から委託を受け、山形県土地開発基金を活用して国土交通省事業の用地取得を行っている。令和5年度は、一般国道113号小国道路、一般国道112号山形中山道路及び一般国道47号高屋防災工事について先行取得を行う予定である。

表 用地取得実績の推移

項目 年度	現年公共		先行取得		計	
	取得面積	用地補償費	取得面積	用地補償費	取得面積	用地補償費
	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円
H30	222,370	3,024,832	367,649	1,130,608	590,019	4,155,440
R 1	231,296	4,706,187	115,492	368,309	346,788	5,074,496
R 2	228,924	4,178,128	98,770	169,419	327,694	4,347,547
R 3	308,161	4,097,359	74,031	106,318	382,192	4,203,677
R 4	230,209	4,473,951	146,556	611,133	376,765	5,085,084

図 用地取得実績の推移（面積） 単位：千㎡

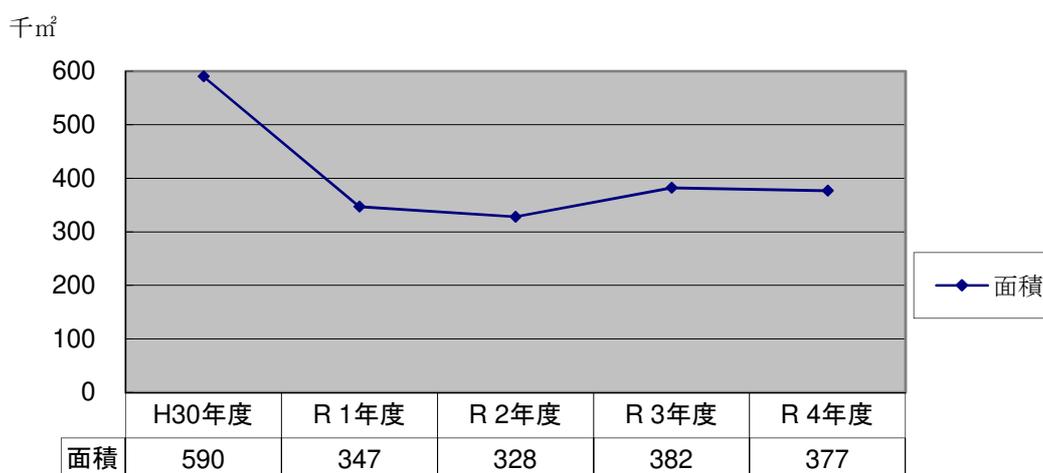
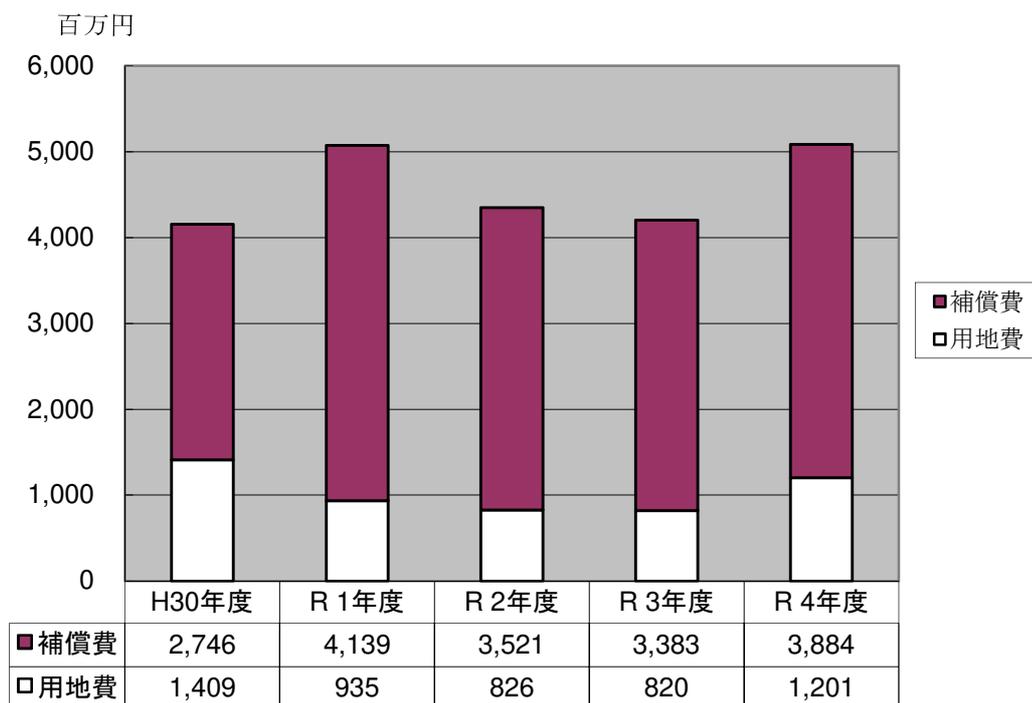


図 用地取得実績の推移（金額） 単位：百万円



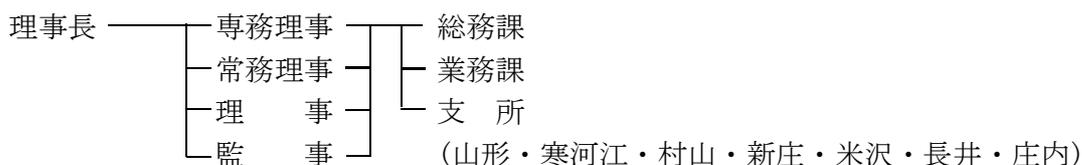
3 山形県土地開発公社

山形県土地開発公社は、公共用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としており、県及び国土交通省等の公共事業用地の先行取得事業、公共事業用地の取得業務の受託事業等を行っている。

(1) 組織概要

設 立 昭和 48 年 3 月 31 日

基本財産 3,000 万円



(2) 常勤役職員数

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分	役員	本 社			支 社							合計	
		総務課	業務課	計	山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	庄内		計
役員	3												3
職員		1	2	3	6	2	3	1	1	1	2	16	19
派遣													0
嘱託		1		1		1		1	3	1	3	9	10
計	3	2	2	4	6	3	3	2	4	2	5	25	32

(3) 令和4年度事業実績

①公有用地取得事業

事業名	取得面積(m ²)	取得額(千円)
公有用地取得事業	0	0
代行用地取得事業	0	0
代替地取得事業	0	0
計	0	0

(注)公有用地 公社が所有権を取得した土地

代行用地 公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地

②用地取得受託事業(用地取得業務の受託)

事業名	取得面積(m ²)	用地補償費(千円)
県土整備部事業	230,131	2,341,437
県土整備部外事業	0	0
計	230,131	2,341,437

第7章 土地利用

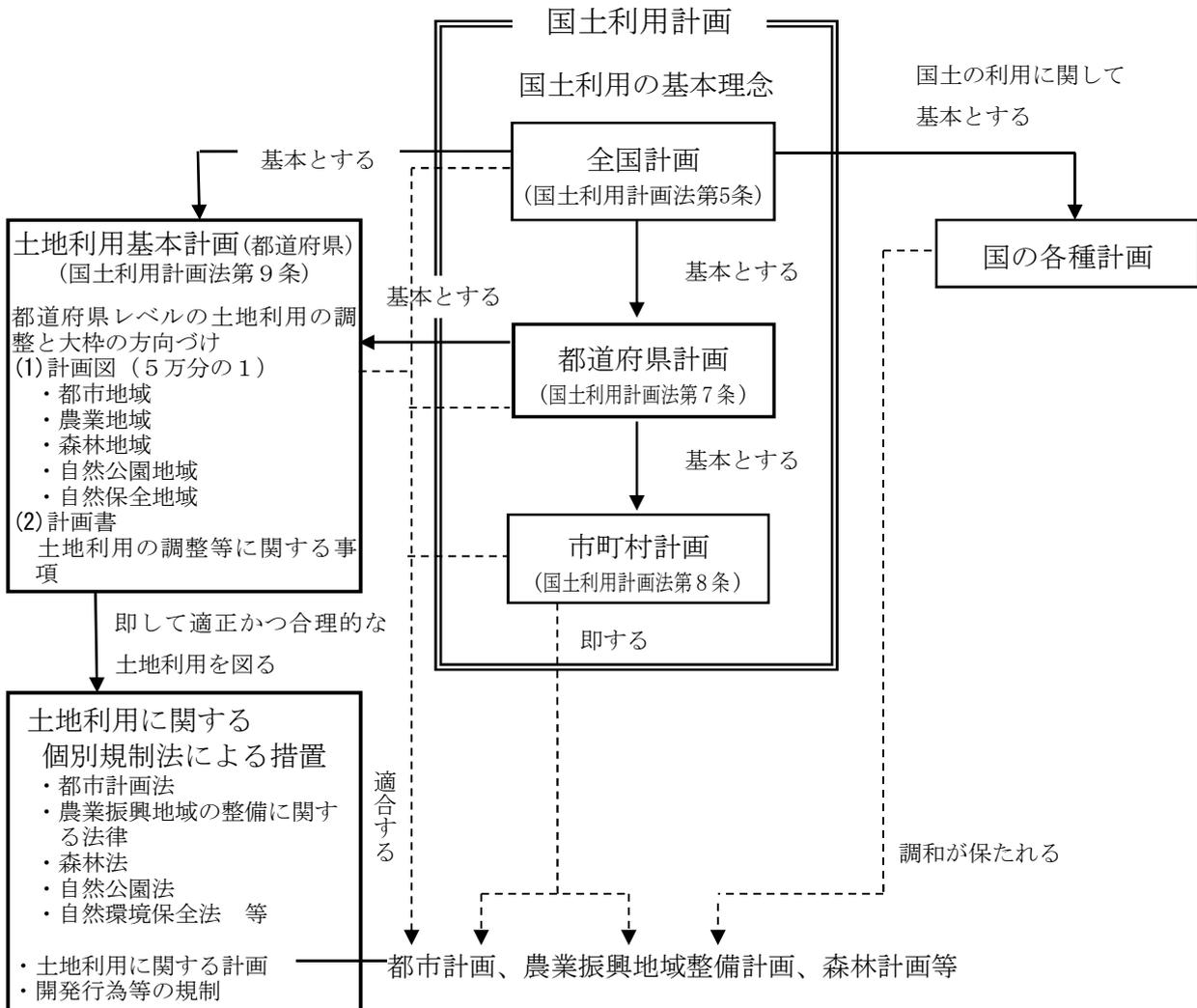
1 国土利用計画

(1) 概要

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画からなり、それぞれ計画において、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等について定める。

- ① 全国計画は、国土形成計画（全国計画）と一体的に策定することとされており、都道府県知事と国土審議会の意見を聴いて、国土交通大臣が案を作成し、閣議の決定を経て定める。
- ② 都道府県計画は、全国計画を基本に、市町村長と都道府県の審議会の意見を聴いて、知事が定めることができる。
- ③ 市町村計画は、都道府県計画を基本に、住民の意向を十分反映させたいうで、市町村長が定めることができる。

○ 国土利用計画の体系



国土利用計画に定める事項は次のとおりである。

- (1) 国土の利用に関する基本構想（国土の総合的・計画的な利用の基本方針）
- (2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要
- (3) (2) を達成するために必要な措置の概要

○ 山形県国土利用計画の策定状況

第一次山形県国土利用計画：昭和52年3月県議会議決、目標年次：昭和60年

第二次山形県国土利用計画：昭和61年3月県議会議決、目標年次：昭和70年

第三次山形県国土利用計画：平成8年3月県議会議決、目標年次：平成17年

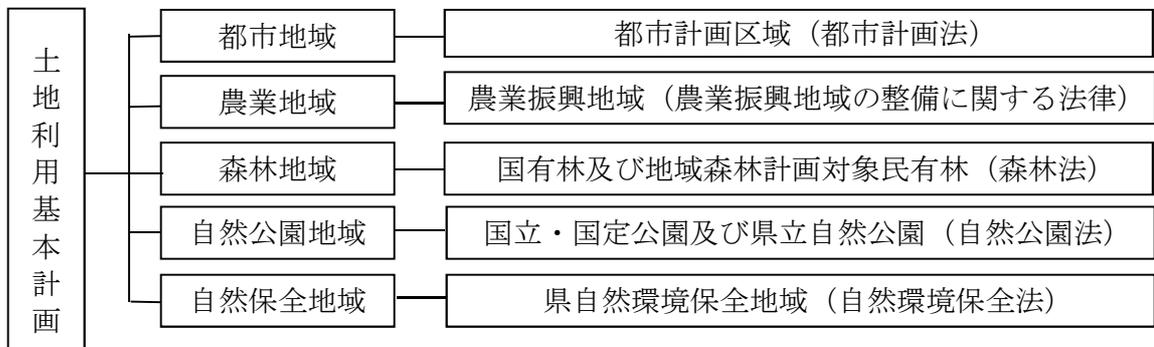
第四次山形県国土利用計画：平成22年3月県議会議決、目標年次：平成31年

※ 第五次については、「3 山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画について」参照

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として定めているもので、県土について、①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域（下図参照）を具体的に図面（1/50,000）上に表示した『計画図』と、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等を記載した『計画書』とで構成されている。

この計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画の策定及び変更を行う場合は、あらかじめ総合政策審議会土地利用部会や市町村長、国土交通大臣の意見を聴くこととされている。これまで、社会情勢を取り巻く変化等に対応して、ほぼ毎年変更を行っている。



(参考) 山形県土地利用基本計画の地域別状況

地域区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市地域	126,662	13.6
農業地域	337,327	36.2
森林地域	669,253	71.8
自然公園地域	153,520	16.5
自然保全地域	4,892	0.5
5地域計	1,291,654	138.5
白地地域	5,930	0.6
県土面積	932,315	100

- (注)
- ・ 令和5年3月現在の面積である。
 - ・ 5地域間には重複がある。
 - ・ 割合は県土面積に対するものである。

3 山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画について

県国土利用計画（第五次）は、国土利用計画（全国・第五次）を基本とし、第4次山形県総合発展計画を踏まえ策定（令和3年3月）しているが、県土地利用基本計画が県国土利用計画を基本とすることから、両計画を統合し、一体的に策定した。国土利用計画としての機能を果たす部分と土地利用基本計画の機能を果たす部分で構成している。

計画期間は、令和2年度から概ね10年間（基準年次 平成30年、目標年次 令和11年）である。

4 地価公示・地価調査

（1）地価に関する調査の種類

- ① 地価調査 国土利用計画法施行令に基づき、各都道府県が、毎年7月1日現在における調査地点の正常価格を9月に公表するもの。令和4年度地価調査の県内の調査地点は、県内全域を対象として260地点。
- ② 地価公示 地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が、毎年1月1日現在における調査地点の正常価格を3月に公表するもの。令和5年地価公示の県内の調査地点は、都市計画区域のある県内30市町の198地点。

（2）最近の地価の動向

- ① 令和4年度地価調査（令和4年7月1日現在）
 - （i）住宅地及び商業地の地価は、前年度と比較して、住宅地が0.4%の下落、商業地が0.7%の下落となったが、住宅地、商業地ともに下落率は縮小した。
 - （ii）住宅地の35地点、商業地の16地点、工業地の11地点で、地価が上昇した。
- ② 令和5年地価公示（令和5年1月1日現在）
 - （i）住宅地の地価は、前年と比較して0.4%と、前年に続き2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
 - （ii）商業地の地価は、前年と比較して0.1%の下落となり、平成6年から30年連続の下落となったものの、下落率は縮小した。
 - （iii）住宅地の57地点、商業地の20地点、工業地の7地点で地価が上昇した。

5 土地取引に関する届出制度

（1）国土利用計画法の土地取引規制制度

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けている。一定面積以上の規模の土地について土地の取引をしたときは、当事者のうち権利取得者は、契約締結後2週間以内に、知事に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないことになっている。

(2) 近年の土地取引件数と国土利用計画法に基づく届出の状況

	山形県内の土地取引		国土利用計画法に基づく届出	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
平成30年	10,759	1,387.3	135	174.4
令和元年	10,709	1,418.7	147	163.8
令和2年	11,162	1,875.2	136	834.3
令和3年	11,172	1,934.8	211	1,587.0
令和4年	10,834	2,154.8	165	772.3

資料：国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」

6 景観・地域づくりの取組み

美しくうまいのある景観づくりをすすめるため、平成7年度に「山形県県土景観ガイドプラン」を策定し、県土景観形成の推進に関する事項をまとめた。

平成19年度には、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした山形県景観条例を定め、県土の景観づくりを進めている。

<景観形成施策の5つの柱>

(i) 地域づくり・まちづくり	市町村と連携した景観回廊モデル事業等の実施
(ii) 普及・啓発	景観セミナー等の開催、景観アドバイザーの派遣
(iii) 屋外広告物	屋外広告物条例との連携
(iv) 規制・誘導	景観法に基づく届出制度の実施
(v) 公共事業	公共事業景観形成基準に基づく県事業の実施

(1) 景観を活かした地域づくりの推進

① やまがたの誇れる景観の魅力発信

車で容易にアクセスでき、県内の優れた景観をその歴史や文化等とあわせて体感できる視点場「やまがた景観物語おすすめビューポイント」について、国内外に情報を発信し、交流の拡大と地域の振興を図る。

- ビューポイントを対象とした写真・動画コンテスト
- ビューポイントのガイドブック制作・出版及び景観魅力発信コンテンツの拡充
- 小・中学生を対象とした景観出前授業
- 地域住民を対象とした景観探検まちあるきの開催

② 景観セミナーの開催

市町村の景観計画策定を促進するため、国土交通省と連携してセミナーを開催する。

③ 景観法に基づく届出制度の運用

届出制度を運用し、良好な景観の保全・形成を図るための規制・誘導を行う。

④ 公共事業による良好な景観の形成

良好な景観形成を図るため、県が実施する公共事業については、「公共事業景観形成基準」の遵守を求め、良好な景観の形成に努める。

⑤ 景観形成審議会の運営

【景観法に基づく届出等の件数】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	
届出件数	107	86	59	82	67	
内 訳	建築物	46	24	26	31	26
	工作物	40	40	15	26	15
	開発行為	16	19	14	19	20
	その他	5	3	4	6	6
国の機関又は 地方公共団体からの 通知	24	39	19	13	12	

(2) 屋外広告物対策

屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を図る。

① 違反広告物への対応

継続して違反広告の是正を行うとともに、未許可広告物について重点的に是正に努める。

② 安全管理や規制内容の普及啓発

屋外広告物の安全管理の徹底や規制内容について、県民や業界団体と協働で周知に取り組む。

③ 屋外広告業登録制度の運用

優良業者の育成による良好な景観形成を図るための登録制度を運用する。

④ 市町村との連携

中核市に移行した山形市や権限移譲している酒田市と屋外広告物に関する課題に連携して取り組む。

【屋外広告物許可件数】（総合支庁のみ）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	1,954	1,197	1,369	1,016	1,144

(3) 地域づくりの推進

○ 景観回廊モデル地区への支援

良好な景観、風景を活かした地域づくり・まちづくりを進める以下のモデル地区の取り組みを支援する。

置賜景観回廊（長井市、南陽市、川西町、白鷹町）

庄内景観回廊（鶴岡市 加茂・大山・鶴岡・羽黒）

第8章 都市計画

1 都市計画のあらまし

(1) 都市計画の目的と役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、土地利用については、長期計画に基づき、都市全体として適正な土地利用を進めるための規制や誘導を行うもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を誘導するため市街化区域・市街化調整区域の区域区分の選択と、住宅、店舗、工場などの混在を防止し、良好な都市環境をつくるための用途地域等を決定する地域地区がある。

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活の基盤となるもので、市街地開発事業とは土地区画整理や市街地再開発事業等の宅地の供給を目的とした事業のことである。これらを、都市計画に定め、計画的に整備することにより、理想的なまちづくりを行うことが都市計画の役割である。

現行の都市計画法は、都市への急激な人口集中等による市街地の無秩序な外延化が全国的な課題となった高度成長期に区域区分（線引き）、開発許可制度の導入を骨格として昭和43年に制定された。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、厳しい財政的制約などにより、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、現在は、こうした社会情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められている。

(2) 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるべきこととしている。

都市計画区域が指定されると、

- ① 一定規模以上の開発行為について許可を受けなければならない（都市計画法第29条）
- ② 目的税としての都市計画税を徴収することができる（地方税法第702条）
- ③ 建築行為につき確認を受けなければならない範囲が強化され、建築基準法第3章の規定が適用される（建築基準法第41条の2）

など、法律的な制約を受ける。

本県においては、昭和3年9月10日山形市、鶴岡市で都市計画法が初めて適用されて以来、平成25年4月12日までに13市17町の計30市町（27都市計画区域）まで適用範囲が拡大し、現在に至っている。

令和4年3月末現在、本県の都市計画区域人口は、約89万人と県総人口の約85%を占め、区域面積は124,854haと県土の約13%を占めている。

令和4年3月31日現在

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		法適用年月日※1	最終決定年月日	
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)			
東南村山地区	山形広域	山形市	38,130	244.6	15,990	238.1	S3.9.10	S44.12.5
		上山市	24,093	28.9	2,180	21.2	S22.12.3	
		天童市	11,302	61.3	7,180	60.5	S22.9.8	
		山辺町	6,145	13.9	1,320	13.3	S35.11.25	
		中山町	3,115	10.8	1,800	10.8	S43.12.28	
	小計	82,785	359.5	28,470	343.9			
西村山地区	寒河江	寒河江市	13,903	40.3	5,109	39.8	S22.12.3	H14.5.7
	河北	河北町	5,245	17.5	3,511	17.5	S22.9.5	H11.4.6
	西川	西川町	39,319	4.9	5,844	4.7	S49.7.29	S56.1.23
	朝日	朝日町	19,681	6.3	606	4.4	S32.5.14	S43.9.17
	大江	大江町	15,408	7.6	785	6.0	S11.7.13	H20.4.1
	小計	93,556	76.6	15,855	72.4			
北村山地区	村山	村山市	19,698	22.5	1,754	11.7	S22.9.5	H21.5.22
	東根※2	東根市	20,694	47.8	6,233	46.5	S27.8.14	H21.5.22
	尾花沢	尾花沢市	37,253	15.2	870	6.2	S27.12.24	S43.10.4
	大石田	大石田町	7,954	6.5	487	3.5	S22.9.5	S43.9.24
		小計	85,599	92.0	9,344	67.9		
最上地区	新庄	新庄市	22,285	33.7	4,938	30.4	S17.3.4	S50.6.27
	金山	金山町	16,167	5.2	1,236	2.5	S25.5.23	S43.7.24
	最上	最上町	33,037	8.0	3,017	6.2	S49.7.29	S56.1.21
	真室川	真室川町	37,422	7.1	1,053	3.4	S25.5.23	S60.1.22
		小計	108,911	54.0	10,244	42.5		
東南置賜地	米沢	米沢市	54,851	77.7	8,830	71.9	S8.5.10	S47.11.10
	南陽	南陽市	16,052	30.1	2,025	26.0	S22.9.5	S46.3.29
	高畠	高畠町	18,026	22.3	2,515	15.0	S22.9.5	S60.1.22
	川西	川西町	16,660	14.2	1,982	6.5	S26.5.24	H26.6.13
		小計	105,589	144.3	15,352	119.4		
西置賜	長井	長井市	21,467	25.6	2,313	17.5	S14.5.22	H22.3.30
	小国	小国町	73,756	7.0	768	4.5	S14.8.7	S43.7.24
	白鷹	白鷹町	15,771	12.9	1,053	6.2	S34.2.16	H13.5.25
		小計	110,994	45.5	4,134	28.2		
庄内地区	鶴岡※3	鶴岡市	131,151	121.3	25,281	111.1	S3.9.10	H25.4.12
	酒田	酒田市	60,298	98.1	11,569	77.4	S8.5.10	R1.12.17
		遊佐町	—	—	574	0.8	S47.7.7	—
	八幡	酒田市	—	—	625	3.1	S35.11.25	S43.7.24
	余目	庄内町	24,917	20.2	884	9.3	S22.9.5	S43.12.23
	三川	三川町	3,322	7.3	1,475	5.0	S44.3.20	H1.4.28
	遊佐※4	遊佐町	20,839	12.9	1,047	5.4	S23.5.23	S43.10.4
	小計	240,527	259.8	41,455	212.1			
都市計画区域 合計		827,961	1,031.7	124,854	886.4	13市17町の計		
山形県全体		932,315	1,046.0	124,854	886.4	13市19町3村の計		

※1 旧都市計画法における「法適用の指定」を含む。

※2 東根都市計画区域の面積には、河北町(209ha)を含む。

※3 現在の鶴岡都市計画区域は、H25.4.12に鶴岡、藤島、櫛引、温海と4つの都市計画区域を統合したものである。

※4 遊佐都市計画区域面積には、酒田都市計画区域の遊佐町分(574ha)を含まない。

(3) 都市計画マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、あらかじめ長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにしておくことが重要であることから、県及び各市町においてそれぞれ都市計画のマスタープランを策定している。

県が策定するマスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）で、通常「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれている。これは、広域的課題の調整を図りながら、中長期的な視点に立った都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

市町が策定するマスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）で、通常「市町村マスタープラン」と呼ばれている。これは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定めるものである。

また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、平成26年度の都市再生特別措置法の改正により制度化された。立地適正化計画は、すべての住民が出歩きやすく健康・快適な生活を確保し、魅力的なまちにすることや、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的として、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するための制度である。

(4) 都市計画の手続き

都市計画の決定及び変更は、都市計画の種類や規模に応じて、県と市町が役割を分担し、公聴会、説明会等による住民の意見の反映、関係行政機関との協議、都市計画案の縦覧等の一連の手続の後、県又は市町の都市計画審議会の議を経て、決定される。

なお、過去10ヶ年の都市計画決定・変更の件数については、以下のとおりである。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県決定	10	3	1	4	3	2	6	4	3	1
市町決定	20	12	15	14	15	12	6	10	3	6

2 都市計画の内容

都市計画は、大きく以下の3つの柱で構成され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なものを一体的、総合的に定めている。

- ① 土地利用に関する計画
- ② 都市施設の整備に関する計画
- ③ 市街地開発事業に関する計画



計画法改正により、区域区分は都道府県が判断して選択することとなり、都道府県が定める都市計画区域マスタープランの中で位置づけることとなった。

本県では、全国に先がけ、昭和45年3月30日に山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町から構成される「山形広域都市計画区域」を決定し、その後の社会経済的な変化をとらえ、16回にわたって区域の変更を行っている。

酒田市と遊佐町の一部を含む酒田都市計画区域では、昭和59年3月30日に決定し、その後6回にわたり区域の変更を行っている。

鶴岡都市計画区域では、平成16年5月14日に決定し、平成25年4月12日には、鶴岡、藤島、櫛引及び温海の都市計画区域を1つに統合するとともに、旧羽黒町及び旧朝日村の一部まで区域を拡大している。

令和4年3月末現在、本県では、以下のとおり市街化区域を決定している。

令和4年3月31日現在

	面積 (ha)			人口 (千人)			
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域	
山形広域	82,785	28,470	6,290	359.5	343.9	251.6	
山形市	38,130	15,990	4,093	244.6	238.1	180.7	
上山市	24,093	2,180	720	28.9	21.2	17.7	
天童市	11,302	7,180	1,063	61.3	60.5	38.4	
山辺町	6,145	1,320	218	13.9	13.3	8.3	
中山町	3,115	1,800	196	10.8	10.8	6.5	
酒田	81,137	12,143	2,876	111.0	78.2	65.6	
酒田市	60,298	11,569	2,733	98.1	77.4	65.5	
遊佐町	20,839	574	143	12.9	0.8	0.1	
鶴岡	131,151	25,281	2,327	121.3	111.1	73.8	
合計	5市3町	295,073	65,894	11,493	591.8	533.2	391.0

(2) 地域地区

用途地域などの地域地区は、都市計画区域内における土地の自然的条件と土地利用の動向を勘案し、土地の利用形態に適正な規制、誘導を加えることにより、快適で能率的な市街地を形成することを目的として定められる。

① 用途地域

用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に適合する積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途を規制し、土地利用の純化を図るもので、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13地域に指定することができる。

用途地域が指定されると、建築基準法により建築物の用途が規制され、更に容積率、建蔽率等の制限を行うことによって土地利用計画を段階的に実現することができる。

令和4年3月末現在、本県では、三川を除く、26の都市計画区域において、用途地域が指定されている。

用途地域決定一覧

上段：面積 (ha)
下段：構成比 (%)

令和4年3月31日現在

都市計画 区域名	都市名	住 居 系								商 業 系					合 計	決定年月日 当初/最終
		一 低	二 低	一中高	二中高	一 住	二 住	準 住	田 住	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専		
山形広域	山形市	336.0 (8.2)	529.5 (12.9)	167.0 (4.1)	450.0 (11.0)	928.5 (22.7)	197.0 (4.8)	256.0 (6.3)		134.3 (3.3)	201.2 (4.9)	519.0 (12.7)	204.0 (5.0)	170.0 (4.1)	4,092.5 (100.0)	S7.1.23 R2.3.19
	上山市	69.0 (9.6)		40.0 (5.6)	76.0 (10.6)	181.0 (25.2)	144.0 (20.0)	7.5 (1.0)		13.0 (1.8)	46.0 (6.4)	51.0 (7.1)	69.0 (9.6)	23.0 (3.2)	719.5 (100.0)	S43.6.7 H25.3.27
	天童市	42.0 (4.0)	46.0 (4.3)	126.0 (11.9)		286.0 (26.9)	152.0 (14.3)	10.0 (0.9)		12.0 (1.1)	97.0 (9.1)	148.0 (13.9)	32.0 (3.0)	112.0 (10.5)	1,063.0 (100.0)	S39.3.21 H22.1.8
	山辺町					73.0 (33.5)	105.0 (48.2)					12.0 (5.5)	28.0 (12.8)		218.0 (100.0)	S45.12.25 H13.5.25
	中山町					75.0 (38.3)	81.0 (41.3)	16.0 (8.2)				3.0 (1.5)	8.0 (4.1)	13.0 (6.6)	196.0 (100.0)	S45.12.25 H8.5.21
		447.0 (7.1)	575.5 (9.2)	333.0 (5.3)	526.0 (8.4)	1,543.5 (24.5)	679.0 (10.8)	289.5 (4.6)		159.3 (2.5)	344.2 (5.5)	733.0 (11.7)	341.0 (5.4)	318.0 (5.1)	6,289.0 (100.0)	S45.12.25 -
寒河江	寒河江市	68.0 (7.5)	69.0 (7.6)	159.0 (17.6)	73.0 (8.1)	110.0 (12.2)	46.0 (5.1)	18.0 (2.0)		32.0 (3.5)	24.0 (2.7)	113.0 (12.5)	22.0 (2.4)	168.0 (18.6)	1,030.0 (100.0)	S40.3.17 H25.5.31
河 北	河北町		33.0 (9.6)	9.0 (2.6)	15.0 (4.4)	105.0 (30.6)	54.0 (15.7)	2.6 (0.8)		14.0 (4.1)	16.0 (4.7)	54.0 (15.7)	17.0 (4.9)	24.0 (7.0)	343.6 (100.0)	S47.8.1 H19.10.5
西 川	西川町					105.0 (66.0)	20.0 (12.6)			7.1 (4.5)	4.6 (2.9)	6.5 (4.1)	16.0 (10.1)		159.2 (100.0)	S51.3.29 H27.12.1
朝 日	朝日町				14.0 (14.2)	44.0 (44.7)	7.8 (7.9)			8.7 (8.8)		8.0 (8.1)		16.0 (16.2)	98.5 (100.0)	S49.9.2 H14.10.24
大 江	大江町			14.0 (4.9)	35.0 (12.4)	114.0 (40.3)	26.0 (9.2)	13.0 (4.6)		17.0 (6.0)	10.0 (3.5)	26.0 (9.2)	28.0 (9.9)		283.0 (100.0)	S58.2.1 H26.4.4
村 山	村山市	14.0 (3.3)		55.0 (12.8)	10.0 (2.4)	172.0 (40.1)	46.0 (10.7)			12.0 (2.8)	19.0 (4.4)	42.0 (9.8)	43.0 (10.0)	16.0 (3.7)	429.0 (100.0)	S42.12.22 H23.8.1
東 根	東根市	48.0 (4.7)		122.0 (11.9)		356.0 (34.7)	101.0 (9.8)	18.0 (1.8)		28.0 (2.7)	45.0 (4.4)	103.0 (10.0)	14.0 (1.4)	192.0 (18.7)	1,027.0 (100.0)	S28.5.29 H16.3.18
尾花沢	尾花沢市	19.0 (6.3)		40.0 (13.2)		69.0 (22.8)	54.0 (17.8)			12.0 (4.0)	19.0 (6.3)	10.0 (3.3)	80.0 (26.4)		303.0 (100.0)	S47.4.1 H27.3.10
大石田	大石田町			38.0 (17.9)		106.0 (50.0)	8.2 (3.9)			17.0 (8.0)	6.0 (2.8)	37.0 (17.4)			212.2 (100.0)	S49.9.10 H7.10.2
新 庄	新庄市	24.0 (3.4)	53.0 (7.6)	102.0 (14.6)	9.5 (1.4)	241.0 (34.5)	18.0 (2.6)	13.0 (1.9)		7.8 (1.1)	52.0 (7.4)	46.0 (6.6)	19.0 (2.7)	113.0 (16.2)	698.3 (100.0)	S40.11.16 R1.10.4
金 山	金山町	6.7 (8.2)				55.0 (67.0)				4.5 (5.5)		5.9 (7.2)	10.0 (12.2)		82.1 (100.0)	S47.6.30 H25.12.20
最 上	最上町					75.0 (82.4)				1.8 (2.0)	3.2 (3.5)	11.0 (12.1)			91.0 (100.0)	S56.11.13 H7.10.3
真室川	真室川町					84.0 (94.4)				3.3 (3.7)			1.7 (1.9)		89.0 (100.0)	S47.12.23 H7.11.20
米 沢	米沢市	132.0 (5.6)	31.0 (1.3)	334.0 (14.3)	195.0 (8.3)	617.0 (26.4)	183.0 (7.8)	14.0 (0.6)		63.0 (2.7)	78.0 (3.3)	307.0 (13.1)	137.0 (5.9)	246.0 (10.5)	2,337.0 (100.0)	S12.4.22 H22.3.30
南 陽	南陽市	71.0 (8.6)		100.0 (12.1)	117.0 (14.1)	254.0 (30.7)	47.0 (5.7)			33.0 (4.0)	57.0 (6.9)	96.0 (11.6)	52.0 (6.3)		827.0 (100.0)	S47.11.15 H29.6.20
高 畠	高畠町			16.0 (3.8)	28.0 (6.7)	204.0 (49.0)	14.0 (3.4)			18.0 (4.3)	10.0 (2.4)	30.0 (7.2)	74.0 (17.8)	22.0 (5.3)	416.0 (100.0)	S48.4.10 H28.2.3
川 西	川西町				13.0 (6.5)	128.5 (64.4)				16.5 (8.3)		14.4 (7.2)	27.0 (13.5)		199.4 (100.0)	S50.8.1 R3.8.17
長 井	長井市	22.0 (3.9)		135.0 (23.9)	10.0 (1.8)	219.0 (38.8)	19.0 (3.4)			7.0 (1.2)	31.0 (5.5)	33.0 (5.9)	65.0 (11.5)	23.0 (4.1)	564.0 (100.0)	S44.4.21 H13.5.25
小 国	小国町			17.0 (7.4)		87.0 (37.8)	47.0 (20.4)			4.2 (1.8)		14.0 (6.1)	27.0 (11.7)	34.0 (14.8)	230.2 (100.0)	S47.5.1 H19.8.1
白 鷹	白鷹町		21.0 (8.6)	26.0 (10.7)	23.0 (9.5)	90.0 (37.1)	23.0 (9.5)			6.0 (2.5)		37.0 (15.2)	7.3 (3.0)	9.5 (3.9)	242.8 (100.0)	S49.4.1 H27.2.27
鶴 岡	鶴岡市	225.0 (9.7)	8.5 (0.4)	258.0 (11.1)	515.0 (22.1)	196.0 (8.4)	375.1 (16.1)			76.0 (3.3)	137.0 (5.9)	285.0 (12.2)	195.0 (8.4)	57.0 (2.4)	2,327.6 (100.0)	S7.7.13 H30.9.13
酒 田	酒田市	174.0 (6.4)	12.0 (0.4)	684.0 (25.0)	28.0 (1.0)	321.0 (11.7)	184.0 (6.7)	20.0 (0.7)		57.0 (2.1)	117.0 (4.3)	326.0 (11.9)	206.0 (7.5)	604.0 (22.1)	2,733.0 (100.0)	
	遊佐町											28.0 (19.6)		115.0 (80.4)	143.0 (100.0)	S12.4.22 R2.12.8
		174.0 (6.1)	12.0 (0.4)	684.0 (23.8)	28.0 (1.0)	321.0 (11.2)	184.0 (6.4)	20.0 (0.7)		57.0 (2.0)	117.0 (4.1)	354.0 (12.3)	206.0 (7.2)	719.0 (25.0)	2,876.0 (100.0)	
八 幡	酒田市		4.4 (3.7)	3.2 (2.7)	22.0 (18.4)	45.0 (37.6)	9.6 (8.0)			7.3 (6.1)		6.1 (5.1)	22.0 (18.4)		119.6 (100.0)	S48.7.20 H7.6.26
余 目	庄内町			51.0 (19.2)		98.0 (37.0)	26.0 (9.8)			10.0 (3.8)	12.0 (4.5)	27.0 (10.2)	41.0 (15.5)		265.0 (100.0)	S49.11.1 H22.12.17
遊 佐	遊佐町			12.0 (10.9)	12.0 (10.9)	33.0 (30.1)	32.0 (29.2)			14.0 (12.8)		1.0 (0.9)	5.6 (5.1)		109.6 (100.0)	S49.7.27 H7.11.29
合 計		1,250.7 (5.8)	807.4 (3.8)	2,508.2 (11.7)	1,645.5 (7.6)	5,472.0 (25.4)	2,019.7 (9.4)	388.1 (1.8)		636.5 (3.0)	985.0 (4.6)	2,399.9 (11.2)	1,450.6 (6.7)	1,957.5 (9.1)	21,521.1 (100.0)	
線引き都市計画 計		846.0	596.0	1,275.0	1,069.0	2,060.5	1,238.1	309.5		292.3	598.2	1,372.0	742.0	1,094.0	11,492.6	
非線引き都市計画 計		404.7	211.4	1,233.2	576.5	3,411.5	781.6	78.6		344.2	386.8	1,027.9	708.6	863.5	10,028.5	

② 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域に加えて更に用途規制の緩和や強化を行うものであり、令和4年3月末現在、本県では7市2町において定めている。

米沢市、山辺町及び河北町では、絹織物等の地場産業を育成するため、用途地域の規制を緩和する方向で特別工業地区を決定している。

また、規制を強化するものとして、山形市などでは、沿道サービスや卸売業の用途を

強化するために特別業務地区を定めている。

平成10年からは、地域の実情に的確に対応したまちづくりの推進を図るため、市町村が、特別用途地区の種類を自由に定めることができるようになっている。

近年では、郊外での開発等に対する規制を強化するため、山形市、上山市、米沢市、酒田市の準工業地域において、鶴岡市の工業地域と準工業地域において、一定規模の大規模集客施設制限地区を定めている。

③ 特定用途制限地域

市街化調整区域を除く用途白地地域(用途地域が指定されていない区域)において、その良好な環境の形成等を行うために、多人数が集中することにより周辺の公共施設に著しく大きな負荷を発生させる建築物や、騒音、振動、煤煙等の発生により、良好な住居環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めることが考えられる。

④ 高度地区

都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適応した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として定める地域地区である。

本県では、平成16年12月9日、鶴岡都市計画区域において、建築物の高さの最高限度を定める高度地区の「最高限度高度地区」を初め、平成21年度には山形市においても定められている。

⑤ 高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため建築物の容積率の最高及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、更に必要に応じて壁面の位置の制限を定めるものである。

この地区は、一般的に市街地の中心部であり、かつ、適正な建築密度を保ちつつ、小規模宅地の発生を防止するなど、建築物の統合促進と土地の高度利用の促進を図る必要がある地域などに指定されている。

令和4年3月末現在、本県では5市において定められている。

⑥ 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、中心市街地など特に土地の利用が高く建築の密度が密集している地区を対象に、防火機能の向上の観点から定めるものである。これらの地域では、建築基準法に基づき、一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないとされている。

令和4年3月末現在、本県では6市において定められている。

⑦ 風致地区

風致地区は、樹林地、溪谷、水辺等を主体とする良好な自然環境を形成している区域において、都市環境の保全を図るために定められる地区である。

令和4年3月末現在、本県では山形市内2地区が指定されており、「山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年3月25日山形市条例第4号）」に基づいて、建築行為や土地の形質変更などの行為が制限されている。

なお、平成27年3月末以前は、山形県条例において制限を定めていたが、政令の改正により、条例制定の権限が山形市に移譲されている。

⑧ 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、中心市街地など自動車交通が著しく輻輳している地区及び周辺地域において、駐車場法に基づき路上駐車場について設置計画を定め、計画的に整備していくために都市計画で定めるものである。

また、この地区内及び商業地区、近隣商業地区等においては、建築物の用途や規模に応じ、円滑な自動車交通の確保に努めるべく、市町の条例で駐車場の附置義務を定めることができる。

令和4年3月末現在、本県では、山形市のみににおいて定められている。

⑨ 臨港地区

港湾での船舶の係留、荷役作業、旅客の乗降などのための施設(港湾法第2条)及びこれらの機能を利用するために立地する工場、倉庫、事務所等の利便の向上と港湾の管理運営の円滑化を図るために、必要な地域に限って定めるものである。

また、地区内を商港区、特殊物資港区、工業港区、鉄道連絡港区、漁港区、バンカー港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区に分区して指定し、港湾法に基づく条例を制定した場合には、用途地域が指定されている臨港地区であっても建築制限と関係なく独自に建築物の用途規制を行うことができる。

令和4年3月末現在、本県では2市3港において定められている。

(3) 都市施設

① 都市計画道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区を構成し、良好な生活環境を形成するため必要な空間確保、上下水道等の供給処理施設設置、更には、災害発生時の防災空間や避難路としての機能など多面的な機能を有している。

令和4年3月末現在、本県では、493路線、延長約1,276kmの計画を決定しており、そのうち、約60%の整備が完了している。

令和4年3月31日現在

都市計画区域名	市町名	路線数 () は実路線数	延長 (m)		整備率 (B/A)		
			計画決定 (A)	改良済 (B)			
東南村山地区	山形広域	山形市	68	232,020	162,871	70.2%	
		上山市	20	55,520	39,115	70.5%	
		天童市	30	80,175	68,720	85.7%	
		山辺町	8	14,920	5,627	37.7%	
		中山町	9	16,540	8,335	50.4%	
小計		(117)	135	399,175	284,668	71.3%	
西村山地区	寒河江	寒河江市	22	58,060	35,413	61.0%	
	河北	河北町	12	16,270	12,700	78.1%	
	西川	西川町	1	2,800	2,800	100.0%	
	朝日	朝日町	3	4,600	3,900	84.8%	
	大江	大江町	9	9,220	3,830	41.5%	
小計		(47)	47	90,950	58,643	64.5%	
北村山地区	村山	村山市	(8)	9	29,840	16,665	55.8%
	東根	東根市	(23)	24	66,180	43,272	65.4%
	尾花沢	尾花沢市	(10)	11	27,270	19,941	73.1%
	大石田	大石田町		7	8,140	6,470	79.5%
小計		(48)	51	131,430	86,348	65.7%	
最上地区	新庄	新庄市		23	47,320	23,050	48.7%
	金山	金山町		4	3,850	3,850	100.0%
	最上	最上町		1	2,250	2,250	100.0%
	真室川	真室川町		8	8,190	5,000	61.1%
小計		(36)	36	61,610	34,150	55.4%	
東南置賜地区	米沢	米沢市		32	118,790	49,580	41.7%
	南陽	南陽市		27	65,750	25,770	39.2%
	高畠	高畠町		16	37,130	21,480	57.9%
	川西	川西町		6	11,310	3,770	33.3%
小計		(81)	81	232,980	100,600	43.2%	
西置賜地区	長井	長井市		14	22,580	10,079	44.6%
	小国	小国町		9	6,740	4,940	73.3%
	白鷹	白鷹町		6	11,210	7,785	69.4%
	小計		(29)	29	40,530	22,804	56.3%
庄内地区	鶴岡	鶴岡市		63	139,560	75,532	54.1%
	酒田	酒田市		44	106,670	72,292	67.8%
	八幡	酒田市		7	8,090	4,520	55.9%
	余目	庄内町	(8)	9	26,960	11,710	43.4%
	三川	三川町		3	13,200	5,260	39.8%
	遊佐 ^{※4}	遊佐町	(10)	11	25,030	11,180	44.7%
小計		(135)	137	319,510	180,494	56.5%	
合計		(493)	516	1,276,185	767,707	60.2%	

② 駐車場

都市内（特に中心業務地区、商業地区）における駐車場需要に対応するため、令和4年3月末現在、県内では、自転車駐車場を含めた16箇所が都市計画駐車場として、整備されている外、山形市及び天童市では、附置義務条例の制定により合わせて118箇所の駐車場が確保されている。

また、駐車場法の規定による県内の届出駐車場は、68箇所となっている。

(i) 自動車駐車場

都市名	名称	計画面積 (㎡)	形式	計画台数	供用面積 (㎡)	当初決定 年月日	最終決定 年月日
山形市	山形市香澄駐車場	4,900	地下1層自走式	141	4,900	S47.4.6	S58.6.17
山形市	くみあい駐車場	1,100	地上4階5層自走式	185	1,100	S47.10.30	—
山形市	山形市中央駐車場	2,000	地上6階7層自走式	311	2,000	S58.6.17	—
山形市	山形市大手町駐車場	5,600	地下1層自走式	182	5,600	S60.6.11	—
山形市	山形県営駐車場	2,800	地上5階6層自走式	300	2,800	H1.9.8	H1.12.13
山形市	山形市済生館前駐車場	2,300	地上5階6層自走式	437	2,300	H3.12.25	—
山形市	山形市山形駅東口駐車場	4,200	地上4階5層自走式	500	4,200	H5.1.6	—
山形市	山形駅西口駐車場	1,500	地上8階地下1階9層自走式	350	1,500	H9.7.25	—
米沢市	米沢市営中央駐車場	1,000	地上4層自走式	147	1,400	S47.6.28	—
鶴岡市	鶴岡駅前再開発ビル駐車場	6,600	地上6階7層自走・機械併用式	768	6,600	S62.6.8	—
酒田市	中央地下駐車場	2,500	地上1層・地下1層自走式	100	2,500	S53.3.25	—
合計	11ヶ所	34,500		3,421	34,900		

(ii) 自転車駐車場

都市名	名称	計画面積 (㎡)	形式	計画台数	供用面積 (㎡)	当初決定 年月日	最終決定 年月日
山形市	山形市済生館前地下駐輪場	1,000	地下1層	290	1,000	H3.12.25	—
山形市	山形市山形駅東口駐車場	4,200	地上1階	1,300	4,200	H5.1.6	—
山形市	山形駅西口駐車場	1,500	地上1階地下1階	2,000	1,500	H9.7.25	—
米沢市	米沢市営駅前自転車駐車場	2,100	地上2階	1,230	2,100	H4.9.21	—
鶴岡市	鶴岡駅前公共自転車駐車場	400	地上2階	420	400	S58.2.28	—
計	5ヶ所	9,200		5,240	9,200		

(iii) 附置義務駐車施設

都市名	箇所数	収容台数	条例最終制定年月日
山形市	108	5,401	H9.3.31
天童市	10	2,555	H2.3.23
計	118	7,956	

(iv) 届出駐車場

都市名	箇所数	収容台数
山形市	30	7,051
上山市	1	863
天童市	3	407
寒河江市	1	70
新庄市	2	386
米沢市	10	1,313
長井市	3	207
酒田市	6	744
鶴岡市	12	3,482
計	68	14,523

③ 都市計画公園及び緑地

公園緑地は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、また、避難・救護活動の場の提供、さらには大気浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、ヒートアイランドの緩和等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

令和4年3月末現在、都市計画決定している公園緑地は633箇所、面積約3,865ha、このうち開設は約1,637haで都市計画区域内1人当たりでは約18.5㎡となっている。また、都市公園法に基づき開設している都市公園は868箇所、面積約2,029haで、都市計画区域内1人当たりでは約22.4㎡となっている。

④ 公園施設長寿命化対策

県土整備部で所管している蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く9つの都市公園は、ほとんどが昭和55年から平成12年の間に完成しており、供用開始後15年以上経っている公園施設が多いことから老朽化がいたるところで見られ、維持管理に掛かる経費が年々増大している。

このことにより、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設長寿命化計画を平成21年度に策定した。これに橋梁を加え、また、他の施設についても再点検を行い平成25年度に公園施設長寿命化計画を改定している。

今後、公園施設の適切な修繕及び改築について、国の交付金などを活用しながら、計画的な予防保全的取組みを推進していく。

(4) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路、公園、水路等の公共施設の整備を図るため土地の区画形質の変更と公共施設の新設、変更を同時に行う事業であり、都市のスプロールを未然に防止して、健全な市街地形成を図るため最適な手法である。

本県では戦後の混乱期が一段落した昭和24年から来るべき都市への人口集中に対応するため、いち早く公共団体施行として既成市街地と新市街地の区画整理事業に取り組み、昭和36年からは建設省所管の国庫補助事業を積極的に推進して来たところである。

一方、組合施行は昭和3年に山形市で初めて施行されて以来、その歴史は古く、特に地方中心都市近郊農家の農業経営に対する意識の変化や急激な都市化現象が押し寄せ、山形、酒田の両市を初めとして最近では、地方都市でも実施されるようになり、これまで12市9町、206組合、面積約3,635haの新市街地が形成された。

また、昭和51年10月29日に発生した酒田火災の復興は、各関係機関の援助、協力によって県施行の区画整理事業として実施され、昭和56年度に完成した。

これまで県内で認可した区画整理事業は、公共団体施行、組合施行、個人・共同施行、都市再生機構施行を合わせて278地区、面積約5,293haに及び、令和5年4月1日現在、全て整備済である。

(i) 土地区画整理事業費補助（令和5年4月1日現在）

土地区画整理事業に対する国庫補助の基本的な仕組みは、地域内における原則として幅員12m以上の都市計画道路を直接買収により整備した場合に要する費用を限度に、保留地処分金等他の財産を差し引いた残額を対象に一定の率で補助を行うというものである。

このうち、公共団体施行は、5ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2ha以上)、組合施行は10ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2ha以上)が補助の対象となる。

本県における国庫補助事業は、昭和36年の山形市施行六十里越地区から始まり、昭和46年には組合等施行も始まって、公共団体施行32地区約981ha、組合等施行61地区約2,017.4haで行われてきている。

※ 金額の単位は千円、()内は国費分
令和5年4月1日現在

年度	土地区画整理事業費						住宅市街地基盤整備事業		交付金		合計
	公共団体		組合等		小計		箇所	事業費	箇所	事業費	
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費					
S62	10	(1,679.55) 3,202.5	8	(539.375) 1,046.0	18	(2,218.925) 4,248.5			7	(224.5) 449.0	(2,443.425) 4,697.5
S63	9	(1,060.15) 2,006.5	8	(531.25) 1,030.1	17	(1,591.4) 3,036.6	1	(115.5) 220.0	13	(886.4) 1,692.0	(2,593.3) 4,948.6
H1	9	(1,029.45) 1,956.0	7	(396.55) 768.0	16	(1,426.0) 2,724.0	1	(131.25) 250.0	13	(679.5) 1,298.0	(2,236.75) 4,272.0
H2	8	(526.575) 1,003.0	9	(502.25) 965.0	17	(1,028.825) 1,968.0	2	(94.5) 180.0	17	(663.55) 1,284.0	(1,786.875) 3,432.0
H3	5	(375.65) 693.0	9	(716.225) 1,339.0	14	(1,091.875) 2,032.0	1	(44.0) 80.0	13	(681.65) 1,320.0	(1,817.525) 3,432.0
H4	5	(403.7) 734.0	8	(833.45) 1,597.0	13	(1,237.15) 2,331.0	4	(360.25) 664.0	12	(765.75) 1,482.0	(2,363.15) 4,477.0
H5	5	(468.5) 917.0	9	(1,483.0) 2,952.0	14	(1,951.5) 3,869.0	2	(168.0) 336.0	19	(988.85) 1,916.0	(3,108.35) 6,121.0

年度	土地区画整理事業費						住宅市街地基盤整備事業		交付金		合計
	公共団体		組合等		小計		箇所	事業費	箇所	事業費	
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費					
H6	7	(470.0) 940.0	13	(924.0) 1,848.0	20	(1,394.0) 2,788.0	1	(50.0) 100.0	21	(1,159.35) 2,242.0	(2,603.35) 5,130.0
H7	7	(1,200.5) 2401.0	11	(745.0) 1,490.0	18	(1,945.5) 3,891.0	4	(187.0) 374.0	22	(1,371.6) 2,667.0	(3,504.1) 6,932.0
H8	8	(837.0) 1,674.0	11	(480.0) 960.0	19	(1,317) 2,634.0	5	(186.0) 372.0	23	(1,732.05) 3,369.0	(3,235.05) 6,375.0
H9	7	(750.5) 1,501.0	9	(491.5) 983.0	16	(1,242.0) 2,484.0	6	(664.0) 1,328.0	19	(2,024.65) 3,929.0	(3,930.65) 7,741.0
H10	7	(2,185.0) 4,370.0	9	(1,004.0) 2,008.0	16	(3,189.0) 6,378.0	6	(766.0) 1,532.0	19	(1,581.55) 3,041.0	(5,536.55) 10,951.0
H11	8	(958.5) 1,917.0	8	(408.0) 816.0	16	(1,366.5) 2,733.0	5	(443.5) 887.0	15	(2,513.95) 4,852.0	(4,323.95) 8,472.0
H12	8	(724.0) 1,448.0	9	(226.0) 452.0	17	(950.0) 1,900.0	4	(289.0) 578.0	18	(2,949.25) 5,700.0	(4,188.25) 8,178.0
H13	8	(510.0) 1,020.0	7	(110.5) 221.0	15	(620.5) 1,241.0	4	(954.5) 1,909.0	18	(2,891.65) 5,505.0	(4,466.65) 8,655.0
H14	7	(258.0) 516.0	6	(167.0) 334.0	13	(425.0) 850.0	3	(626.0) 1,252.0	15	(2,441.3) 4,624.0	(3,492.3) 6,726.0
H15	5	(61.5) 123.0	7	(70.0) 140.0	12	(131.5) 263.0	3	(608.0) 1,216.0	13	(2,337.5) 4,250.0	(3,077) 5,729
H16	4	(62.0) 124.0	7	(50.0) 100.0	11	(112.0) 224.0	1	(303.0) 606.0	14	(2,004.8) 3,645.0	(2,419.8) 4,475.0
H17	4	(16.0) 32.0	2	(20.0) 40.0	6	(36.0) 72.0	2	(115.0) 230.0	11	(1,879.7) 3,254.0	(2,030.7) 3,556.0
H18	1	(8.0) 16.0	4	(20.0) 40.0	5	(28.0) 56.0	2	(201.5) 403.0	10	(1,485.6) 2,701.0	(1,715.1) 3,160.0
H19	1	(10.0) 20.0	3	(2.7) 54.0	4	(37.0) 74.0	1	(237.5) 475.0	9	(1,292.0) 2,349.0	(1,566.5) 2,898.0
H20			2	(20.0) 40.0	2	(20.0) 40.0	1	(102.5) 205.0	5	(964.6) 1,484.0	(1,087.1) 1,789.0
H21			1	(10.0) 20.0	1	(10.0) 20.0			5	(702.0) 1,080.0	(712) 1,100.0
H22									3	(464.8) 715.0	(464.8) 715.0
H23									2	(304.2) 468.0	(304.2) 468.0
H24									2	(349.1) 537.0	(349.1) 537.0
H25									1	(371.8) 572.0	(371.8) 572.0
H26									1	(74.1) 114.0	(74.1) 114.0
H27									1	(42.9) 66.0	(42.9) 66.0
H28									2	(112.2) 180.5	(112.2) 180.5
H29									2	(129.071) 222.5	(129.071) 222.5
H30									1	(104.030) 202.0	(104.030) 202.0
R1									1	(20.9) 33.9	(20.9) 33.9
R2									1	(38.81) 75.4	(38.81) 75.4
R3									1	(2,378) 4.2	(2,378) 4.2
R4											(0.0) 0.0
R5											(0.0) 0.0

(ii) 都市別土地区画整理事業施行状況 (令和5年4月1日現在)

※ 上段〔 〕書き：地区数、下段：施行面積 (単位：ha)

令和5年4月1日現在

都市名	個人・共同施行			組合施行			公共団体施行			都市再生機構施行			合計			用途地域 に占める 割合
	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	
山形市	(2) 12.7		(2) 12.7	(66) 1,592.5		(66) 1,592.5	(15) 272.3		(15) 272.3	(1) 137.6		(1) 137.6	(84) 2,015.1	(0) 0.0	(84) 2,015.1	49.2%
上山市			(0) 0.0	(4) 47.7		(4) 47.7	(1) 32.7		(1) 32.7	(1) 33.5		(1) 33.5	(6) 113.9	(0) 0.0	(6) 113.9	15.8%
天童市			(0) 0.0	(13) 447.1		(13) 447.1	(7) 247.2		(7) 247.2			(0) 0.0	(20) 694.3	(0) 0.0	(20) 694.3	65.3%
山辺町			(0) 0.0	(3) 28.9		(3) 28.9			(0) 0.0			(0) 0.0	(3) 28.9	(0) 0.0	(3) 28.9	13.3%
中山町			(0) 0.0	(2) 23.6		(2) 23.6			(0) 0.0			(0) 0.0	(2) 23.6	(0) 0.0	(2) 23.6	12.0%
寒河江市	(1) 1.2		(1) 1.2	(8) 130.1		(8) 130.1	(4) 77.8		(4) 77.8			(0) 0.0	(13) 209.1	(0) 0.0	(13) 209.1	23.2%
河北町			(0) 0.0	(6) 111.2		(6) 111.2			(0) 0.0			(0) 0.0	(6) 111.2	(0) 0.0	(6) 111.2	32.3%
西川町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
朝日町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
大江町			(0) 0.0	(1) 9.5		(1) 9.5			(0) 0.0			(0) 0.0	(1) 9.5	(0) 0.0	(1) 9.5	3.4%
村山市			(0) 0.0	(2) 21.1		(2) 21.1	(1) 16.1		(1) 16.1			(0) 0.0	(3) 37.2	(0) 0.0	(3) 37.2	8.7%
東根市			(0) 0.0	(2) 37.5		(2) 37.5	(5) 167.4		(5) 167.4			(0) 0.0	(7) 204.9	(0) 0.0	(7) 204.9	20.0%
尾花沢市			(0) 0.0			(0) 0.0	(2) 39.1		(2) 39.1			(0) 0.0	(2) 39.1	(0) 0.0	(2) 39.1	12.9%
大石田町			(0) 0.0			(0) 0.0	(3) 38.9		(3) 38.9			(0) 0.0	(3) 38.9	(0) 0.0	(3) 38.9	18.3%
新庄市			(0) 0.0	(6) 51.6		(6) 51.6	(1) 51.0		(1) 51.0			(0) 0.0	(7) 102.6	(0) 0.0	(7) 102.6	14.7%
金山町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
最上町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
真室川町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
米沢市	(5) 31.7		(5) 31.7	(5) 74.2		(5) 74.2	(2) 86.3		(2) 86.3			(0) 0.0	(12) 192.2	(0) 0.0	(12) 192.2	8.2%
南陽市			(0) 0.0	(1) 5.0		(1) 5.0	(1) 30.7		(1) 30.7			(0) 0.0	(2) 35.7	(0) 0.0	(2) 35.7	4.3%
高畠町			(0) 0.0	(1) 10.4		(1) 10.4			(0) 0.0			(0) 0.0	(1) 10.4	(0) 0.0	(1) 10.4	2.5%
川西町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
長井市			(0) 0.0	(2) 4.0		(2) 4.0	(2) 100.2		(2) 100.2			(0) 0.0	(4) 104.2	(0) 0.0	(4) 104.2	18.5%
小国町			(0) 0.0	(2) 15.4		(2) 15.4	(2) 20.6		(2) 20.6			(0) 0.0	(4) 36.0	(0) 0.0	(4) 36.0	15.6%
白鷹町			(0) 0.0	(2) 25.3		(2) 25.3			(0) 0.0			(0) 0.0	(2) 25.3	(0) 0.0	(2) 25.3	10.4%
鶴岡市	(1) 1.3		(1) 1.3	(21) 214.2		(21) 214.2	(6) 88.7		(6) 88.7			(0) 0.0	(28) 304.2	(0) 0.0	(28) 304.2	13.1%
酒田市	(5) 8.3		(5) 8.3	(57) 848.9		(57) 848.9	(3) 64.1		(3) 64.1			(0) 0.0	(65) 921.3	(0) 0.0	(65) 921.3	32.3%
庄内町			(0) 0.0	(3) 10.8		(3) 10.8			(0) 0.0			(0) 0.0	(3) 10.8	(0) 0.0	(3) 10.8	4.1%
三川町			(0) 0.0	(1) 24.1		(1) 24.1			(0) 0.0			(0) 0.0	(1) 24.1	(0) 0.0	(1) 24.1	
遊佐町			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0			(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%
合計	(14) 55.2	(0) 0.0	(14) 55.2	(208) 3,733.1	(0) 0.0	(208) 3,733.1	(55) 1,333.1	(0) 0.0	(55) 1,333.1	(1) 171.1	(0) 0.0	(1) 171.1	(278) 5,292.5	(0) 0.0	(278) 5,292.5	24.5%

(iii) 土地区画整理事業の年度別事業認可状況（令和5年4月1日現在）

令和5年4月1日現在

年度	施行者別事業認可数及び面積（単位：㎡）									
	公共団体		組合		共同・個人		公団		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
S38 まで	22	398.7	23	246.4	3	14.7			48	659.8
S39	3	102.1	6	68.8					9	170.9
S40	1	52.9	6	28.0	1	4.0			8	84.9
S41			9	91.3					9	91.3
S42	1	36.3	7	132.5					8	168.8
S43	1	65.3	7	60.8	1	0.3			9	126.4
S44			10	239.6					10	239.6
S45			8	81.6					8	81.6
S46	1	22.0	15	238.5					16	260.5
S47			9	228.1	1	0.4			10	228.5
S48	2	66.3	17	344.3					19	410.6
S49	1	16.6	5	104.9					6	121.5
S50	1	32.4	4	27.2					5	59.6
S51	2	56.3	1	19.7					3	76.0
S52	1	53.9	1	4.4	1	8.1			3	66.4
S53			9	322.5					9	322.5
S54			3	40.1					3	40.1
S55			6	83.7	1	15.9			7	99.6
S56	2	120.0	2	18.7					4	138.7
S57	2	34.2							2	34.2
S58	1	15.9	5	31.4					6	47.3
S59			2	17.3	2	6.3			4	23.6
S60	2	35.7	2	17.7	1	1.2			5	54.6
S61			4	93.6					4	93.6
S62	1	15.1	2	5.5					3	20.6
S63			4	96.0					4	96.0
H1			3	38.9	1	1.5			4	40.4
H2			5	173.3					5	173.3
H3	1	16.4	3	33.9					4	50.3
H4			2	7.5					2	7.5
H5	3	89.2	6	178.8					9	268.0
H6	1	6.3	5	176.4					6	182.7
H7	2	39.8	3	59.8					5	99.6
H8	1	32.7	3	57.0					4	89.7
H9	※1	1.5								1.5
H10	2	22.7	2	137.6					4	160.3
H11			※2 1	0.6 24.2					1	24.2
H12									0	0.0
H13	1	0.8	3	53.8			1	171.1	5	225.7
H14									0	0.0
H15			1	16.7					1	16.7
H16			1	31.7	1	1.2			2	32.9
H17									0	0.0
H18			1	2.0					1	2.0
H19			※3 1	0.1 73.2					1	73.2
H20～H22									0	0.0
H23					1	1.6			1	1.6
H24～H26									0	0.0
H27			1	25.0					1	25.0
H27 まで計	55	1,333.1	208	3,733.1	14	55.2	1	171.1	278	5,292.5
H28～									0	0.0

※1：寒河江駅前地区（寒河江市）変更認可

※2：北目地区（天童市）変更認可

※3：四ツ興野地区（庄内町）変更認可

② 市街地再開発事業

都市の機能と環境を整備していく手段としては、街路事業、公園事業、土地区画整理事業などを実施するが、家屋の密集した既成市街地を整備改善していく場合、これら平面的な手法では事業の実施が困難であり、また土地の合理的高度利用の面で不適切な場合が多くなっていることから、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的手法が必要になる。

これが、市街地再開発事業といわれる手法であり、都市防災、市街地環境整備改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とするものである。

令和5年4月1日現在

都市名	名称	施行面積 ha	建築敷 地面積 ㎡	建築物		主要用途	建 蔽 率 %	容 積 率 %	当初・最終 計 画 決 定 年 月 日	事業完了 年月日
				建築面積 ㎡	のべ面積 ㎡					
山形広域 山形市	七日町第1 ブロック	0.31	2,476	2,186	16,813	店舗・公民館	88	679	—	S62.3.5
山形広域 山形市	七日町第1ブ ロック南地区	0.15	1,060	827	2,481	店舗	78	234	—	H1.1.25
山形広域 山形市	七日町第4ブ ロック北地区	0.3	1,559	北棟682 南棟472	2,409 1,447	店舗・事務所 店舗・事務所	68 86	239 262	—	H16.2.13
山形広域 山形市	七日町第5ブ ロック南地区	0.4	3,000	1,600	15,100	店舗・事務所 駐車場	50	430	H28.12.27	R3.9.30
山形広域 上山市	二日町地区	0.8	4,590	4,100	18,400	店舗・事務所 ・駐車場	89	321	S54.10.15 H5.1.27	H8.3.8
山形広域 天童市	天童駅東口 地区	0.76	5,599	5,022	16,668	バスターミナル 店舗・公共施設	89	297	—	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前地 区	1.8	3,180 3,560	2,500 2,500	9,700 14,500	店舗・ホテル等 店舗・駐車場	78 70	305 325	S58.2.28	S62.12.5
鶴岡市	鶴岡駅前A街 区	0.55	4,606	3,278	16,661	店舗	71	362	—	S60.4.1
鶴岡市	鶴岡駅前B街 区	0.57	4,287	2,274	13,375	店舗・駐車場	53	312	—	S60.4.1
酒田市	酒田駅前地 区	1.4	8,900	6,200	23,200	公共施設・ホテ ル・店舗・駐車 場・集合住宅	70	260	S48.12.21 S56.4.1 H29.3.27	S57.7.20 — —
酒田市	中町地区	1.5	10,402	8,803	38,178	店舗・住宅 駐車場	85	367	—	S54.3.20
酒田市	中町二丁目 地区	0.43	2,900	2,200	6,600	事務所・銀行 店舗・駐車場	80	230	H29.3.27	R4.3.31
酒田市	中町三丁目 地区	1.2	4,300 5,300	2,800 3,800	12,600 16,700	店舗・診療所等 店舗・病院等	70 70	240 310	H14.8.1	H18.2.15 H16.10

③ 促進区域

本制度は地域地区の1つであり、市街地再開発促進区域は高度利用地区の中で再開発事業の機運は盛り上がっているが実施までには至らない地区について、行政側からの積極的な指導、助言を行い、再開発を誘導するものである。これが決定されると建造物の建築は知事の許可が必要となり、促進区域の都市計画に適合しないものは許可されないこととなる。

令和5年4月1日現在

都市名	地区名	面積 (ha)	事業化の有無	当初決定年月日	最終決定年月日	事業完了年月日
山形広域 (山形市)	七日町第1ブロック	0.3	有	S59.12.13	—	S62.3.5
山形広域 (山形市)	七日町第1ブロック南	0.2	有	S59.12.13	—	H1.1.25
山形広域 (山形市)	七日町第4ブロック北	0.3	有	H14.12.13	—	H16.2.13
山形広域 (天童市)	天童駅東口	0.7	有	H1.9.8	—	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前B街区	0.6	有	S58.2.28	—	S60.4.1
酒田市	中町	2.1	有	S52.6.1	S53.3.25	S54.3.20

(5) 地区計画等

地区計画及び沿道整備計画は、昭和55年に新設された制度である。地区計画では、それまでの都市計画による統一的・標準的な規制に加えて、各地区の特性に応じたきめの細かい計画づくりと、良好な都市環境の整備や保全を行うものであり、その内容として、当該区域の整備・開発・保全に関する方針と、道路・公園等の地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画(地区整備計画)を定めることができる。

県内における地区計画制度の導入は、昭和59年の酒田市大多新田地区に始まり、令和4年3月末現在、8市6町の79地区で策定され、市街地整備が図られている。

令和4年3月31日現在

番号	市町名	地区名	都市計画決定年月日 (当初/変更)	地区面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	建築条例 (当初/変更)
1	山形市	土樋地区	H3.9.24 H8.8.5	62.0	62.0	H3.12.24 H8.9.25 H30.3.23
2	山形市	白山地区	H5.11.9 H8.8.5	18.1	18.1	H5.12.22 H8.9.25 H30.3.23
3	山形市	馬上台地区	H6.10.12 H8.8.5	14.0	14.0	H6.12.26 H8.9.25 H30.3.23
4	山形市	南館地区	H7.6.28 H8.8.5	22.8	22.8	H7.9.25 H8.9.25 H30.3.23
5	山形市	吉原地区	H9.7.25	79.4	79.4	H9.9.22 H30.3.23
6	山形市	山形駅西地区	H9.7.25	29.9	29.9	H9.9.22 H30.3.23
7	山形市	成沢地区	H10.2.6	40.0	40.0	H10.3.26 H30.3.23
8	山形市	芸工大前地区	H11.6.21	40.3	40.3	H11.9.22 H30.3.23
9	山形市	高原地区	H11.6.21	9.8	9.8	H11.9.22 H30.3.23

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初/変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築条例 (当初/変更)
10	山形市	十日町地区	H12.8.14 H15.12.25	10.1	10.1	H12.9.22 H16.3.19 H30.3.23
11	山形市	嶋地区	H14.1.23 H19.10.17	96.7	96.7	H14.3.25 H30.3.23
12	山形市	坂巻地区	H14.1.23	5.9	5.9	H14.3.25 H30.3.23
13	山形市	村木沢地区	H14.7.31	2.2	2.2	H14.9.30 H30.3.23
14	山形市	下反田地区	H15.1.15	0.5	0.5	H15.3.24 H30.3.23
15	山形市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H22.3.23 H24.2.1 H25.3.27 H31.3.29	147.0	147.0	H15.3.24 H22.3.23 H30.3.23
16	山形市	七日町 721 ブロック地区	H15.7.29	0.8	0.8	H15.9.25 H30.3.23
17	山形市	船町 張地区	H15.8.5	2.1	2.1	H15.9.25 H30.3.23
18	山形市	東中野地区	H16.1.15	0.4	0.4	H16.3.19 H30.3.23
19	山形市	県立中央病院東地区	H16.10.14	2.6	2.6	H16.12.22 H30.3.23
20	山形市	榎沢産業団地地区	H26.3.28 H31.3.29	12.4	12.4	H26.6.30 H30.3.23
21	上山市	金生地区	H10.3.27	32.7	32.7	H10.6.30
22	上山市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H22.3.23 H24.2.1 H25.3.27 H26.2.17	37.6	37.6	H15.3.26 H22.3.23 H24.2.1
23	上山市	金瓶地区	H20.1.9	11.5	11.5	H20.3.14
24	上山市	金瓶第2地区	H24.2.1	4.9	4.9	H24.3.22
25	天童市	天童駅西地区	S63.9.9 H8.7.23 H17.2.25	45.0	45.0	H1.3.23 H9.6.27
26	天童市	天童北部地区	H3.6.11 H8.7.23 H17.2.25	44.1	44.1	H3.9.11 H9.6.27
27	天童市	南小畑地区	H8.5.22 H17.2.25	32.4	32.4	H8.9.25 H9.6.27
28	天童市	天童南部地区	H8.5.22 H17.2.25	45.6	45.6	H8.9.25 H9.6.27
29	天童市	北目地区	H9.3.25 H17.2.25	24.2	24.2	H9.6.27 H17.3.24
30	天童市	老野森地区	H12.10.18	6.0	6.0	H12.12.28
31	天童市	天童温泉南地区	H14.1.15 H17.2.25	15.5	15.5	H14.3.29 H17.3.24
32	天童市	天童くのもと地区	H16.5.6 H17.2.25 R1.7.29	2.2	2.2	H16.7.15 H17.3.24
33	天童市	天童ひがしはら地区	H17.2.18	1.0	1.0	H17.3.24
34	天童市	乱川山神地区	H17.12.19	0.9	0.9	H18.3.27
35	天童市	成生金谷地区	H17.12.19	0.5	0.5	H18.3.27
36	天童市	貫津石橋地区	H19.2.19	0.7	0.7	H19.3.28
37	天童市	東長岡工業地区	H20.12.8	5.0	5.0	H21.3.27
38	天童市	荒谷小才勝地区	H20.12.8	0.7	0.7	H21.3.27

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初/変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築条例 (当初/変更)
39	天童市	山口原ノ前地区	H21.4.7 H27.2.10	2.2	2.2	H22.3.31
40	天童市	荒谷西工業地区	H21.11.13	18.5	18.5	H22.3.31
41	天童市	芳賀地区	H23.7.15	73.2	73.2	H23.9.20
42	天童市	乱川東原地区	H24.1.31	1.7	1.7	H24.3.30
43	天童市	天童インターチェンジ 周辺工業地区	H25.1.30 H26.11.21	14.4	14.4	H25.3.21
44	天童市	一日町四丁目地区	H30.3.30	2.4	2.4	H30.8.31
45	天童市	山口西工業地区	H30.11.29	22.7	22.7	
46	中山町	中川原東地区	H12.2.10	16.0	16.0	
47	山辺町	嶋ノ前地区	H14.8.8 H18.12.22	25.8	22.4	
48	山辺町	近江南地区	H14.8.8 H18.12.22	5.3	5.3	
49	寒河江市	寒河江駅前地区	H12.11.17	7.0	7.0	H12.12.11
50	寒河江市	東部地区	H15.10.10 H18.8.11	46.7	16.7	H18.9.29
51	寒河江市	寒河江みずき団地地区	H17.3.1	8.1	8.1	H17.3.18
52	寒河江市	美原町地区	H30.4.11	16.5	16.5	
53	河北町	ひな市通り東地区	H14.8.15 H20.3.24	25.3	25.3	
54	村山市	駅西地区	H12.4.12	16.1	16.1	H12.4.21
55	東根市	一本木地区	H7.9.29	55.0	55.0	H7.12.21
56	東根市	一本木南地区	H11.4.9	5.5	5.5	H11.6.17
57	東根市	神町北部地区	H18.6.15	31.7	31.7	H18.9.22
58	大石田町	大石田駅前地区	H13.7.13	6.6	6.6	
59	白鷹町	鮎貝地区	H15.2.20 H23.10.14	23.2	23.2	H14.12.10
60	鶴岡市	伊勢横内地区	H2.11.28	25.1	25.1	H2.12.26
61	鶴岡市	茅原地区	H5.11.30	6.1	6.1	H5.12.24
62	鶴岡市	南部地区	H7.12.1	40.1	40.1	H7.12.25
63	鶴岡市	大山向町地区	H7.12.1	6.3	6.3	H7.12.25
64	鶴岡市	西部地区	H10.7.16 H13.8.24	34.4	34.4	H10.9.25
65	鶴岡市	遠賀原地区	H14.11.19	9.1	9.1	H14.12.26
66	鶴岡市	北部地区	H17.4.7 H20.7.1	7.2	7.2	H17.6.20
67	鶴岡市	小真木原地区	H17.11.14 H28.10.27	4.4	4.4	H18.3.27
68	鶴岡市	茅原北地区	H30.4.16	35.3	35.3	H30.7.2
69	酒田市	大多新田地区	S59.12.25 S60.9.25 H7.11.1 H9.3.26	39.0	39.0	
70	酒田市	大町地区	H7.11.1	8.1	8.1	
71	酒田市	大宮地区	H7.11.1	18.9	18.9	
72	酒田市	亀ヶ崎南部地区	H7.11.1	12.9	12.9	
73	酒田市	古荒新田地区	H7.11.1	30.5	30.5	
74	酒田市	酒井新田地区	H7.11.1 H13.10.29	50.9	50.9	
75	遊佐町	上藤崎地区	H30.9.18	16.4	16.4	H30.9.14
76	遊佐町	青塚地区	H30.9.18	8.3	8.3	H30.9.14
77	遊佐町	白木地区	H30.9.18	6.6	6.6	H30.9.14
78	遊佐町	服部興野地区	H30.9.18	5.5	5.5	H30.9.14
79	遊佐町	茂り松地区	H30.9.18	1.5	1.5	H30.9.14
合計				1,698.0	1,664.6	

3 開発許可制度

(1) 開発許可

都市における工業用地や住宅用地等の乱開発を防止し、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保するため、都市計画区域内での一定規模以上の開発行為に対して規制を加えており、このような行為をする場合、中核市である山形市内の案件を除き県（一部市に権限移譲）の許可が必要である。

(都市計画法第29条第1項、第2項、第34条の2)

令和4年度許可件数※

事項		開発面積 1 ha未満		開発面積 1 ha以上		合計	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
法第29条 第1項 (法第34条 の2含む)	許可						
	市街化区域	5	1.22	0	0	5	1.22
	市街化調整区域	5	0.55	0	0	5	0.55
	その他の都計区域	13	8.77	9	20.41	22	29.18
	計	23	10.53	9	20.41	32	30.94
	不許可	0	0	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0	0	0	
法第29条 第2項	許可	/		0	0	0	0
	不許可			0	0	0	0
	取下げ			0	0	0	0
合計		23	10.53	9	20.41	32	30.94

※ 山形市及び権限移譲市（米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市）分を除く

(2) 開発審査会

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」における開発行為については、スプロール化を防ぐ観点から、特に厳しい制限が加えられており、この中でも例外的に許可をする場合、開発審査会の議を経ることが必要とされている。

(都市計画法第34条第14号、同法施行令第36条第1項第3号ホ)

令和4年度開発審査会付議件数

事項	付議案件	同意	不同意
① 開発行為に係るもの 法第34条第14号に基づくもの	1	1	0
② 建築行為に係るもの 令第36条第1項第3号ホに基づくもの	0	0	0

4 都市計画を進めるその他の制度等

(1) 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。都市計画区域の全部及び一部の区域について、当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3/100を限度として課税することができる。

令和5年3月末現在、本県では、13市9町にて都市計画税が徴収されている。

(2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度

都市計画法第53条に基づき、都市施設の区域は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。

なお、当該許可の権限は、山形県事務処理の特例に関する条例の規定により、各市町村長へ移譲されている。

(3) 都市計画調査等

① 都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものであり、都市計画決定及びその実施などのほか、諸施策の基礎資料として活用される。

② 緑のマスタープラン・緑の基本計画

緑の基本計画とは、平成6年の都市緑化保全法の改正により創設されたもので、それまでの都市緑化推進計画で主として対象としている公共公益施設の緑化と共に、民有地の緑化推進等、都市計画制度によらない緑化に関する事項についても併せて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることを目的とする。

本県では、市町村が緑の基本計画を定める際に必要となる、広域的な観点からの緑地等に関する計画として、県が平成9年度に山形県広域緑地計画を策定した後、平成10年度に山形市、平成11年度に鶴岡市が緑の基本計画を策定した。

③ 総合都市交通体系調査

土地利用計画とも整合をとり、都市圏の将来の総合的な交通計画を策定するもので、都市圏の将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路の施設整備などのあり方をまとめたマスタープラン等を策定するものである。

本県では、全国街路交通情勢調査の結果をもとに山形、米沢、庄内、新庄の各地区で実施してきている。

(4) 都市災害復旧事業

都市計画区域内における都市施設が災害を受けた場合、又は、市街地（都市計画区域外を含む。）が堆積土砂による災害を受けた場合は、都市災害復旧事業を施行することができる。

第9章 下水道

1 下水道の位置づけ

下水道は、私達県民の快適な生活環境の確保や、最上川をはじめとする河川等の水環境の保全に欠かすことのできない施設である。

また、重要なライフラインのひとつである下水道には、持続的にサービスを提供することが求められている。このため、山形県では、老朽施設の長寿命化対策や耐震対策、災害時等の業務継続計画の策定を進めているほか、安全安心な生活環境を整備するため、令和7年度を目途とした未普及地区の汚水処理の概成・早期解消に重点的に取り組んでいるところである。

さらに、下水道の特性を活かし、汚水処理の過程で生じる下水汚泥を原料としたコンポストなどの肥料や燃料へのリサイクル、汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電、緩衝緑地等を利用した太陽光発電など再生可能エネルギーの導入供給が進められている。



最上川流域下水道山形浄化センター全景

2 下水道の整備の現況

(1) 公共下水道

県内35市町村のうち、32市町村において事業に着手し、平成15年3月31日からは下水道事業を実施している全ての市町村で供用開始している。

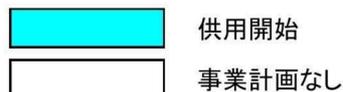
公共下水道実施状況(令和4年度末現在)

●供用開始 ○事業着手

地域名	市町村	処理区	事業種別	処理場名	事業着手	供用開始	備考
東南村山	山形市	●浄化センター	公共	山形市浄化センター	S36	S40.11	
		●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S62	H 4. 2	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 2	〃	
	天童市	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S61	H 4. 2	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 4	H 5. 3	
		●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H21	H24. 3	
	山辺町	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H 1	H 4. 3	
中山町	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 1	H 4. 3		
上山市	●上山	公共	上山市浄水センター	S49	S56.11		
	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H13	H21. 4		
西村山	寒河江市	●寒河江	公共	寒河江市浄化センター	S52	S58.10	
		● 〃	特環	〃	H 9	H13. 5	
	西川町	●西川	公共	西川浄化センター	H 6	H13. 3	
	大江町	●大江	公共	大江町浄化センター	H 6	H13. 3	
	朝日町	—					
河北町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	S55	S63. 9		
北村山	東根市	●【 〃 】 〃	公共	〃	S51	S62. 7	
		●【 〃 】 〃	公共	〃	S52	S62.10	
	村山市	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 7	H13. 3	
		●【 〃 】 〃	公共	〃	H 7	H14.11	
		●銀山	特環	銀山温泉浄化センター	H 9	H15.12	
大石田町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H 7	H14. 3		
	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 9	H14. 3		
最上	新庄市	●新庄	公共	新庄市浄化センター	S56	H 1.10	
	舟形町	●舟形	特環	舟形浄化センター	H 8	H15. 3	県代行
	最上町	●向町	公共	向町浄化センター	H 6	H13. 3	
	金山町	●金山	公共	金山浄化センター	H 7	H14. 3	
	真室川町	●真室川	公共	真室川浄化センター	H 9	H14.10	
	鮭川村	—					
	戸沢村	●古口	特環	古口浄化センター	H 7	H13. 3	県代行
大蔵村	●肘折	特環	肘折下水処理場	S52	S59. 4		
	●清水	特環	清水浄化センター	H 9	H16. 3	県代行	
東南置賜	米沢市	●米沢	公共	米沢浄水管理センター	S49	S61. 3	
	南陽市	●【流域】置賜	公共	置賜浄化センター	S55	S62.10	
	高島町	●【 〃 】 〃	公共	〃	S48	S62.10	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 3	H 5. 6	
川西町	●【 〃 】 〃	公共	〃	S57	H 1.10		
	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 7	H 8. 3		
西置賜	長井市	●長井	公共	長井市公共下水道管理センター	S51	S63. 4	
		● 〃	特環	〃	H17	H19. 3	
	白鷹町	●白鷹	公共	白鷹浄化管理センター	S51	S62. 3	
		● 〃	特環	〃	H 5	H 7. 3	
	飯豊町	—					
小国町	●小国	公共	小国浄化センター	H 4	H11. 4		

庄 内	鶴岡市	●鶴岡	公共	鶴岡浄化センター	S47	S55.5	
		●湯野浜	公共	湯野浜浄化センター	H 1	H 4.10	
		●小堅	特環	小堅浄化センター	H25	R 2.4	
	(旧)藤島町	●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H 5	H11.3	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H13	H14.3	
	(旧)羽黒町	●羽黒	特環	羽黒浄化センター	S53	S60.6	
	(旧)櫛引町	●櫛引	公共	櫛引浄化センター	H 3	H 7.11	
	(旧)朝日村	●朝日	特環	あさひ浄化センター	H 6	H12.7	県代行
	(旧)温海町	●温海	公共	温海浄化センター	S58	H 1.4	
		●鼠ヶ関	公共	鼠ヶ関浄化センター	H 6	H11.4	
	酒田市	●酒田	公共	酒田市クリーンセンター	S45	S54.10	
		●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H11	H13.3	
		●西谷地(遊佐)	特環	遊佐浄化センター	H20	H22.3	
	(旧)八幡町	●八幡	公共	八幡浄化センター	H 2	H 6.10	
		● 〃	特環	〃	H13	H15.2	
	(旧)松山町	●松山	特環	松山浄化センター	H 6	H12.7	県代行
	庄内町 (旧)立川町	●【流域】庄内	特環	庄内浄化センター	H 5	H11.3	
	(旧)余目町	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 5	H11.3	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H17	H19.1	
	三川町	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 5	H11.3	
遊佐町	●遊佐	公共	遊佐浄化センター	H 2	H 7.10		
	● 〃	特環	〃	H12	H13.3		

公共下水道事業位置図



(2) 流域下水道

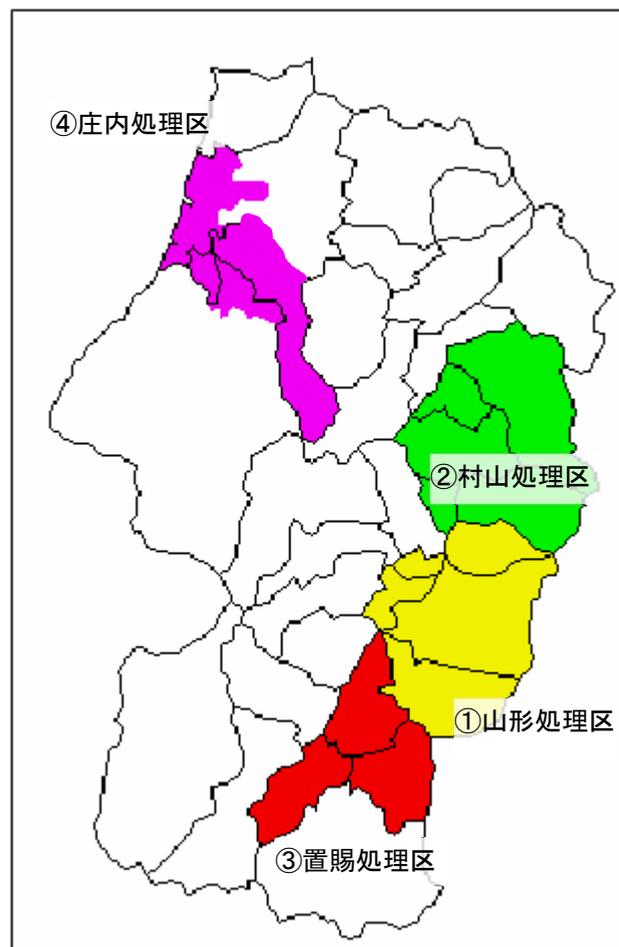
本県の流域下水道は上位計画である「最上川流域別下水道整備総合計画」に基づき最上川流域下水道として、昭和54年度に村山処理区の事業に着手したのを皮切りに、55年度には置賜処理区、58年度には山形処理区の事業に着手した。供用開始はそれぞれ昭和62年7月、昭和62年10月、平成4年2月である。

また、最上川下流流域下水道として、平成4年度に庄内処理区の事業に着手し平成11年3月に供用を開始した。

流域全体の計画処理人口は約42万人で単独を含めた下水道処理人口全体の約50%を占める。

今年度は、各処理区において老朽化した設備の改築更新を行うとともに、施設の耐震化を進める。

流域下水道事業位置図



流域下水道の処理区別事業計画(全体計画)概要

令和4年度末現在

事業名	最上川流域下水道			
	①山形処理区	②村山処理区	③置賜処理区	④庄内処理区
関連市町村名	山形市 上市市 天童市 山辺町 中山町	村山市 天童市 東根市 尾花沢市 河北町 大石田町	南陽市 高畠町 川西町	鶴岡市 (旧藤島町) 酒田市 (旧酒田市、 旧松山町)、三川町 庄内町
事業着手年度	S58	S54	S55	H4
供用開始年月	H4.2	S62.7	S62.10	H11.3
処理区域面積(ha)	8,056	4,422	2,429	2,299
計画処理人口(人)	254,800	85,413	39,110	40,070
計画処理水量(m ³ /日)	116,629	42,644	19,084	16,472
流域幹線管渠延長(km)	53.4	39.6	20.1	47.6
中継ポンプ場(箇所)	1	10	1	2
浄化センター 処理方式	(山形浄化センター) 標準活性汚泥法	(村山浄化センター) 標準活性汚泥法	(置賜浄化センター) 標準活性汚泥法	(庄内浄化センター) 標準活性汚泥法
現有処理能力 水量(m ³ /日)	91,100	28,400	20,400	15,300
池数(現有/全体)	10/12	6/10	4/4	3/4

(3) 市町村別整備現況

本県の下水道は、県内各地で整備がすすめられ、令和3年度末の処理人口普及率は前年度に比べ0.3ポイント増加し、78.4%となった。

普及率は全国中17位に位置しているが、今後より一層の整備促進が必要である。

市町村別下水道普及率

令和3年度末現在

番号	市町村名	事業名	着手年度	供用年度	行政人口 (住基台帳) ① (人)	処理区域 内人口 ② (人)	水洗化 人口 ③ (人)	普及率 ②/① (%)	水洗化率 ③/② (%)	R2年度末 普及率 (参考) (%)
1	山形市	(公・特)	S36	S40.11	240,990	235,968	222,381	97.9	94.2	97.8
2	米沢市	(公・)	S49	S61.3	77,654	50,670	44,723	65.3	88.3	65.1
3	鶴岡市	(公・特)	S47	S55.5	121,365	96,907	89,956	79.8	92.8	79.3
4	酒田市	(公・特)	S45	S54.10	98,182	78,389	70,920	79.8	90.5	79.7
5	新庄市	(公・)	S56	H1.10	33,756	18,929	15,799	56.1	83.5	55.2
6	寒河江市	(公・特)	S52	S58.10	40,318	31,476	28,689	78.1	91.1	77.7
7	上山市	(公・)	S49	S56.11	28,889	21,892	20,249	75.8	92.5	75.1
8	村山市	(公・特)	S52	S62.10	22,513	18,274	16,203	81.2	88.7	80.9
9	長井市	(公・特)	S51	S63.4	25,600	15,039	13,381	58.7	89.0	58.8
10	天童市	(公・特)	S45	S49.4	61,293	60,621	56,768	98.9	93.6	98.9
11	東根市	(公・)	S51	S62.7	47,836	43,894	41,107	91.8	93.7	91.4
12	尾花沢市	(公・特)	H7	H14.11	14,742	5,296	4,817	35.9	91.0	35.0
13	南陽市	(公・)	S55	S62.10	30,148	20,344	17,691	67.5	87.0	67.4
14	山辺町	(公・)	H1	H4.3	13,824	13,190	11,642	95.4	88.3	95.3
15	中山町	(公・)	H1	H4.3	10,842	9,475	8,541	87.4	90.1	87.3
16	河北町	(公・)	S55	S63.9	17,521	15,489	12,771	88.4	82.5	87.4
17	西川町	(公・)	H6	H13.3	4,861	2,623	2,221	54.0	84.7	53.7
18	朝日町	(未着手)	-	-	6,296	0	0	0.0	0.0	0.0
19	大江町	(公・)	H6	H13.3	7,552	3,913	3,202	51.8	81.8	51.7
20	大石田町	(公・特)	H7	H14.3	6,471	4,415	4,224	68.2	95.7	68.1
21	金山町	(公・)	H7	H14.3	5,059	2,033	1,762	40.2	86.7	39.7
22	最上町	(公・)	H6	H13.3	7,958	2,864	2,388	36.0	83.4	35.9
23	舟形町	(・特)	H8	H15.3	4,971	2,343	2,089	47.1	89.2	46.3
24	真室川町	(公・)	H9	H14.10	7,052	1,786	1,245	25.3	69.7	25.1
25	大蔵村	(・特)	S52	S59.4	3,003	1,714	1,472	57.1	85.9	56.7
26	鮭川村	(未着手)	-	-	3,949	0	0	0.0	0.0	0.0
27	戸沢村	(・特)	H7	H13.3	4,138	507	437	12.3	86.2	12.5
28	高畠町	(公・特)	S48	S62.10	22,345	16,837	15,433	75.4	91.7	74.9
29	川西町	(公・特)	S57	H1.10	14,244	5,504	4,585	38.6	83.3	38.3
30	小国町	(公・)	H4	H11.4	7,003	4,281	3,525	61.1	82.3	61.0
31	白鷹町	(公・特)	S51	S62.3	12,924	7,956	7,324	61.6	92.1	61.3
32	飯豊町	(未着手)	-	-	6,616	0	0	0.0	0.0	0.0
33	三川町	(・特)	H5	H11.3	7,282	4,755	4,360	65.3	91.7	65.0
34	庄内町	(公・特)	H5	H11.3	20,157	15,796	14,109	78.4	89.3	78.1
35	遊佐町	(公・特)	H2	H7.10	12,973	10,476	8,094	80.8	77.3	80.9
県計					1,050,327	823,656	752,108	78.4	91.3	78.1
(うち着手市町村計)					1,033,466	823,656	752,108	79.7	91.3	79.3

※ 県内において下水道事業に着手しているのは、32市町村、朝日町、鮭川村、飯豊町は計画なし。

※ 行政人口は住民基本台帳人口調べ

3 下水道整備の目標と課題

(1) やまがた「県土未来図」推進指針

やまがた「県土未来図」推進指針（平成23年3月策定）は、県政運営の基本的方針である「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）における県土整備分野での個別指針であり、「県土未来図」（平成18年3月策定）が示す目指すべき次世代の県土のすがた（2030年）「活力があり・美しく・楽しい山形」の実現に向けた施策を効率的・効果的に展開するため、「第4次山形県総合発展計画」の計画期間（概ね10ヵ年）における社会資本整備の推進のあり方や県土整備部が取り組む施策の基本的な考え方を示すものである。

下水道施設は、同指針に基づき以下により整備等を進めている。

【推進指針】誰もが暮らしやすい住環境の整備→【具体的な展開】生活排水処理対策の推進

【推進指針】低炭素社会・循環型社会の構築→【具体的な展開】資源循環システムづくりの推進

【推進指針】使い続ける維持管理の推進→【具体的な展開】長寿命化対策の推進

(2) 山形県生活排水処理施設整備基本構想

生活排水処理施設の整備については、下水道事業（国土交通省）、農業集落排水事業等（農林水産省）、合併処理浄化槽事業（環境省）により実施されている。

平成26年1月に新たに3省合同で「都道府県構想マニュアル」が策定されたのを受け、本県は平成28年3月に「第3次山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「第3次県構想」という。）」を策定した。これまでの経済比較を基本としたものに加え、「今後10年程度を目途に汚水処理施設の概成」を目指す時間軸の観点や既整備地区の改築・修繕や運営管理の観点を盛り込んだ内容となっている。

また、5省庁連名の通知により、令和4年度までに汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」を策定することとされたことを受け、第3次県構想の中間見直しを行い、令和3年3月に汚水処理施設の統廃合を記した改訂版を策定した。

(3) 適正な施設の管理と下水道経営

下水道の普及に伴い、県内では令和3年度末で管路延長約5,805km、処理場数34箇所と膨大なストックを有しており、それらの老朽化が課題となっている。

下水道施設のストックの増大に伴う維持管理・更新等については、急速な人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ長期的な観点から下水道経営を計画的に進める必要がある。そこで、令和2年度より地方公営企業会計を適用し、中長期的な経営戦略の中でストックマネジメント計画を策定し実施している。本計画を基に改築更新と耐震化の同時施工するなど、効率的な発注規模を考慮し、下水道経営の適正化を図っていく。

また、頻発かつ激甚化する豪雨災害に対して、発災時においても下水道施設の処理機能を維持するため耐水化計画を策定し、耐水化のためのハード・ソフト対策の円滑化を図っていく。

(4) 下水汚泥の有効利用の促進

下水道整備の着実な進展に伴い増加する下水汚泥の処理について、これまで埋立処分により処理されてきた量を徐々に減らし、最終的に100%有効利用するゼロエミッションの理念

に近づけるために、今後も下水汚泥リサイクルを推進していく。

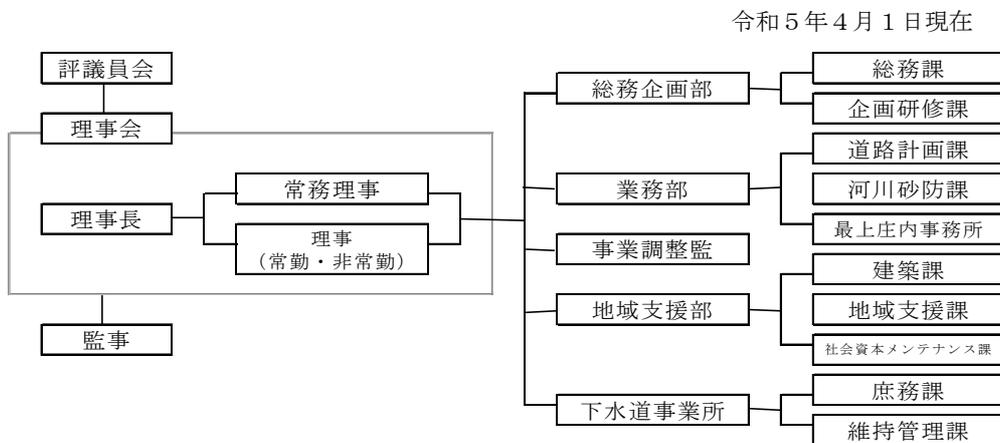
また、山形浄化センターにおいては、低炭素社会の構築に貢献できるよう、汚泥消化工程により発生するメタンガスを用いた消化ガス発電設備を平成24年度に導入し、現在、定格出力300kWでの運用を行っている。

4 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所

(1) 組織概要

流域下水道事業の維持管理業務については、財団法人山形県下水道公社に委託していたが、行革の流れで同公社は平成23年4月に財団法人山形県建設技術センターに統合され、センター内に下水道事業所が組織された。

なお、山形県建設技術センターは、平成25年4月1日に財団法人から公益財団法人に移行した。



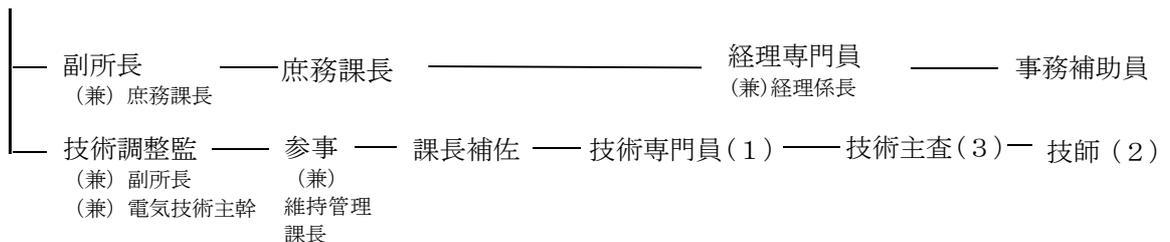
(2) 下水道事業所の組織体制

- 事業所・山形浄化センター（天童市大字大町字西原1915）
- 村山浄化センター（村山市大字大久保字寄込3876）
- 置賜浄化センター（南陽市宮崎248-2）
- 庄内浄化センター（東田川郡庄内町大字家根合字大下11）

○組織図

下水道事業所長

(理事兼務)



○職員数 13名（他に兼務センター職員2名）

第10章 道 路

1 道路の概要

(1) 概要

本県の道路は、県土を南北に縦貫する一般国道7号及び一般国道13号を基軸として高速自動車国道3路線、一般国道15路線、県道251路線で基幹道路網を形成している。

さらに、市町村道28,481路線を含めるとこれらの延長は17,030.2kmに及んでいる。

これを道路種別毎に分けると、高速自動車国道は221.5kmで全体の1.3%、一般国道は1,119.1kmで6.6%、県道は2,590.3kmで15.2%を占め、市町村道は13,099.2kmで76.9%となっている。

これらの道路の整備状況を県が管理する国県道についてみると、国道568.3km、県道2,590.3kmでこれらの改良率は89.9%、舗装率は92.5%となっている。

(令和4年4月1日)

(2) 道路現況

国管理 令和 3年4月 1日
 県管理 令和 4年4月 1日
 市町村管理 令和 3年3月31日

道路種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	実延長の内訳								
						改良・未改良別				路面別				
						改良済延長	未改良延長	自不能延長	改良率	舗装済延長	未舗装延長	舗装率		
高速道路	3	221,525	0	0	221,525	221,525	0	0	100.0	221,525	0	100.0		
一般道路	一般国道	国管理	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
		(2) 県管理	6	573,653	22,825	0	550,828	550,828	0	0	100.0	550,828	0	100.0
		小計	11	628,696	60,379	0	568,317	521,153	47,164	0	91.7	546,395	21,922	96.1
	県道	主要地方道	61	1,271,858	98,454	20,109	1,153,295	1,062,011	91,284	8,319	92.1	1,084,073	69,222	94.0
		一般県道	187	1,558,272	154,036	33,496	1,370,740	1,188,952	181,788	0	86.7	1,224,825	145,915	89.4
		小計	248	2,830,130	252,490	53,605	2,524,035	2,250,963	273,072	8,319	89.2	2,308,898	215,137	91.5
	国道	国管理	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
		(2) 県管理	6	573,653	22,825	0	550,828	550,828	0	0	100.0	550,828	0	100.0
		小計	259	3,458,826	312,869	53,605	3,092,352	2,772,116	320,236	8,319	89.6	2,855,293	237,059	92.3
	市町村道	一級	944	1,739,293	21,530	20,980	1,696,783	1,443,261	253,522	9,277	85.1	1,591,352	105,431	93.8
		二級	1,085	1,604,941	21,006	5,655	1,578,280	1,183,805	394,475	28,274	75.0	1,375,533	202,747	87.2
		幹線計	2,029	3,344,234	42,536	26,635	3,275,063	2,627,066	647,997	37,551	80.2	2,966,885	308,178	90.6
		その他	26,016	9,989,761	139,430	73,891	9,776,294	6,266,020	3,510,274	413,340	64.1	7,601,892	2,174,402	77.8
		小計	28,045	13,333,995	181,966	100,526	13,051,357	8,893,086	4,158,271	450,891	68.1	10,568,777	2,482,580	81.0
		計	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
独立専用	県道	3	77,991	11,720	0	66,271	66,271	0	0	100.0	66,271	0	100.0	
自歩道	市町村道	436	48,348	510	0	47,838	47,838	0	0	100.0	47,240	598	98.7	
合計	28,750	17,714,338	529,890	154,131	17,030,171	12,551,664	4,478,507	459,210	73.7	14,309,934	2,720,237	84.0		

2段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の()は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

国管理 令和 3年4月 1日
 県管理 令和 4年4月 1日
 市町村管理 令和 3年3月31日

道路種別	橋梁		橋の内訳				トンネル		鉄道交差		立体横断施設		渡船場		歩道設置 道路延長	歩道延長			
	数	延長	木橋		永久橋		数	延長	立体	平面	歩道橋	地下道	数	延長					
			数	延長	数	延長													
高速道路	303	24,059	0	0	303	24,059	38	41,353	11	0	0	0	0	0	0	0			
一般 道 路	一般国道	国管理	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
		県管理	549	35,607	0	0	549	35,607	36	25,527	43	0	45	44	0	0	381,596	606,661	
		小計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	県道	主要地方道	825	30,705	0	0	825	30,705	24	8,112	38	14	6	13	0	0	581,143	823,246	
		一般県道	915	27,405	0	0	915	27,405	14	5,074	30	47	11	6	0	0	577,138	790,653	
		小計	1,740	58,110	0	0	1,740	58,110	38	13,186	68	61	17	19	0	0	1,158,281	1,613,899	
	国 道	国管理	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
		県管理	549	35,607	0	0	549	35,607	36	25,527	43	0	45	44	0	0	381,596	606,661	
		小計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	市 道	市町村道	一級	1,016	23,240	6	84	1,010	23,156	9	4,717	34	87	2	1	0	0	435,760	583,039
			二級	828	12,566	8	75	820	12,491	4	344	12	60	0	1	0	0	157,236	218,068
			幹線計	1,844	35,806	14	159	1,830	35,647	13	5,061	46	147	2	2	0	0	592,996	801,107
			その他	4,022	51,658	44	647	3,978	51,011	10	2,791	68	171	3	12	1	146	617,009	868,985
		小計	5,866	87,464	58	806	5,808	86,658	23	7,852	114	318	5	14	1	146	1,210,005	1,670,092	
計		18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
独立専用 自歩道	県道	34	1,337	0	0	34	1,337	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
	市町村道	19	720	0	0	19	720	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0		
合計	8,997	225,049	58	806	8,939	224,243	159	101,193	263	385	75	85	1	146	3,090,736	4,389,753			

2段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の()は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

(3) 大規模自転車道

大規模自転車道とは、自転車交通の安全を確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的とした、いわゆるレクリエーションサイクリング道路であり、本県には下記の3路線がある。

なお、令和4年3月に策定された「第2次山形県自転車活用推進計画」の「山形県自転車ネットワーク計画」において、いずれも広域的なサイクリングモデルルートに設定されている。

① さくらんぼサイクリングロード

- ・路線名 一般県道間沢寒河江山形自転車道線
- ・区間 西川町間沢～山形市山寺
- ・延長 L=37.3km
- ・幅員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和51年度～昭和59年度(S60.3月完成)

② 置賜自転車道

- ・路線名 一般県道米沢県南公園自転車道線
- ・区間 米沢市金池～高島町蛭沢
- ・延長 L=23.9km(うち、まほろば緑道5.9km)
- ・幅員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和60年度～平成4年度(H5.3月完成)
(まほろば緑道は昭和51年度～昭和61年度に高島町が都市公園事業で整備)

③ 庄内自転車道

- ・路線名 一般県道立川鶴岡自転車道線
- ・区間 庄内町木の沢の一部 及び 鶴岡市羽黒町手向～鶴岡市日の出
- ・延長 L=16.8km
(全体計画延長は40.8km(庄内町清川～鶴岡市日の出)だが、H16より整備を休止)
- ・幅員 W=3.0(4.0)m
- ・事業年度 平成5年度～平成15年度(H16.7月一部供用)

(4) 道の駅

「道の駅」とは、道路利用者がいつでも自由に休憩し、清潔なトイレを利用できる「休憩機能」と、地域においては、人と人、人と地域との交流により、地域がもつ魅力を知ってもらい、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけとして活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」を備えた施設である。整備手法としては、道路管理者が交通安全事業の簡易パーキングエリアとして休憩施設を整備して市町村等が各種の地域振興施設を整備する「一体型」と、市町村等が単独で休憩施設や地域振興施設を整備する「単独型」がある。

<近年の供用状況>

平成28年10月8日、一般国道47号沿いに道の駅「しょうない」が供用。

平成29年4月21日、一般国道287号沿いに道の駅「川のみなと長井」が供用。

平成30年4月20日、主要地方道米沢高島線沿いに道の駅「米沢」が供用。

山形県内においては、次の21箇所が「道の駅」として登録されている。

(令和5年4月1日現在)

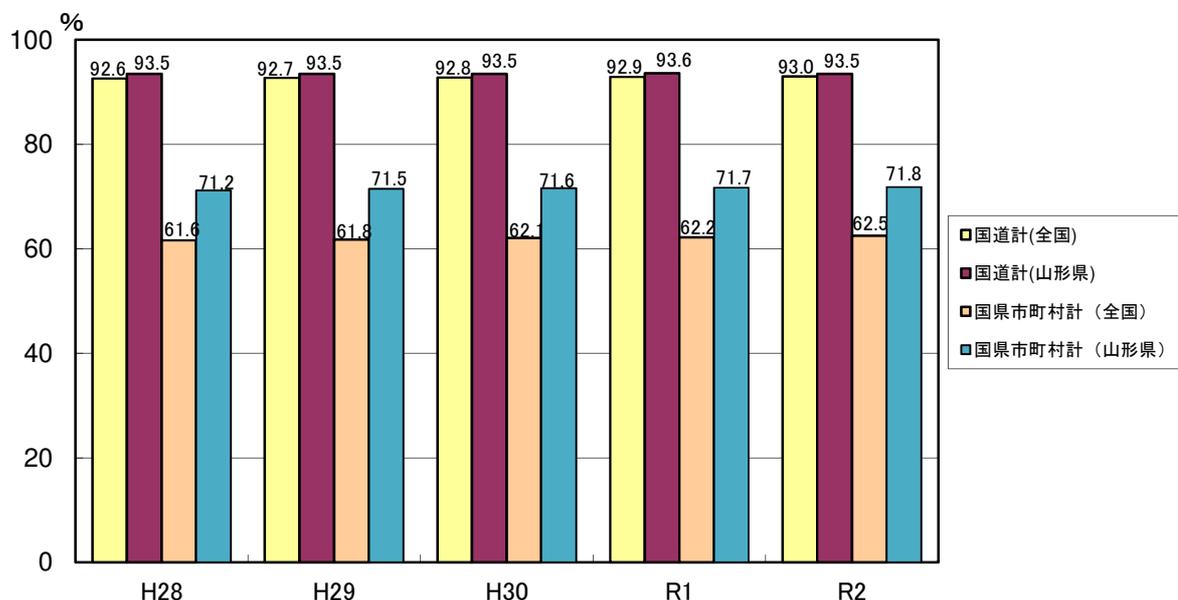
	駅名	路線名 地名	整備手法		設置主体 (道路管理者)	登録	供用 開始
			一体型	単独型			
1	月山 【月山あさひ博物村】	国道112号 鶴岡市(旧朝日村) 越中山		○	朝日村 (建設省)	H5.4.22	H4.10.20
2	河北 【ぶらっとびあ】	国道287号 河北町谷地	○		河北町 (山形県)	H5.4.22	H6.4.2
3	寒河江 【チェリーランド】	国道112号 寒河江市八楯		○	寒河江市 (建設省)	H5.4.22	H4.5.2
4	あつみ 【夕陽のまち しやりん】	国道7号 鶴岡市(旧温海町) 早田		○	鶴岡市 (建設省)	H5.4.22	H3.7.24
5	にしかわ 【月山銘水館】	国道112号 西川町水沢		○	西川町 (建設省)	H7.4.11	H16.11.9
6	いいで 【めざみの里観光物産館】	国道113号 飯豊町松原	○		飯豊町 (建設省)	H8.4.16	H9.3.30
7	むらやま 【村山市故里交流施設】	国道13号 村山市楯岡	○		村山市 (建設省)	H9.4.11	H10.4.27
8	とざわ 【モモカミの里「高麗館」】	国道47号 戸沢村蔵岡		○	戸沢村 (建設省)	H9.4.11	H9.8.1
9	鳥海 【(森のエリア)ぶらっと、 (海のエリア)遊楽里】	国道7号 遊佐町菅里		○	遊佐町 (建設省)	H9.4.11	H9.4.5
10	田沢 【なごみの郷】	国道121号 米沢市入田沢	○		米沢市 (山形県)	H9.4.11	H10.4.9
11	白い森おぐに 【ぶな茶屋】	国道113号 小国町 小国小坂町		○	小国町 (建設省)	H10.4.17	H10.10.9
12	おおえ 【テルメ柏陵】	国道287号 大江町藤田	○		大江町 (山形県)	H10.4.17	H10.10.24
13	庄内みかわ 【いろり火の里】	(一)鶴岡広野線 三川町横山		○	三川町 (建設省 →山形県)	H11.8.27	H12.3.5
14	たかはた 【まほろばステーション】	国道113号 高島町安久津		○	高島町 (山形県)	H12.8.18	H12.4.29
15	天童温泉 【わくわくランド】	国道13号 天童市楯ノ町		○	天童市 (国交省)	H16.8.10	H16.11.3
16	尾花沢 【花笠の里「ねまる」】	国道13号 尾花沢市芦沢	○		尾花沢市 (国交省)	H19.3.1	H19.8.6
17	白鷹ヤナ公園 【最上川あゆとびあ】	国道287号 白鷹町下山		○	白鷹町 (山形県)	H19.3.1	H19.4.25
18	あさひまち 【りんごの森】	国道287号 朝日町和合		○	朝日町 (山形県)	H27.4.15	H27.10.1
19	しょうない 【風車市場】	国道47号 庄内町狩川		○	庄内町 (国交省)	H28.5.10	H28.10.8
20	川のみなと長井	国道287号 長井市東町		○	長井市 (山形県)	H28.10.7	H29.4.21
21	米沢	(主)米沢高島線 米沢市川井	○		米沢市 (山形県)	H29.11.17	H30.4.20
	合計	21箇所	7箇所	14箇所			

※一体型：道路管理者と市町村・第三セクター等が一体的に整備
単独型：市町村・第三セクター等の公的な団体が単独で整備

(5) 道路整備の推移

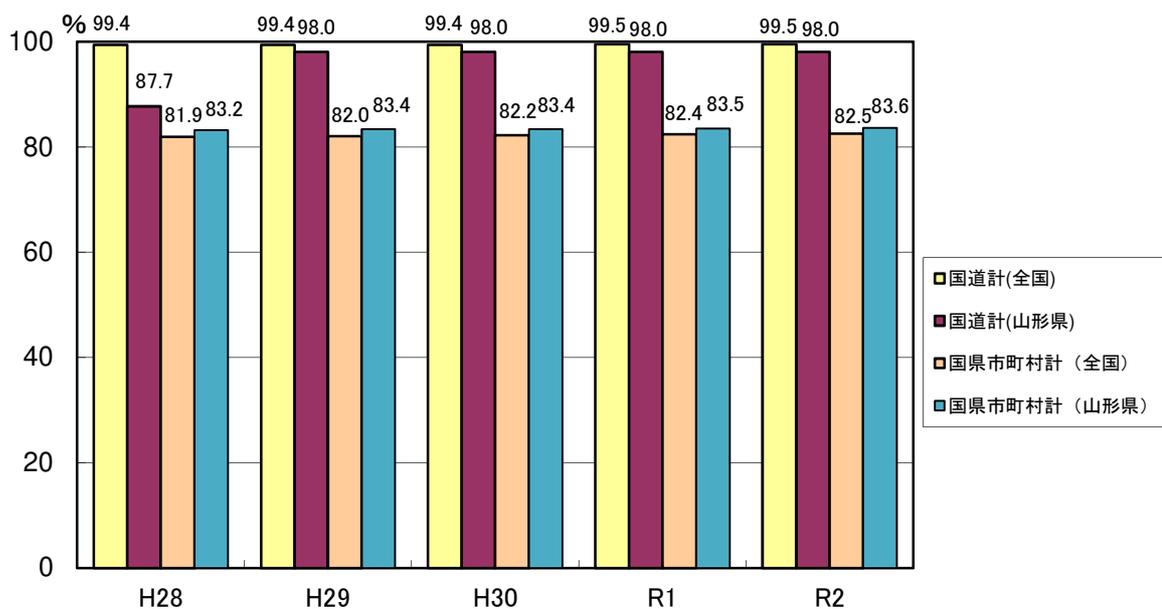
① 改良率(4月1日現在。国・都道府県道は車道幅員5.5m以上のもの)

[出典：道路統計年報2017～2021]

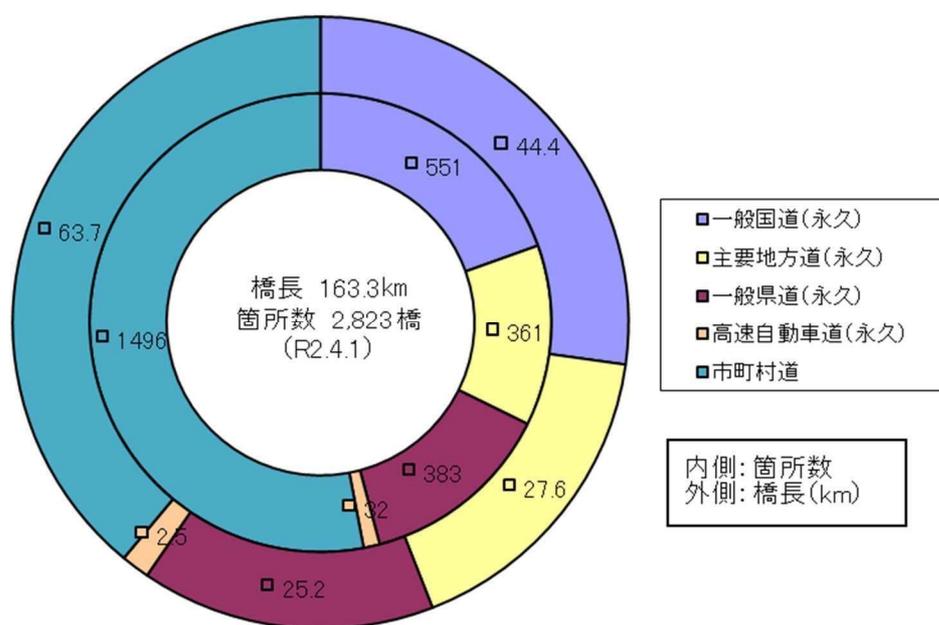


② 舗装率(4月1日現在。簡易舗装含む)

[出典：道路統計年報2017～2021]



③ 橋りょう(橋長15m以上)の現状 [出典：道路統計年報2021]

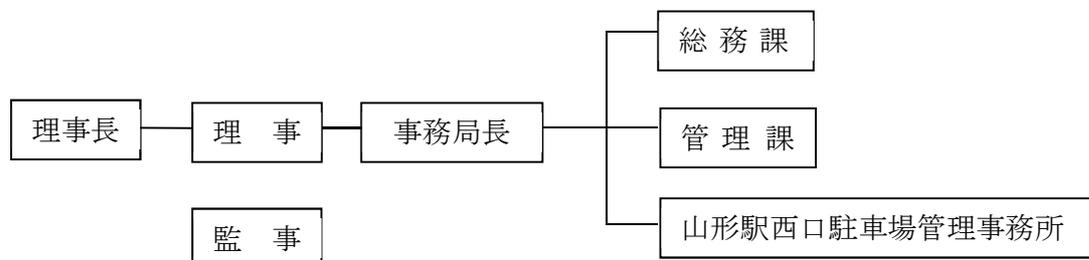


(6) 山形県道路公社

山形県道路公社は、有料道路の建設、管理を総合的かつ効果的に行うこと等により、幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としており、山形駅西口駐車場の経営等を行っている。

① 組織(令和5年4月1日現在。以下同じ)

設立：昭和46年4月1日、基本財産：366,000千円(山形県出資)



※理事長及び監事は知事が任命する。

② 役員数 理事長1、理事3、監事2

③ 職員数

区分	本 社		管理事務所		計
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員	
専任職員	—	4	—	4	8
併任職員	3	1	—	—	4
計	3	5	—	4	12

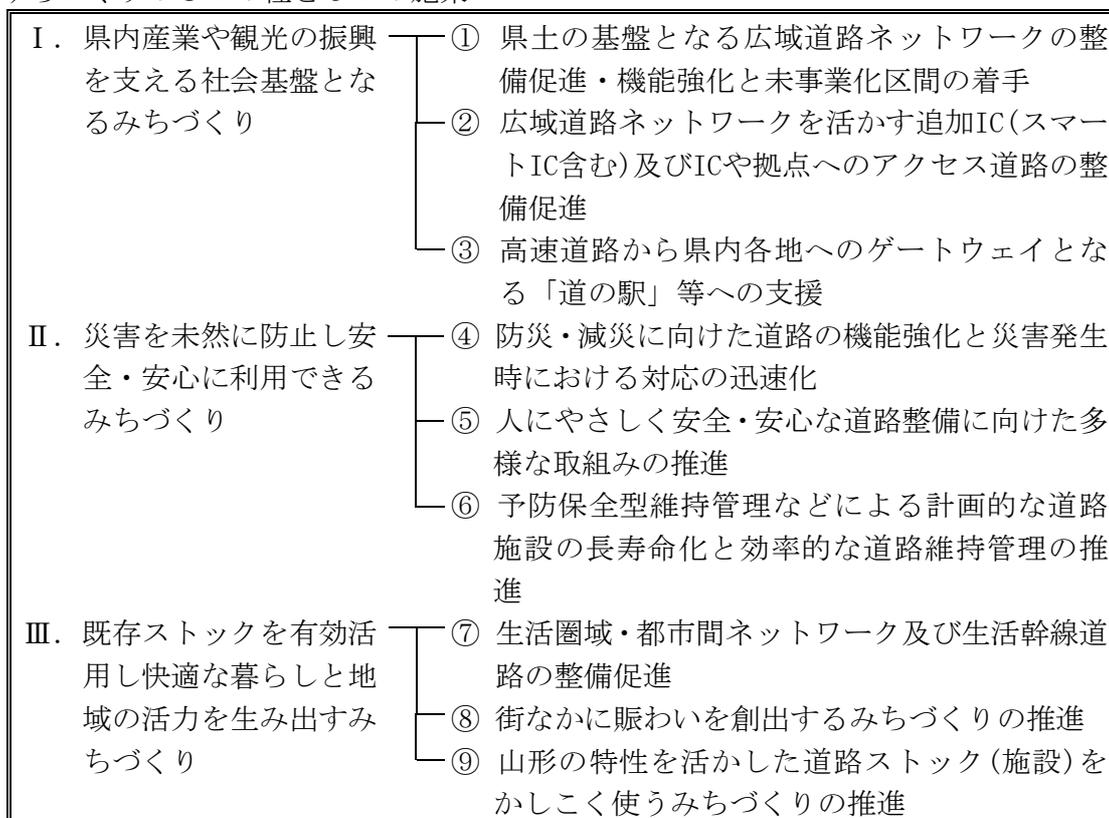
④ 有料駐車場の概要

駐車場名	路線名	区 間	事業費 (千円)	営業 開始	収容 台数	備 考
山形駅 西口 駐車場	市 道 駅 西 3 号 4 号 幹 線	山形市 城南町 一丁目	1,220,000	H12. 12.14	345台	霞城セントラル内 鉄骨耐火構造8階8層 延床面積11,364㎡ 料金:最初の30分まで210円、以後30分毎に 100円。1日上限料金1,230円(H18.4.1新設)

2 道路の整備・管理について

◆山形県道路中期計画2028（H31.03策定）

みちづくりの3つの柱と9つの施策



I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり

(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手

①高速自動車国道

高速自動車国道は、国土開発幹線自動車道建設法に基づき、産業の発展及び生活領域の拡大等を目的として建設される高速幹線自動車道である。

(a) 東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)

仙台市を起点とし、東北縦貫自動車道の村田ジャンクションから分岐、山形市、寒河江市、鶴岡市などを經由して酒田市に至る総延長約158km(県内延長約131km)の高速道路である。

県内においては、平成元年の山形北IC～寒河江IC間の開通以来、順次供用区間が延長され平成13年8月酒田IC～酒田みなとIC間が供用したことにより、月山道路を介して、太平洋沿岸部と日本海沿岸部を最短時間で結ぶルートが完成した。

交通量の増加に伴う4車線化については、平成10年9月に関沢IC～山形蔵王IC間の開通以来、順次開通され平成14年11月に笹谷IC～関沢IC間(笹谷トンネル)が開通したことにより、村田ジャンクションから山形ジャンクションまでが4車線で繋がった。

また、平成14年11月に上り線に救急車専用退出路が完成し、救命救急センターのある県立中央病院まで、西村山地域からの搬送時間がこれまでより約10分短縮され、さらに東北中央自動車道との連結により、西村山に加え、北村山、上山などからの広域

的な利用が可能となった。平成18年10月に寒河江SAスマートICが恒久化（平成26年6月から24時間運用）したことにより、西村山地域の高速道路の利便性が向上するとともに、救急搬送にも寄与している。

(b) 日本海沿岸東北自動車道(日本海東北自動車道)

新潟市を起点とし、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市を經由して青森市に至る総延長約322km（県内延長約53km）の高速道路で、北陸自動車道、関越自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、同酒田線、同釜石秋田線、東北縦貫自動車道と連絡し、東北日本海沿岸の縦貫軸を形成する重要な路線である。

また、本県にとっては、庄内空港、酒田港及び東北横断自動車道酒田線に連絡する庄内地域の開発上大きな役割を果たす路線である。

平成25年度の「朝日温海道路」と「遊佐象潟道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化され、令和2年12月には酒田みなとIC～遊佐比子IC間が開通している。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
あつみ温泉IC～鶴岡JCT	平成24年3月	25.8km
酒田みなとIC～遊佐比子IC	令和2年12月	5.5km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
酒田みなと～遊佐	平成21年度	令和5年度 遊佐比子IC～遊佐鳥海IC
朝日温海道路 〔朝日まほろばIC ～あつみ温泉IC〕	平成25年度	未定
遊佐象潟道路 〔遊佐鳥海IC～象潟IC〕	平成25年度	令和7年度（小砂川IC）～象潟IC 令和8年度 遊佐鳥海IC～（小砂川IC）

（ ）書きICは仮称

(c) 東北中央自動車道

相馬市を起点とし、本県内陸部を經由して横手市に至る総延長約268km（県内延長約157km）の高速道路で、福島・秋田・山形の3県の内陸部の主要都市を結ぶとともに、常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道酒田線及び同釜石秋田線と連絡し、東日本地域の太平洋沿岸部、日本海沿岸部との縦横の高規格道路網を形成する重要な路線である。

平成30年度の「金山道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化されている。

東根北IC～村山本飯田IC間が令和4年10月に開通したことで、最上地域までが高速道路ネットワークで首都圏と直結した。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
米沢北IC～南陽高畠IC	平成9年11月	8.8km
尾花沢新庄道路 〔川原子IC～新庄IC〕	平成11年11月	8.1km
山形上山IC～東根IC	平成14年9月	27.1km
主寝坂道路 〔中田IC～真室川町及位〕	平成17年11月	5.0km
尾花沢新庄道路 〔野黒沢IC～川原子IC〕	平成18年11月	6.1km
主寝坂道路 〔(金山北IC)～中田IC〕	平成20年3月	4.9km
新庄北道路 〔新庄IC～(新庄北IC)〕	平成23年3月	4.7km
尾花沢新庄道路 〔尾花沢IC～野黒沢IC〕	平成26年11月	4.0km
福島大笹生IC～米沢北IC	平成29年11月	34.4km
大石田村山IC～尾花沢IC	平成30年4月	5.3km
東根IC～東根北IC	平成31年3月	4.3km
南陽高畠IC～山形上山IC	平成31年4月	24.4km
村山本飯田IC～大石田村山IC	令和3年12月	4.5km
東根北IC～村山本飯田IC	令和4年10月	8.9km
泉田道路 〔新庄鮭川IC～新庄真室川IC〕	令和4年11月	8.2km

() 書きICは仮称

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
新庄金山道路 〔新庄真室川IC～(金山IC)〕	平成27年度	令和7年度
真室川雄勝道路 〔真室川町及位～(上院内IC)〕	平成29年度	未定
金山道路 〔(金山IC)～(金山北IC)〕	平成30年度	未定

() 書きICは仮称

②地域高規格道路

地域高規格道路は、高規格幹線道路網と一体となって、地域の連携による地域集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図るための道路である。

本県においては、平成6年12月に2路線が計画路線に、平成10年6月に1路線が候補路線に指定された。

<計画路線：H6.12指定>

(a) 新庄酒田道路

新庄市を起点とし、酒田市に至る延長約50kmの道路であり、新庄地域集積圏と庄内地域集積圏とを連結し、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
新庄南バイパス 〔新庄市鳥越～本合海〕	平成14年5月	4.0km
新庄古口道路 〔新庄市本合海～升形〕	平成27年11月	2.4km
余目酒田道路 〔酒田市新堀～酒田市東町〕	平成27年11月	5.9km
余目酒田道路 〔庄内町廻館～酒田市新堀〕	平成30年3月	6.8km
新庄古口道路 〔戸沢村津谷～古口〕	平成30年7月	2.2km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
新庄古口道路 〔新庄市升形～戸沢村津谷〕	平成17年度	未定
高屋道路 〔戸沢村古口地内〕	平成18年度	令和6年度
高屋防災 〔戸沢村古口地内〕	令和2年度	未定
戸沢立川道路 〔戸沢村草薙～庄内町狩川〕	令和3年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
庄内町狩川～廻館	調査区間未指定

(b) 新潟山形南部連絡道路

新潟県村上市を起点とし、東置賜郡高畠町に至る延長約80km（うち県内区間約50km）の道路であり、新潟地域集積圏内の村上地方生活圏と米沢地域集積圏とを連結し、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
赤湯バイパス 〔南陽市鍋田～高島町深沼〕	平成15年11月	1.2km
赤湯バイパス 〔南陽市島貫～南陽市鍋田〕	平成20年5月	2.0km
赤湯バイパス 〔南陽市竹原～南陽市島貫〕	平成21年3月	4.0km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
梨郷道路 〔長井市今泉～南陽市竹原〕	平成20年度	令和5年度
小国道路 〔関川村金丸～小国町松岡〕	平成31年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
小国町松岡～長井市今泉	調査区間未指定 ※「小国～飯豊」間：概略ルート・構造の検討に着手（R5）

<候補路線：H10.6指定>

(c) 石巻新庄道路

宮城県石巻市を起点とし、新庄市に至る道路であり、「新庄酒田道路」と一体となつて、重要港湾を持つ石巻市と酒田市を結ぶことにより、日本海側と太平洋側との経済・物流活動や観光等の交流を促進するものである。

※候補路線；地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線

(2) 広域道路ネットワークを活かす追加IC(スマートIC含む)及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進

県民及び来訪者が高速道路を利用しやすい環境を整えるため、追加IC・スマートICの整備を促進する。加えて、産業や観光の振興を図るため、ICに接続するアクセス道路の整備を促進する。

また、重要物流道路の基幹道路同士や物流拠点を結ぶアクセス路の整備を推進する。

(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援

圏域の様々な観光、地域情報を発信し、各圏域内の隅々に県外からの来訪者を導くゲートウェイとなる「道の駅」等の整備促進に向けた市町村の取組を支援する。

「道の駅」の活性化支援

- ・「道の駅」連絡会の開催等による道の駅間の連携促進
- ・フリーペーパー等広報誌を活用し、自動車による県内の周遊観光の情報発信

Ⅱ 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり

(1) 防災・減災に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化

災害発生直後から避難・救助や物資供給等の応急活動のために緊急車両通行を確保すべき重要な路線である「緊急輸送道路」や重要物流道路のぜい弱区間に対する「代替路」、災害時の物流拠点へアクセスする「補完路」及び孤立集落アクセスルート等について、橋梁の耐震化を優先的に実施する。

① 緊急輸送道路等における耐震化・老朽橋梁の架替

山形県が管理する道路のうち、第1次緊急輸送道路101km、第2次緊急輸送道路957kmについて耐震性等の強化を行い、地震時の緊急輸送道路ネットワーク機能強化を推進する。

② 道路における防災対策の推進

局地的な豪雨など、自然災害の多発化・凶暴化に対応するため、既存道路の斜面对策や冠水対策等を推進するとともに、雪国である山形県にとって必須である冬期の交通空間確保のための堆雪幅の拡幅、流雪溝の整備、及び防雪柵整備による地吹雪対策等を引き続き推進する。

特に平成30年度に実施した重要インフラ緊急点検結果に基づき、対策が必要とされた箇所のうち、緊急輸送道路について、防災対策工事を優先して実施するほか、緊急輸送道路において老朽化や機能不足等が著しい橋梁の架替更新を実施することとし、震災時の緊急輸送道路の確保に努める。

(a) 防雪

防雪工実績延長 令和4年12月1日現在

種 別	延 長
スノーシェッド等	3.8km
散水消雪（車道）	85.9km
無散水消雪（車道）	6.8km
無散水消雪（歩道）	37.6km
流 雪 溝	111.4km
防 雪 柵	231.9km

(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進

「山形県通学路安全確保対策プログラム」及び「市町村版通学路交通安全プログラム」に掲げるPDCAサイクルのもとで、学校関係者、警察、地域、道路管理者が連携して通学路の点検を行い、歩道設置や交差点改良等の交通安全対策を優先的に実施する。

また、進行する高齢化を見据えて、限られた予算内で広く効果発現できるよう、通学路点検結果や事故データを基に多様な交通安全対策を実施し、子どもだけではなく高齢者や障がい者にも優しい歩行空間を創出する。

① 交通安全対策

(a) 特定交通安全施設等整備事業指定道路延長(平成29年3月指定) (単位: km)

道路種別	1号該当区間		2号該当区間		3号該当区間		4号該当区間		計	
		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路
高速自動車 国道	0.0	0.0	0.0	0.0	79.8	0.0	0.0	0.0	79.8	0.0
一般国道 (指定区間内)	197.0	42.4	0.0	0.0	370.6	50.9	0.0	0.0	567.6	93.3
一般国道 (指定区間外)	123.1	34.9	0.0	0.0	306.5	59.5	0.0	0.0	429.6	94.4
主要地方道	164.2	63.3	0.9	0.9	659.3	193.1	0.0	0.0	824.4	257.3
一般 都道府県道	110.3	58.9	0.0	0.0	818.7	271.5	0.0	0.0	929.0	330.4
市町村道	0.0	0.0	22.2	5.7	1675.2	914.9	2122.5	9.2	3,819.9	929.8
計	594.6	199.5	23.1	6.6	3,910.1	1,489.9	2,122.5	9.2	6,650.3	1,705.2

※ 各号は、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第1条に規定する指定の基準による

- 1号 交通量に応じた交通事故死傷率が一定の数値以上である区間
- 2号 単位面積当たりの人の死傷に係る交通事故の発生が特に多いと認められる地区内の道路
- 3号 付近に幼稚園、小学校等があること、市街地を形成している地域内にあり、且つ交通が著しく輻輳していること、またその他特殊な事情により交通事故が多発する恐れが大きいと認められる区間
- 4号 交通の円滑化を図ることにより効果的に交通事故を防止することができると思われ地区内の道路

※ 法指定通学路とは、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第4条に規定する通学路

(b) 歩道等の設置状況(県管理道路)

令和2年4月1日現在

幅の広い歩道	歩道のべ延長	2,105 km
	総幅員3m以上の歩道延長 (幅広率)	1,0012 km (48.1%)
立体横断施設	歩道橋	24橋
	地下道	27カ所

(3) 予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進

① 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

高度成長期に集中的に整備された橋梁の老朽化が進行し、対策が必要な橋梁が今後急速に増加することを踏まえ、長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進する。

また、トンネル等の大型構造物について、健全性の維持と第三者被害防止の観点から定期点検を実施し、効率的な維持管理を実施する。

② 的確な維持管理の実施

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、的確な維持管理、除雪を実施する。

また、限られた予算の中で維持管理水準を維持するため、道路監視、維持修繕業務や除雪業務の受託者との役割分担のもと、地域や企業、団体、NPO等の力を活かした県民協働による効率的な維持管理を実施する。

(a) 道路の維持管理

山形県が管理している道路延長は、一般国道、主要地方道、一般県道(独立専用自歩道除く)を合わせて3,092.3kmで、外に一般国道の指定区間は、国土交通省山形、酒田の各河川国道事務所が管理している。

令和4年度の維持管理体制は、4総合支庁が担当し、維持管理にあたっている。

除雪 令和4年12月1日現在(単位延長: km)

道路種別	管理延長(A)	雪寒指定延長	令和3年度除雪延長	令和4年度除雪延長			(B)のうち消雪道路延長	管理延長に対する除雪率(B)/(A)	除雪延長に対する委託率(%)
				公共	単独	計(B)			
一般国道	568.3	568.2	502.4	502.4	0.0	502.4	8.9	88.4	100
主要地方道	1,153.3	1,130.2	1,054.3	1,049.2	0.0	1,049.2	41.1	91.0	100
一般県道	1,370.7	1,281.7	1,202.5	1,200.9	0.0	1,200.9	42.7	87.8	100
計	3,092.3	2,980.1	2,759.2	2,752.5	0.0	2,752.5	92.7	89.0	100

※自転車道を含まない。

路面内訳、道路管理体制

令和4年4月1日現在

種別	延長(km)	道路監視員 パトロールカー	72人 19台
砂利道	69.7		
舗装道	2,855.3		
防じん	167.3		
計	3,092.3		

注)延長欄は、自転車道を含まない。

機 械 名	台 数
維持作業車(Wキャブ)	10
ダンプトラック	13
散水車	8
路面清掃車	8
リフト車	1
草刈装置(アタッチメント)	13

(b) 道路情報連絡

道路における災害、または工事による交通規制、その他異常事態発生等による情報を道路利用者に提供し、交通の安全を図るため、(公財)日本道路交通情報センターに委託している。

③ 県民協働による維持管理の推進

(a) ふれあいの道路愛護事業

県が管理する道路の美化活動、歩道除雪等を積極的に行う自治会や企業等の団体に対し、活動費の助成や、活動表示板の給付を通じて支援している。

- (i) 県の支援内容
 - ・ 団体への活動負担金
団体は、作業道具（草刈鎌、軍手、ゴミ袋など）購入、除雪機燃料、傷害保険料などに使用している。
 - ・ 団体活動PRのための表示板の設置
 - ・ 活動団体との意見交換会の開催
 - ・ 県ホームページによる活動紹介
 - ・ 団体向けの広報紙作成
- (ii) 支援の条件
 - ・ 協定の締結（団体の役割、県の役割と支援、連絡体制、団体の保険加入）
 - ・ 団体は、次の業務のいずれかを原則年間を通じて実施
清掃 側溝清掃 除草、草刈 樹木剪定 植栽活動 歩道除雪（冬季のみ）
- (iii) 活動団体

令和2年度	488 団体	（清掃・草刈など：425 団体	歩道除雪：63 団体）
令和3年度	532 団体	（清掃・草刈など：468 団体	歩道除雪：64 団体）
令和4年度	558 団体	（清掃・草刈など：493 団体	歩道除雪：65 団体）
- (iv) 事業の効果
 - ・ 道路愛護意識の醸成と地域コミュニティの形成への寄与（県民意識の変化）
 - ・ 良好な道路環境の保全（不法投棄の防止）
 - ・ 県が行う道路維持管理費の軽減

Ⅲ. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり

(1) 生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進

① 生活圏間・都市間ネットワークの整備推進

生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持等のため、一般国道や主要な県道において道路の改築・拡幅やバイパスの整備を推進する。

② 地域の実情に応じた効果的な整備の推進

限られた予算の中で、事業箇所の選択と集中を図りながら、部分的な拡幅や待避所の設置、視距改良等地域の実情に応じた効果的な整備を推進する。

(2) 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進

① 無電柱化の推進

沿線住民や観光客に親しまれる良好な景観を創出するため、道路改良等を契機とした無電柱化を推進する。

② 渋滞解消対策の推進

道路改良や交差点改良等を行い、渋滞箇所の解消を図っていく。

(3) 山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進

① 自転車の利用環境の整備

平成29年の自転車活用推進法の施行を踏まえ、安全な自転車の利用環境を確保するため、道路の拡幅等に合わせて整備した堆雪幅を自転車の利用空間として活用する“山形らしい”みちづくりを推進する。

- ・ 令和元年8月 「山形県自転車活用推進計画」の策定

- ・令和3年3月 「山形県自転車ネットワーク計画」の策定
- ・令和4年3月 「第2次山形県自転車活用推進計画」の策定

② 分かりやすい道路標識の整備

県内周遊の利便性向上、非幹線道路への大型観光バス等の進入の抑制等のため、県外、国外からの来訪者にも分かりやすい道路標識の整備を推進する。



第11章 河 川

1 河川の概要

本県の面積は、9,323km²で、西方は日本海、他の三方は山に囲まれている。宮城、福島県境に連なる奥羽山脈は、本県の東側に障壁を作り、西側の出羽丘陵から越後山脈にかけての長大な山なみは、本県を庄内と内陸に分け、さらに新潟との県境を区切る。北側の出羽丘陵と奥羽山脈からなる秋田県境は、標高2,236mの鳥海山を除いては、標高は余り高くないが、南側の福島県境には、吾妻、飯豊など標高1,000mから2,000mに及ぶ連峰を望見することができる。このように、本県は内陸地方(6,918km²)と庄内地方(2,405km²)とに大別され、内陸地方は、また、これらの山脈の支脈によって最上地方(1,803km²)、村山地方(2,619km²)、置賜地方(2,496km²)に細分される。出羽丘陵と越後山脈から庄内地方を流れる赤川や小河川は、直接日本海に注ぎ、内陸地方の河川は新潟県に流下している荒川水系を除き、いわゆる法河川としては、すべて最上川に集中する。南部吾妻山に源を発する最上川は、内陸地方を北に向かって貫流し、その間、米沢・長井・山形・新庄盆地を拓き、庄内地方では、広大な庄内平野を潤して、遠く日本海に注ぐ、東北では北上川に次ぐ大川である。

以上の地形的環境に支配された本県の河川は、一級水系としては、最上川水系、赤川水系、荒川水系の3水系で、498河川(大鳥池を含む)、河川延長2,931km、二級水系としては、月光川水系、日向川水系等17水系で、59河川、河川延長270kmである。また、県内の一級二級河川の総延長は3,201kmにおよび、内訳は表1のとおりである。(他に市町村長が管理する準用河川が167河川、河川延長229kmあり、本県のいわゆる法河川の延長は3,430kmである。)

流路は、東西に流れるものと、南北に流れるものとに大別される。東西に流れるものは、山地より短距離で本流に合流するか海に注ぐため、一般に河床勾配が急で、その流域面積は狭小である。平地部の出口付近は扇状地帯をなし、この現象は特に村山盆地の河川で多くみられる。南北に流れる河川は、前者に比して流程が大であるため、概して河床勾配がゆるく、蛇行性のものが多い。また、多くの支川は、合流点付近では河積が小さく、かつ、最上川本流の背水現象によって、洪水時、大きな災害を被ることがある。最上川は、流域面積7,040km²を有

し、本県の幹川として各地方を流下しながら、農耕、水道、工業、発電、水産等あらゆる産業の水資源となっており、県民生活の基盤を成している。

(表1)

山形県河川総括表

令和4年6月1日現在

級別	水系名	河川数	流路延長	適要
一級河川	最上川	431	2,484,520m	1 国土交通大臣管理区間 幹川……1河川 山形河川国道事務所 114,988m 新庄河川事務所 60,000m 酒田河川国道事務所 31,000m 支川……27河川の一部と 117,837m 3河川の全部 2 知事管理区間 428河川 2,160,695m
	赤川	44 (大鳥池を含む)	277,340m (大鳥池1,125m を含む)	1 国土交通大臣管理区間 幹川……1河川 酒田河川国道事務所 33,016m 支川……4河川の一部 14,990m 2 知事管理区間 44河川 (1池を含む) 229,334m
	荒川	23	168,995m	1 国土交通大臣管理区間 支川……2河川の一部 9,200m 2 知事管理区間 23河川 159,795m
	計(3水系)	498	2,930,855m	国土交通大臣管理区間延長 381,031m 知事管理区間延長 2,549,824m
二級河川	月光川	11	49,540m	知事管理区間
	日向川	15	74,724m	〃
	新井田川	6	35,330m	〃
	岡町川	1	750m	〃
	油戸川	1	920m	〃
	楯下川	1	660m	〃
	三瀬川	4	15,331m	〃
	五十川	6	27,600m	〃
	温海川	3	18,300m	〃
	庄内小国川	4	26,100m	〃
	巖沢川	1	1,200m	〃
	出口沢川	1	1,200m	〃
	早田川	1	1,100m	〃
	鼠ヶ関川	1	15,700m	〃
	村上川	1	250m	〃
	長者川	1	475m	〃
	天竜川	1	530m	〃
計(17水系)	59	269,710m	〃	
合計(20水系)	557	3,200,565m		

2 河川事業

(1) 大規模特定河川事業

(個別補助事業(特定洪水対策等推進事業費補助) : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させる事業をいう。

須川(山形市)を始め、3河川(一級河川)において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する須川(山形市)においては、令和4年度よりJR奥羽本線より上流の蔵王成沢工区を新規区間として立ち上げ、令和13年度までの10年間で、ネック部の橋梁対策及び築堤盛土等を集中的に実施し、早期に地域の安全性の向上を図っていくこととしている。



一級河川須川

(2) 広域河川改修事業

(防災・安全交付金 : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

馬見ヶ崎川(山形市)を始め、17河川(一級河川 15河川、二級河川 2河川)において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する馬見ヶ崎川(山形市)や吉野川(南陽市)等においては、これまでの河道の整正や拡幅・築堤により流下能力が向上し、冠水や浸水被害の軽減が図られており、今後益々の工事の進捗が望まれている。

さらに、令和2年度(補正)からは、令和2年7月豪雨と同規模の洪水等に対する浸水被害の解消を図ることを目標に、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を最大限活用し、令和11年度までの概ね10年間で、集中的に河川整備を実施する。

また、これまでの治水や利水だけでなく、良好な環境の整備や保全についての要望が年々高まっており、県内の各河川において生態系や景観などに配慮した川づくりにも努めている。



一級河川古佐川（令和2年7月浸水被害状況）

(3) 流域治水対策河川事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

流域治水対策河川事業は、地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の効率的な整備と併せて流域対策のさらなる充実を図るため、流域対策と一体となって効果的かつ効率的な河川整備を図ることを目的とする。

大旦川（村山市）において、河道改修と併せて計画目標相当の洪水を安全に流下させるため調節池を計画し抜本的な治水安全度の向上を図る。



一級河川大旦川（令和2年7月浸水被害状況）

(4) 総合流域防災事業

流域単位を原則とした一定の計画に基づき、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備（河川改修、堤防の質的強化対策など）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、ハザードマップ調査など）を行ない、流域一体となった総合的な防災対策を推進するための事業で、河川では以下の事業を展開している。

① 河川改修事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

羽黒川（米沢市）を始め、8河川（一級河川 7河川、二級河川 1河川）で実施している。

また、指首野川（新庄市）等においては、地域整備と一体となった地元から親しまれる水辺空間の形成を図っている。

② 情報基盤総合整備事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

洪水、土砂災害などの自然災害発生時の危機管理体制を強化するために、降雨、水位、土砂災害等の各種観測施設とそこで得られる情報の収集・処理・伝達システムを整備する事業である。インターネットや携帯電話での情報配信提供を平成15年6月から開始しており、平成19年4月からは、一般利用者向けに気象・洪水情報等のメール配信を実施している。

また、洪水時に県民に適切な避難行動を促すため、既存の水位計を補完する危機管理型水位計を平成31年4月に、さらには洪水時の切迫感のある画像を提供する簡易型河川監視カメラを令和2年4月に運用開始した。令和5年3月末現在の設置台数はそれぞれ88台（水位計）、96台（カメラ）である。

あわせて、システムの関連設備の整備・改良を行い、情報提供のさらなる充実を図っていく。

(5) 河川メンテナンス事業

（個別補助事業（特定洪水対策等推進事業費補助）：国費率 1/2）

樋門、樋管等の河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するため、施設の更新や改築、応急的な改良が必要な施設については、計画的に実施することにより、施設機能を確保している。

特定構造物更新事業として、赤川水系青竜寺川丸岡分水堰（鶴岡市）で実施。

応急対策事業として、最上川水系で排水樋門等の更新を実施。

3 河川の維持管理

県単独事業として、護岸や床止等の修繕、河床浚渫、支障木伐採、堤防の除草等を行っている。

支障木伐採や河床掘削としては、令和4年3月に策定した河川流下能力向上・持続化対策計画に基づき、従来の取組みに加え、河道管理が将来的に持続可能となるような取組みを推進している。また、樋門・樋管等の河川管理施設については、効率化とライフサイクルコストの削減を図るため長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新を進めている。

河川・海岸愛護については、県民意識の醸成を図り、美しく快適で豊かな県土の形成を目指して、昭和52年度以来「きれいな川で住みよいふるさと運動」を継続して実施している。県民・河川海岸愛護デーを2回（7月第1日曜日及び9月第2日曜日）設定し、多くの県民の参加を得て、県内の河川及び海岸において空き缶等のゴミの収集及び除草作業等を展開している。

さらに、河川管理への積極的な住民参画を進めるため、平成14年度からアダプト・プログラム（里親制度）により、行政とボランティア団体が連携した「河川アダプト導入モデル事業」を実施し、3年間で延べ288団体21千人の参加をいただいた。この成果を踏まえ平成17年度からは「ふるさとの川アダプト事業」として発展させ、住民と行政の協働による河川管理を引続き実施すると共に、人力では困難な伐木、伐根作業等を企業が建設機械等で手助けを行う「河川管理アシスト企業制度」も合わせて実施している。平成27年度からは、事業名を「ふるさとの川愛護活動支援事業」に変更し、引き続き将来を展望した住民との協働による河川管理の継続的制度の構築を目指していく。令和4年度の活動状況は、河川愛護活動は503団体2万3,243人、191河川・海岸・砂防区域、認定延長493km、河川愛護活動支援企業は190企業で取り組まれた。

河川愛護活動団体（～H26名称：アダプト団体）等の推移

年度	河川愛護活動 団体数	会員数 (人)	認定延長 (km)	河川愛護活動 支援企業数
H21	326	14,876	221	118
H22	380	18,579	275	178
H23	427	20,882	360	188
H24	467	21,904	381	189
H25	476	21,577	382	191
H26	497	22,166	399	191
H27	510	22,610	404	193
H28	519	24,817	402	199
H29	513	23,588	416	190
H30	516	23,486	436	189
R1	518	23,000	446	186
R2	524	24,019	428	194
R3	505	23,504	486	194
R4	503	23,243	493	190

4 海岸事業

本県の海岸は日本海に面し、南は新潟県境から北は秋田県境まで、出入りの少ないほぼ直線的な海岸線を形成している。

岩礁海岸と砂浜海岸では、海岸線に沿って人家、道路、鉄道が張りついているところが多く、越波による侵食に悩まされ続けていた。これらを解消するため、海岸保全事業として護岸の整備を進め、現在では人家連担地域についてはほぼ概成している。さらに越波ならびに汀線の後退が続いていた、主に集落付近の海岸については、護岸・突堤等の整備を進め効果をあげている。

平成15年12月に策定した「山形沿岸海岸保全基本計画」(H28.4変更)に基づき、海岸侵食が顕著な海岸「菅里地区(H6～H17)」「宮海地区(S62～H27)」「比子地区(H7～R10)」について侵食対策事業を実施している。

また、東日本大震災を受け、津波対策を構築するにあたり、これからの想定津波の考え方として、中央防災会議地震津波専門調査会において2つの津波レベルが示された。

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波:「**最大クラスの津波**」
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立【**減災**】
- 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波:「**頻度の高い津波**」
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備【**防災**】

この分類に基づき、施設管理者(海岸管理者、河川管理者および港湾管理者等)は「頻度の高い津波」を想定し、既存施設等による防護効果を検証し、必要に応じ海岸保全施設等の整備を実施する。

さらに、老朽化対策として、宮海地区海岸の長寿命化計画を平成27年度末に策定、令和元年度には堤防・護岸を有するその他の12地区海岸について長寿命化計画を策定しており、長寿命化計画策定後は計画に基づき点検・修繕、対策工事を進めていく。

山形県海岸総括表

所管	海岸線延長 (m)	左のうち 海岸保全区域延長 (m)	左のうち 海岸保全施設の 有効延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	68,826	49,103	22,269
国土交通省 港湾局	35,032	10,657	7,350
農林水産省 水産庁	30,960	12,325	6,389
計	134,818	72,085	36,008

5 ダム事業

本事業は、下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、都市用水の補給等を目的としたダムを構築し、その効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させて、県民経済の成長と県民生活の向上に寄与することを目的とするものである。

本県は、戦前から野川ダム、荒沢ダム建設の計画があつて調査をしてきたが、戦争のため中止され、戦後、国土総合開発法の公布により再び野川総合開発計画がとりあげられ、管野ダム（長井ダムの完成にともない、平成21年9月に国土交通省へ管理引継ぎ）の竣工をみた。その後、多目的ダムとして、荒沢ダム、木地山ダム、高坂ダム、蔵王ダム、温海川ダム、白水川ダム、神室ダム、田沢川ダム及び綱木川ダム、また、治水ダムとして、月光川ダム、前川ダム及び留山川ダムがそれぞれ完成した。

また、平成20年度に最上小国川流水型ダム（最上町）の建設事業に着手し、令和元年度に完成した。



最上小国川流水型ダム（令和2年3月竣工）

(1) 山形県管理のダム一覧

令和5年4月現在

山形県管理のダム一覧表

ダム名	水系名	河川名	位置	目的	型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (m ³)	集水面積 (km ²)	湛水面積 (km ²)	総貯水容量 (千m ³)	有効貯水容量 (千m ³)	完成年度
管野ダム(※)	最上川	置賜野川	長井市 平野	F.N.P	G	44.5	81.8	36,420	98.0	0.26	4,470	3,042	S28
荒沢ダム	赤川	鶴岡市 (旧朝日村)荒沢		F.N.P	G	63.0	195.5	156,000	162.0	1.89	41,420	30,870	S30
木地山ダム	最上川	置賜野川	長井市 平野	N.P	HG	46.0	168.2	62,000	63.0	0.60	8,200	6,400	S35
高坂ダム	最上川	鮎川	真室川町 差首橋	F.P	G	57.0	118.7	68,700	68.2	1.10	19,050	12,750	S41
蔵王ダム	最上川	馬見ヶ崎川	山形市 上宝沢	F.N.W	HG	66.0	273.8	276,000	21.0	0.24	7,300	5,200	S44
月光川ダム	月光川	月光川	遊佐町 吉出	F	GR	48.0	205.0	50,000 コンクリート: 122,500	27.6	0.15	1,780	1,670	S53
前川ダム	最上川	前川	上市市 川口	F.N	R	50.0	265.5	690,000	21.2	0.35	4,400	4,100	S57
温海川ダム	温海川	温海川	鶴岡市 (旧温海町)一霞	F.N.P	G	60.0	167.0	135,000	31.6	0.39	5,700	4,400	S61
白水川ダム	最上川	白水川	東根市 泉郷	F.N.A	G	54.5	367.0	314,000	15.2	0.30	5,300	4,600	H2
神室ダム	最上川	金山川	金山町 有屋	F.N.W.P	G	60.6	257.0	307,000	22.5	0.40	7,400	5,800	H5
田沢川ダム	最上川	田沢川	酒田市 (旧平田町)山元	F.N.W	G	81.0	185.0	217,000	23.2	0.35	9,100	7,900	H13
綱木川ダム	最上川	綱木川	米沢市 築沢	F.N.W	R	74.0	367.5	2,155,000 コンクリート: 155,400	40.5	0.49	9,550	8,300	H19
留山川ダム (生活貯水池)	最上川	留山川	天童市 山口	F.N	G	46.0	115.0	57,000	7.2	0.09	1,120	1,000	H23
最上小国川 流水型ダム	最上川	最上小国川	最上町 富澤	F	G	41.0	143.0	39,800	37.4	0.28	2,300	2,100	R元

目的
F: 洪水調節 流水の正常な機能の維持 N: (既得取水の安定化及び 河川環境の保全等)
A: かんがい
W: 上水道用水
I: 工業用水
P: 発電

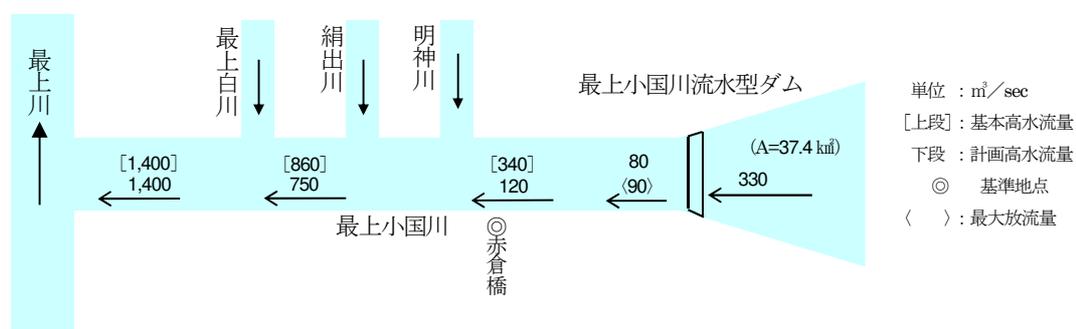
ダム型式
R: ロックフィル
G: 重力式コンクリート
HG: 中空重力式コンクリート
GR: 複合(重力式コンクリート +ロックフィル)

※管野ダムは長井ダムの建設に伴い、H21 に用途廃止

(2) 最上小国川流水型ダム

最上川水系最上小国川沿川地域では、急流河川のため古くよりたびたび被害を受けており、昭和49年8月の集中豪雨では浸水家屋339戸、浸水農地716ha、総額14.6億円の被害を受けた。最近では平成10年9月の台風5号により浸水家屋18戸、浸水農地7.8ha、総額1億5千万円の被害を受け、平成18年12月や平成27年9月の出水等たびたび河岸の決壊、氾濫を繰り返している。また、沿川の中でも特に赤倉温泉地区は両岸に旅館が建ち並び、通常の河道拡幅による治水対策は困難が予想されたため、洪水調節を目的とし、最上町大字富澤地先に最上小国川流水型ダムを建設した。

ダムの型式は重力式コンクリートダム、高さ41.0m、総貯水量2,300,000 m³、有効貯水量2,100,000 m³で、ダム地点における計画高水流量330m³/sを80m³/sに調節し、洪水による被害を防ぐダムとして整備を行っている。平成24年度より、用地取得及び工事用道路工事等を進め、平成26年度より堤体工事に着手し、令和2年3月に完成した。



ダム名	最上小国川 流水型ダム	位置	最上町	目的	F	かん がい	補給内容	—
貯 水 池	集水面積(ダム 地点流域面積)	37.4 km ²	ダ ム	型式	重力式 コンクリート		発 電	補給面積
	湛水面積	0.28 km ²		堤高	41.0 m	最大発電力		—
	総貯水容量	2,300 千 m ³	治 水	堤頂長	143.0 m	常時発電力	—	
	有効貯水容量	2,100 千 m ³		計画高水流量	330 m ³ /s	都 水	給水区域	—
	洪水調節容量	2,100 千 m ³		計画放流量	80 m ³ /s		給水量	—
	利水容量	0 千 m ³	調節流量	250 m ³ /s	施工期間	H20年度～ R元年度		

※ F: 洪水調節

6 水防

県庁河川課に水防本部を置き、各総合支庁及び分庁舎に水防支部を置く。水防本部及び支部では、気象予警報発令の際に水防要員が待機して、通報・連絡等の業務を行っており、特に水防支部においては管内市町村の避難指示等の判断にかかる支援のための情報提供等を行っている。

また、各水防支部の管内に地区連絡会を設け、地区内の各消防本部・警察署・管理団体・出先関係官庁の協力を得て地区内水防計画の樹立および水防に関する事項について対策協議を行っている。

第12章 砂 防

1 本県の概況

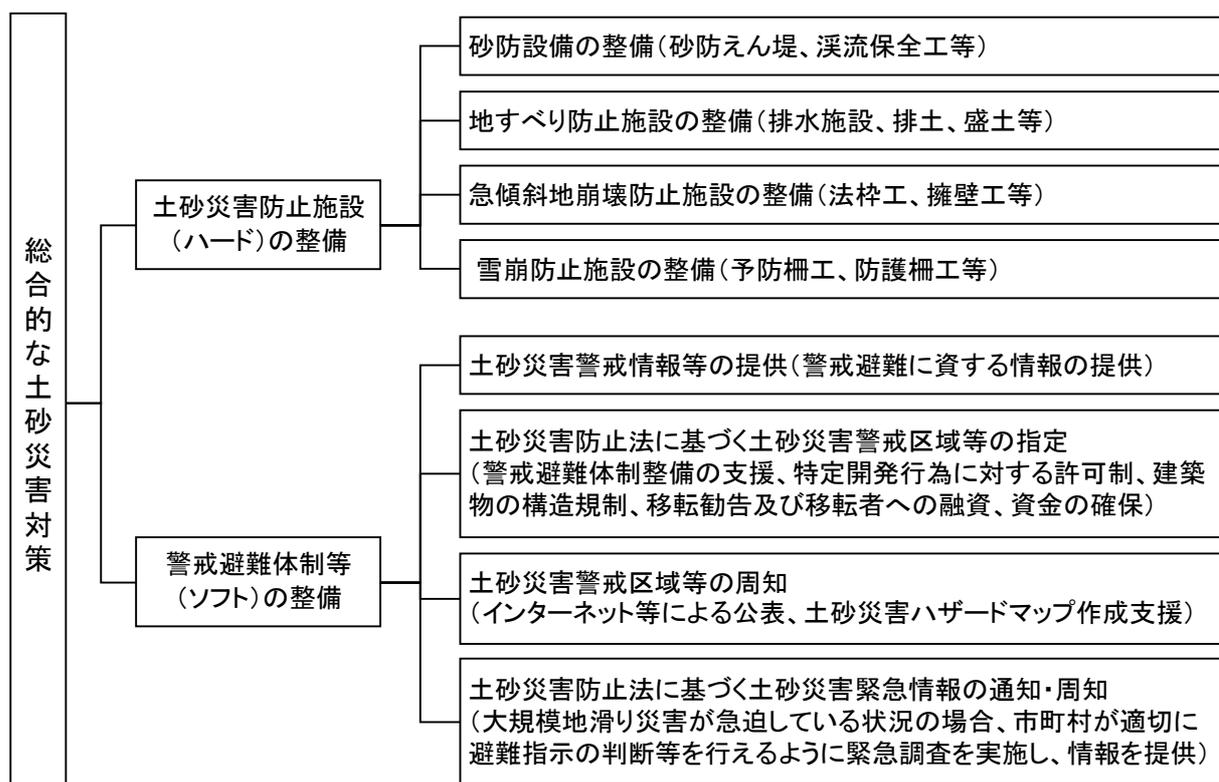
奥羽山脈と出羽丘陵が中央を並行して縦断する本県は、県土のおよそ7割を山地が占め、しかも急峻で複雑かつ脆弱な地形・地質構造となっている。

本県特有のこの地形・地質により、例年融雪期、梅雨期の長雨や台風期の集中豪雨時に、しばしば各地で土石流・地すべり・がけ崩れ等の「土砂災害」が発生しており、ときには人身の損傷や人家の倒壊など被害を及ぼしている。

このような土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画2019～2028」に基づき、「人命第一の緊急避難体制の強化」、「確実に効果的な砂防関係施設の整備」、「効率的・効果的な維持管理」の三つの柱を掲げ、総合的な土砂災害対策を推進していく。

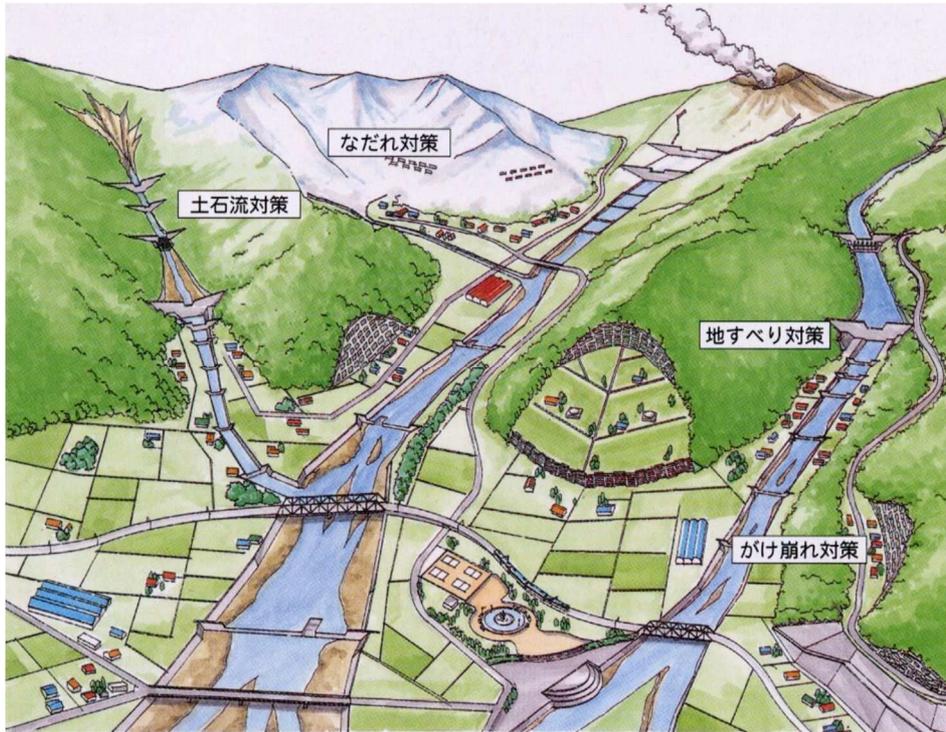
2 土砂災害対策

本県の土砂災害対策の取組みとしては、これまでも、土砂災害危険箇所の把握に努め、着実に土砂災害対策を推進してきた。しかし、現在においても整備率が27%と依然として低い整備水準にとどまっている状況であり、今後とも土砂災害から県民の生命と財産を守るため、関係機関と連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な土砂災害対策の推進が必要である。



(1) 土砂災害防止施設等（ハード）の整備

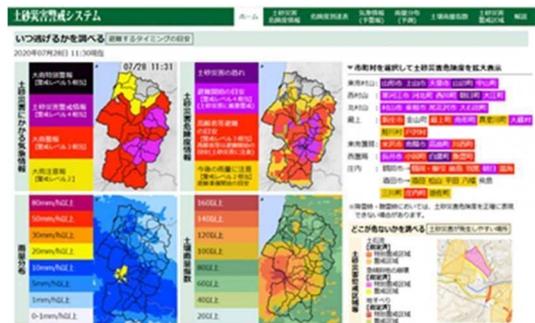
砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び雪崩対策事業の実施により、県民の生命と財産を守るため、効率的・計画的に土砂災害対策を推進する。



(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

平成28年3月に公開した「土砂災害警戒システム」では、土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域等を分かりやすく情報提供しており、市町村による適切な避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。



土砂災害警戒システム(インターネットで公開)

また、関係機関との連携のもとに、自主的な防災活動の活性化に向けた住民参加によるハザードマップの作成支援として、手引きを策定し、市町村や地域住民へのアドバイス等を行っている。



「住民参加によるハザードマップ作成の手引き(H21 策定)」及びハザードマップ作成状況

要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成例（ひな形）作成、避難訓練の実施による警戒避難体制づくりの支援を行っている。また、土砂災害に関する学習支援として、小学校を対象にした出前授業を実施し、防災意識の向上を図っている。



避難確保計画の作成例



避難訓練の実施状況

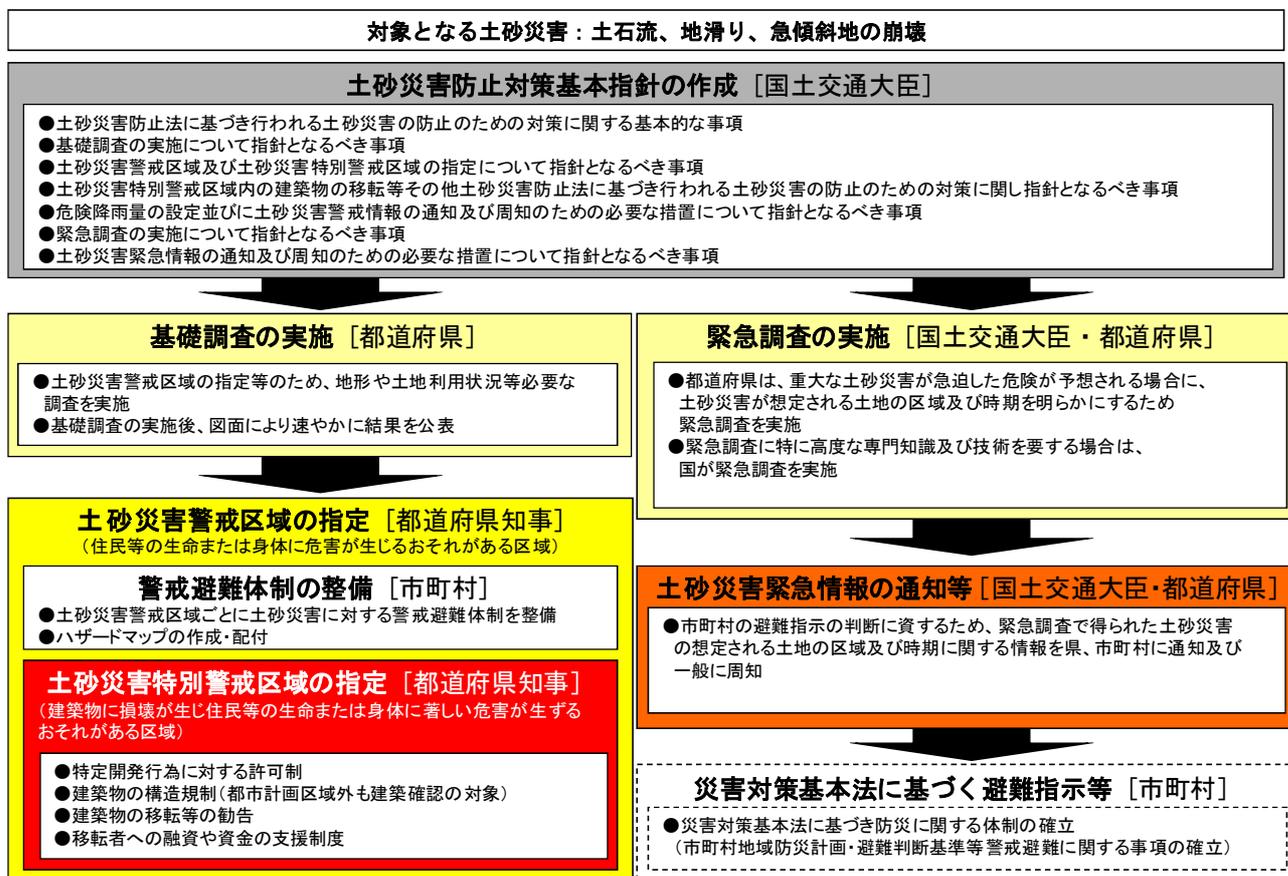


出前授業の実施状況

3 土砂災害防止法について

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」で、平成13年4月1日から施行されている。

本法の目的は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることにある。



【対象となる土砂災害】

本法は、がけ崩れ、土石流、地すべりを対象としている。

【基礎調査】

土砂災害の発生するおそれがある土地に関する地形、地質等の状況、土地の利用状況等を調査し、警戒区域等の指定や警戒避難体制の整備等に必要な基礎的な情報を収集する。

【区域の指定】

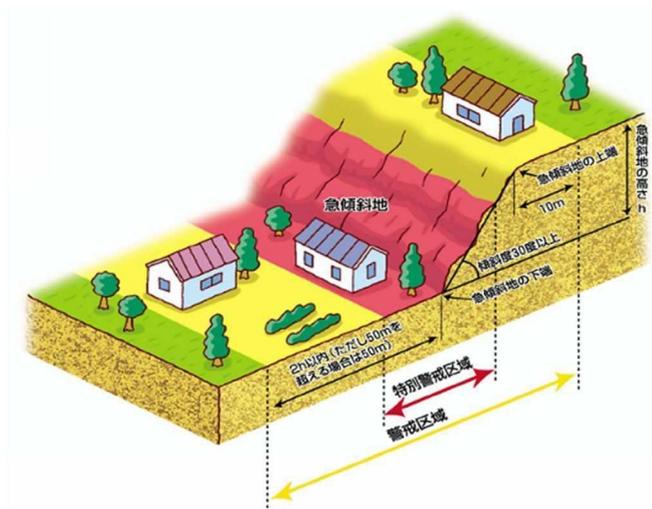
基礎調査に基づき、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

【土砂災害警戒区域】

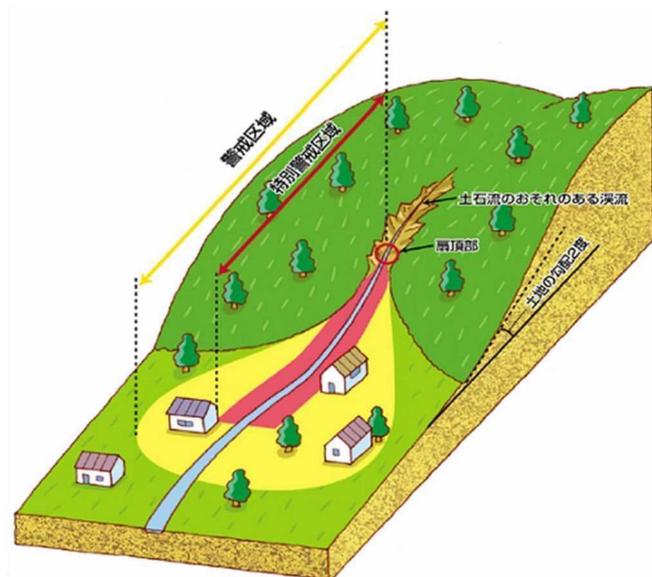
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、市町村地域防災計画への記載、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

【土砂災害特別警戒区域】

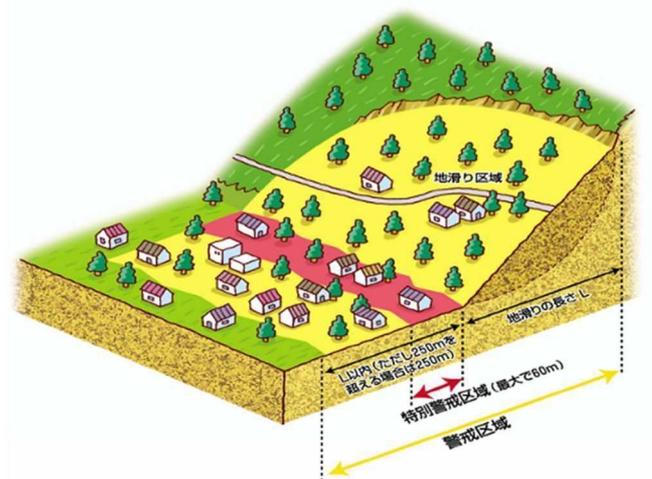
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置（住宅金融支援機構の融資、がけ地近接等危険住宅移転事業による補助）、宅地建物取引における措置等を行う。



区域指定のイメージ(がけ崩れ)



区域指定のイメージ(土石流)



区域指定のイメージ(地すべり)

【緊急調査】

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行う。

なお、都道府県が緊急調査を行う対象は、地すべりであり、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合かつおおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合である。



緊急調査のイメージ(地すべり)

【土砂災害緊急情報】

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

令和5年3月31日現在の山形県内における土砂災害警戒区域等指定状況

市町村名	指定箇所数							
	土石流		地すべり		急傾斜地		計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
山形市	94	68	25	0	134	131	253	199
上山市	96	68	45	0	91	88	232	156
天童市	28	20	1	0	29	29	58	49
山辺町	20	15	14	0	20	20	54	35
中山町	3	0	0	0	4	4	7	4
寒河江市	34	12	14	0	84	79	132	91
河北町	9	5	2	0	15	14	26	19
西川町	54	32	36	0	86	83	176	115
朝日町	53	27	41	0	99	93	193	120
大江町	33	22	20	0	56	55	109	77
村山市	38	15	19	0	39	34	96	49
東根市	38	25	0	0	35	33	73	58
尾花沢市	29	16	4	0	37	37	70	53
大石田町	21	10	14	0	8	6	43	16
新庄市	17	7	5	0	24	19	46	26
金山町	38	21	1	0	46	46	85	67
最上町	55	35	3	0	39	38	97	73
舟形町	28	17	27	0	40	36	95	53
真室川町	59	30	54		148	139	261	169
大蔵村	3		57		39	38	99	38
鮭川村	39	20	52	0	46	43	137	63
戸沢村	36	23	58	0	71	70	165	93
米沢市	152	118	9	0	90	89	251	207
南陽市	91	75	38	0	74	73	203	148
高島町	51	47	1	0	39	39	91	86
川西町	36	32	17	0	9	9	62	41
長井市	47	32	0	0	22	22	69	54
小国町	149	104	9	0	51	50	209	154
白鷹町	116	66	12	0	53	52	181	118
飯豊町	48	31	5	0	12	12	65	43
鶴岡市	468	264	101	0	446	432	1,015	696
酒田市	182	96	76	0	200	193	458	289
三川町	-	-	-	-	-	-	-	-
庄内町	31	10	9		40	40	80	50
遊佐町	12	10	0		20	20	32	30
合計	2,180	1,351	757	0	2,239	2,159	5,176	3,510

※区域が市町村境界を跨ぐ場合があるため、市町村の区域数の和と「山形県」の数値が一致しないことがある。

4 各事業の概要(県関係事業)

(1) 砂防事業

本県は総面積9,323km²のうち山地、丘陵部等の面積が約7割を占め、最上川、赤川、荒川、阿武隈川水系などの各支流は、流路が短く急勾配を呈しており、地質も脆弱で土砂の流出が多い。

本県における砂防事業は、大正5年、尾花沢市丹生川支川河原沢川（現中沢川）及び米沢市大樽川流域で植林を中心とした山腹工により始まり、以来逐年施行を続けてきた。

本県における土石流危険渓流数は2,216渓流（うち県土整備部所管は1,842渓流）であるが、整備率（整備土砂量換算）は25.3%（令和5年3月末現在）と未だ低いことから、通常砂防事業、火山砂防事業を主体としてハード対策を推進している。また、自然環境に配慮すべく、平成11年度までに本県における渓流環境整備計画を策定し、その基本理念・方針に基づき生態系にやさしい砂防事業を展開している。なお、砂防事業は、砂防法第2条の規定に基づき、砂防指定地内で実施することとされており、令和5年3月末現在、砂防指定地は2,023箇所、その面積は約18,742haに及んでいる。

災害対策については、昭和62年8月の集中豪雨による温海町災害に対して実施した砂防激甚災害対策特別緊急事業（鶴岡市[旧温海町]S63～H2年度）や災害関連緊急砂防事業（鶴岡市[旧温海町]H7、山辺町H8、朝日町H9、南陽市他H10、山形市H11、大江町H12・寒河江市他H14、朝日町他H17、米沢市H18、山形市H19、鶴岡市H21、朝日町H22等）において復旧対策を実施した。

また、ソフト対策については、土砂災害情報周知（土砂災害危険箇所図、火山防災マップ等）のための情報基盤緊急整備事業を実施し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策の推進を展開している。



志平沢砂防えん堤(最上町)

最近10年における砂防事業費の推移

(単位：千円)

年度	直轄	補助	単独	計
H26	3,971,000	757,000	1,057,755	5,785,755
H27	4,309,000	916,000	769,405	5,994,405
H28	4,805,000	1,668,666	766,000	7,239,666
H29	4,795,000	2,102,406	790,200	7,687,606
H30	4,707,000	1,476,000	729,200	6,912,200
R1	5,603,000	1,742,598	489,800	7,835,398
R2	6,793,000	2,978,390	578,700	10,350,090
R3	5,240,000	1,794,990	472,800	7,507,790
R4	4,725,000	1,749,540	851,500	7,326,040
R5	4,182,000	675,000	682,000	5,539,000
計	53,379,880	17,486,760	8,052,060	78,918,700

(注1) 令和3年度までの事業費は最終額、令和4年度は当初予算額+補正額、令和5年度は当初予算額である。

(注2) 総合流域防災事業(施設調査)はすべて砂防に計上。

(2) 地すべり対策事業

本県における地すべり現象は、古来より各所に発生していたがその記録は少なく、また現在その移動を休止している箇所も多く、その形態が地すべりとも山崩れとも判別のつかないものもある。平成10年度に総点検を実施した結果、県土整備部所管の地すべり危険箇所は230箇所となっており、令和5年3月末まで地すべり防止区域として指定されているのは99箇所、面積は約5,365haとなっている。

これを水系別に見ると銅山川・角川水系に一番多く分布し、次に立谷沢川・赤川・梵字川水系、さらに県南の白川・荒川水系に数多く分布しており、その他白鷹山系の一部、出羽丘陵摩耶山系の北西部などに散在している。

公共地すべり対策事業としては、昭和27年に飯豊町菅沼及び戸沢村古口地区において、総額200万円をもって地下水排除工、杭柵工を施行したのが最初である。

以来、公共地すべり対策事業費(補助)は令和2年度末までおよそ523億円に達している。地すべり防止工法としては、集水井工・横ボーリング工・排水トンネル工等の抑制工および鋼管杭工・アンカー工・擁壁工等の抑止工を実施しており、本県においては抑制工の占める割合が大きい。

また公共事業(国庫補助)の他に昭和36年度から県単独地すべり対策事業を実施している。

最近10年における地すべり事業費の推移

(単位:千円)

年度	直轄	補助	県単	計
H26	1,121,000	165,901	188,900	1,475,801
H27	901,000	754,284	139,000	1,794,284
H28	1,101,000	115,500	157,800	1,374,300
H29	1,001,000	136,400	144,000	1,281,400
H30	931,000	178,500	249,763	1,359,263
R1	888,000	197,400	75,426	1,160,826
R2	1,122,000	512,400	259,169	1,893,569
R3	1,242,000	1,263,100	99,569	2,604,669
R4	1,122,000	1,189,000	94,400	2,405,400
R5	833,000	520,000	52,900	1,405,900

(注) 令和3年度までの事業費は最終額、令和4年度は当初予算額+補正額、令和5年度は当初予算額である。



上絵馬河災害関連緊急地すべり対策事業(鮭川村)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

わが国においては、豪雨のたびに急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れ）が発生し、多くの人命、財産が失われている。このような事態に対処し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るため、昭和44年7月「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定された。この法律に基づき本県においても昭和44年12月「山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」が施行され、急傾斜地災害に対し、行政上必要な措置がとられており、その成果をあげつつある状況である。

県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が1,325箇所あり、これらの箇所の対策として急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定促進、周辺の土地利用規制、警戒避難体制の整備、がけ崩れ災害防止意識の啓発、がけ地近接危険住宅移転事業等の諸対策を促進する一方、急傾斜地崩壊防止工事について整備を促進していく計画である。

急傾斜地崩壊危険区域として指定された箇所は、令和5年3月末現在325箇所となっているが、今後さらに指定を促進する。

急傾斜地崩壊危険区域として指定した箇所のうち、昭和45年度から過去に被害のあった箇所等危険度の高いものから擁壁工、法面工等の工事を進めており、令和3年度まで公共事業及び、県単独事業で321箇所概成している。



大淀 急傾斜地崩壊対策事業（村山市:完了後 撮影）

最近10年における急傾斜地崩壊対策事業費の推移

（単位：千円）

年度	補助	県単	計
H26	321,300	622,300	943,600
H27	183,485	438,600	622,085
H28	596,773	392,200	988,973
H29	325,278	335,012	660,290
H30	281,400	406,200	687,600
R1	444,700	492,800	937,500
R2	507,100	584,784	1,091,884
R3	269,800	395,523	665,323
R4	189,000	577,825	766,825
R5	31,000	635,500	666,500

（注）令和3年度までの事業費は最終額、令和4年度は当初予算額＋補正額、令和5年度は当初予算額である。

(4) 雪崩対策事業

本県は豪雪地帯に指定されており、特に山間部の集落は大雪にみまわれ、雪崩の危険を感じている人々は少なくない。雪崩はひとたび発生すると、その破壊力、災害規模の大きさの面から甚大な被害を与え、住民にとって大きな脅威である。これに対処するため、本県では昭和62年度より事業を実施しており、平成28年度までに雪崩発生危険性が高い箇所の対策が完了している。

雪崩対策事業費の推移 (単位:千円)

年 度	補 助
H26	21,000
H27	23,100
H28	21,000
H29	0
H30	0
R1	0
R2	0
R3	0
R4	0
R5	0

(注) 令和4年度までの事業費は最終額
令和5年度は当初内示額である



柳瀨雪崩対策事業(大蔵村)H22 概成

5 国直轄事業

国直轄砂防事業は、砂防設備が他府県に跨る場合、或いは工事規模が大きい場合等に実施されるものである。県内では現在、最上川、赤川、荒川、阿武隈川の4水系において実施されており、担当する国の機関は次のとおりである。

水 系 名	国 の 機 関 名
最上川・赤川	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
荒 川	国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所
阿 武 隈 川	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

(1) 最上川水系

最上川水系の直轄砂防事業は、昭和12年立谷沢川に着手以来、銅山川、寒河江川、角川、鮭川、立谷沢川の各河川で実施されている。

地すべり対策事業は、黒瀨地区(戸沢村)、平根地区(戸沢村)及び豊牧地区(大蔵村)の直轄地すべり防止工事が完了しており、月山地区(西川町志津)が事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事 業 別	令和4年度		令和5年度		摘 要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	19	2,596	19	2,405	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	19	2,596	19	2,405	

(注) 事業費は、令和4年度は当初内示額+補正額、令和5年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分は赤川水系に計上している。

(2) 赤川水系

赤川水系は従来県施行として実施されていたが、国において流域全体について総合的な砂防基本計画を策定し、昭和58年国直轄施行区域に編入され、昭和62年度より着工された。

また、平成21年度には直轄地すべり対策事業として、月山地区（鶴岡市田麦俣）が採択され事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和4年度		令和5年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	12	839	9	899	砂防堰堤工
地すべり	1	1,122	1	833	排水トンネル工
計	13	1,961	10	1,732	

(注) 事業費は、令和4年度は当初内示額+補正額、令和5年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分も赤川水系に計上している。

(3) 荒川水系

荒川水系は、昭和42年8月28～29日発生羽越豪雨による大災害を契機として、昭和44年に国直轄施行区域に編入された。同年4月砂防工事事務所が設置され、直ちに砂防工事を実施し、現在に至っている。荒川水系のうち本県に係る主な幹川は、荒川本川、玉川、横川である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和4年度		令和5年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	6	1,170	6	758	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	6	1,170	6	758	

(注)事業費には、新潟県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和4年度は当初内示額+補正額、令和5年度は当初内示額である。

(4) 阿武隈川水系

阿武隈川水系のうち本県に係る松川は、昭和25年国直轄に編入され、松川支川前川において砂防工事を実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和4年度		令和5年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	2	120	2	120	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	2	120	2	120	

(注)事業費には、福島県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和4年度は当初内示額+補正額、令和5年度は当初内示額である。

6 各指定地の管理

地すべり防止施設等の施設管理に万全を期すとともに、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域内における掘削、切土など不法行為による人的災害を防止するため監視体制の強化を図る等管理の徹底に努める。

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況(令和5年3月末現在)

(面積単位:ha)

公 所 別	砂 防		地すべり		急傾斜地		合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
村山総合支庁	232	1,730.42	12	462.46	20	27.35	264	2,220.23
村山総合支庁(西村山)	238	1,207.32	15	995.86	53	106.30	306	2,309.48
村山総合支庁(北村山)	174	1,015.00	7	153.43	23	42.50	204	1,210.93
最上総合支庁	379	2,502.73	28	1,967.05	67	105.09	474	4,574.87
置賜総合支庁	176	1,254.49	11	363.41	22	38.71	209	1,656.61
置賜総合支庁(西置賜)	288	255.13	9	396.53	15	29.49	312	681.15
庄内総合支庁	536	8,476.53	17	1,025.95	125	170.99	678	9,673.47
計	2,023	16,441.62	99	5,364.69	325	520.43	2,447	22,326.74
面 積 比	73.6%		24.0%		2.3%		100.0%	

(注) 地すべり防止区域は農林水産省所管、林野庁所管分を除く。

(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置

指定地の適正な管理の一環として、巡視・点検活動は不可欠なものである。付近の居住者で、かつ地元の実情に精通している方を巡視活動に活用することは、適正な管理につながるものである。

この趣旨により、昭和54年より「山形県地すべり急傾斜地等巡視員設置要綱」を定め、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視の強化を図っている。

令和4年度においては、地すべり防止区域99箇所(直轄を除く)、急傾斜地崩壊危険区域325箇所を対象として、342名の巡視員を委嘱している。

7 災害復旧事業

本県における国土交通省所管の公共土木施設災害については、毎年融雪や豪雨等により発生しているが、特に被害が大きかったものとしては、昭和42年の羽越水害、44年の8. 8災害、49年の8. 1災害、50年の県北水害及び51年の8. 6災害、62年の温海災害、平成7年の温海災害、13年の低温災害、16年の豪雨及び台風災害、18年・24年の低温災害、25年・26年2年続けての豪雨災害、30年の8月豪雨災害、令和2年の7月豪雨災害、令和4年8月の豪雨災害がある。

過去10年の主な災害復旧の決定工事（別表1）をみると、平成24年は、冬の平均気温が低く、低温により道路の地盤が凍結した結果、道路のひび割れ、盛り上がり、沈下など凍上災害が発生した。その他、大蔵村南山地内（肘折）での地すべり災害による主要地方道戸沢大蔵線の崩壊・一級河川銅山川の一部埋塞などにより決定額が129億99百万円となった。

平成25年は、7月に入り低気圧や梅雨前線の影響から断続的に雨が降り、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この一連の豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、大江町で局地激甚災害に指定された。

平成26年は、7月9～10日にかけて、東北地方に停滞する梅雨前線に向かって、台風第8号から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雷を伴う非常に激しい雨が降り、2年続けて記録的な豪雨に見舞われ、県南部を中心に河川の氾濫や土砂災害等が発生した。

平成27年は、9月6～11日にかけて、台風18号及び豪雨により、奥羽山系沿いの最上・北村山・村山・置賜で災害が発生した。

平成28年は、8月22～23日にかけて県内を縦断した台風9号により、西村山を除く全域で大雨となり、最上地域を中心に災害が発生した。このうち、大蔵村が激甚災害に指定された。

平成29年は、災害の発生が少なく、平成に入ってから最少の箇所数となった。

平成30年は、8月に東北地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、非常に激しい雨が降り、記録的な豪雨に見舞われ、最上地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、舟形町、大蔵村が局地激甚災害に指定された。

令和元年は、6月18日に山形県沖を震源とする地震が発生し、鶴岡市において震度6弱を記録するなど、庄内地域で被害を受けた。また、台風19号及び豪雨により奥羽山系沿いを中心に災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和2年は、7月に梅雨前線の影響により豪雨となり、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、朝日町、大江町、白鷹町、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和3年は、7月10～13日にかけて、最上、庄内地方を中心に大雨となり、この雨により、河川の増水や地盤の緩みなどが生じたため、公共土木施設に被害が発生した。

令和4年は、8月3～4日にかけて、東北地方に停滞した前線や低気圧に向かって、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった影響で、置賜地方を中心に積乱雲が発達し、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、西置賜地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出た

として、川西町、小国町、飯豊町が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

また、負担法の対象外である小規模な災害については県単独の災害復旧事業を実施している。

河川環境の保全については、平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられたことにより、災害復旧事業の施工に際しても自然の生態系、水と緑の景観、川と人の触れ合い等の環境に配慮することとなった。このため、平成10年に国土交通省河川局はコスト縮減も考慮しつつ自然の回復力によって、自然環境の保全が可能となるような工夫を選択する技術指針として「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定（平成30年6月改訂）した。本県でも11年災からは、基本方針の理念を尊重し、地域特性等に配慮する県版基本方針を策定して復旧工事を実施している。

8 改良復旧事業

被害が激甚で災害復旧事業のみではその効果が十分でない場合には、未被災施設を含む一連の施設について、一定の計画に基づき災害復旧費に改良費を加えて改良復旧事業を行い、再度災害の防止を図ることとしている。改良復旧事業はその規模や工種により災害関連事業と災害復旧助成事業に大別される。

改良復旧事業は、通常の治水事業とは別枠で予算措置され、しかも短期間に工事を完成させることができるものであることから、現下の厳しい財政状況のなか、社会資本の整備を図っていくうえで積極的に制度を活用していく必要がある。

(1) 災害関連事業

災害関連事業の制度は昭和29年8月に創設されたが、本県では昭和31年に発生した災害から採択を受けている。現在までに実施した災害関連事業は、県工事と市町村工事とを合わせて391箇所になっており、県土の安全と環境の保全に寄与している。

(2) 災害復旧助成事業

災害復旧助成事業は、河川又は海岸に係る災害関連事業で改良費が6億円を超えるものである。本県では昭和23年に升形川で発生した災害から採択されて以来、54年の大山川での災害まで32件が採択されている。採択箇所の多かった年としては、昭和46年(田沢川ほか4箇所)、49年(升形川ほか4箇所)、50年(真室川下流ほか4箇所)及び51年(角川ほか3箇所)がある。近年では令和4年に小白川が採択されている。

別表1 過去10年の主な災害復旧の決定工事(国土交通省所管補助災害分)

(単位:千円)

年 災	県 工 事			市町村工事			合 計			摘 要
	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	
H25	334	5,898,008	87.9%	266	1,724,656	78.4%	600	7,622,664	86.0%	雪崩災2件、地すべり1件、7月豪雨596件、台風1件
H26	166	5,872,565	86.6%	77	1,301,099	78.7%	243	7,173,664	86.0%	地すべり5件、7月豪雨230件、豪雨6件、落雷1件、港湾1件(内未成を含む)
	(1)	(6,573)					(1)	(6,573)		()は、公園災害で内数
H27	51	1,755,327	88.4%	17	114,629	69.9%	68	1,869,956	86.9%	港湾1件、地すべり3件、豪雨64件
	(1)	(314,707)					(1)	(314,707)		()は、港湾災害で内数
H28	105	2,553,806	85.9%	42	390,495	81.0%	147	2,944,301	85.0%	豪雨4件、台風7号3件、台風9号90件、台風10号8件
H29	9	208,135	85.0%	5	46,295	113.1%	14	254,430	89.8%	融雪1件、地すべり1件、梅雨前線豪雨8件、台風21号2件
H30	419	8,827,376	85.1%	203	1,678,902	83.4%	622	10,506,278	84.8%	地すべり1件、豪雨621件
				(1)	(5,418)	(100.0%)	(1)	(5,418)	(100.0%)	()は、下水道災害で内数
R01	88	2,098,620	65.0%	43	448,150	100.0%	131	2,546,770	85.0%	港湾3件、地震13件、豪雨115件
	(3)	(189,208)					(3)	(189,208)		()は、港湾災害で内数
R02	357	9,120,543	73.1%	198	2,885,037	74.0%	555	12,005,580	73.0%	7月豪雨520件、豪雨33件、地すべり2件
	(0)	(0)		(2)	(121,672)		(2)	(121,672)		()は、下水道災害で内数
R03	19	337,897	85.0%	2	31,410	91.9%	21	369,307	85.4%	
	(0)	(0)		(1)	(119,058)		(1)	(119,058)		()は、公園災害で内数
R04	196	9,358,056		125	4,249,539		321	13,607,595		6月豪雨44件、7月豪雨1件、8月豪雨272+2件、地すべり2件
	(0)	(0)		(1)	(603,300)		(1)	(603,300)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(4)	(157,078)		(4)	(157,078)		()は、公園災害で内数

別表2 災害関連事業推移表〔県・市町村工事の計〕

(単位:千円)

年災	種 別	本 数	事 業 費	内 訳		
				災 害 費	関 連 費	他 費
H2	河 川	2	164,435	97,063	67,372	
3	河 川	4	633,115	344,435	288,680	
4	河 川	1	435,384	250,495	184,889	
5	河 川	2	320,523	187,908	132,615	
	道 路	1	231,662	157,013	74,649	
	地すべり	1	239,078	115,357	123,721	
6	河 川	1	87,229	44,126	43,103	
7	河 川	1	1,220,883	757,340	463,543	
10	河 川	2	519,880	278,887	240,993	
11	河 川	4	1,228,017	616,199	611,818	
16	河 川	2	260,283	140,633	119,650	
17	河 川	1	193,276	127,099	66,177	
25	河 川	3	818,455	415,030	403,425	
26	河 川	2	1,432,375	699,873	653,215	79,287
	道 路	1	862,424	386,519	384,789	91,116
28	河 川	1	1,167,401	608,806	558,595	
R4	河 川	1	1,164,125	790,704	373,421	
	砂 防	1	375,572	202,443	173,129	
	道 路	1	909,306	531,830	377,476	

※事業費は、当初決定額である。

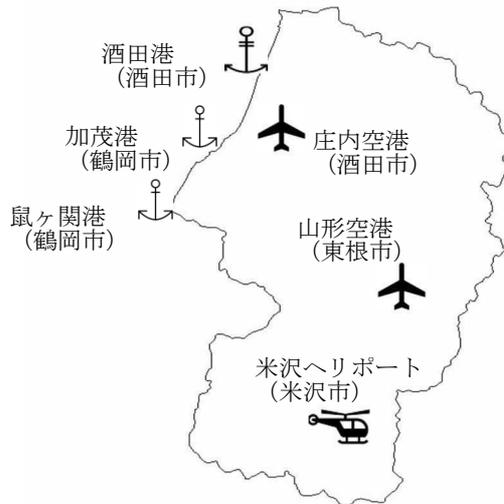
別表3 災害助成事業推移表

(単位:千円)

年災	種 別	河 川 名	事 業 費	内 訳	
				災 害 費	関 連 費
S49	河 川	牛房野川	746,117	375,117	371,000
	河 川	野尻川	967,775	426,775	541,000
	河 川	荒沢川	446,983	211,983	235,000
	河 川	升形川	1,121,730	471,730	650,000
	河 川	新田川	1,106,085	500,085	606,000
50	河 川	真室川(下)	1,889,891	829,891	1,060,000
	河 川	真室川(上)	705,687	335,687	370,000
	河 川	小又川	1,374,213	614,213	760,000
	河 川	戸沢川	610,935	310,935	300,000
	河 川	猪の沢川	597,224	317,224	280,000
51	河 川	角川	2,249,735	1,199,735	1,050,000
	河 川	京田川	693,710	413,710	280,000
	河 川	藤島川	1,589,122	779,122	810,000
	河 川	大戸川	770,933	390,933	380,000
53	河 川	黒川	2,516,715	1,048,915	1,468,000
54	河 川	大山川	1,871,193	580,193	1,291,000
R4	河 川	小白川	1,625,520	934,107	691,413

※事業費は、当初決定額である。

第 1 3 章 空港港湾



1 空港の整備

(1) 山形空港

昭和 39 年 6 月に開港した山形空港は、その後の需要の増大に対応して、整備拡充が進められてきた。

特に、昭和 51 年度に施工した我が国で最初のグルーピング(滑走路の滑走方向と直角に切られた溝)滑走路は、1,500m 級滑走路としては初めてジェット機の就航が可能となり注目を集めた。



その後、昭和 54 年には 5 月に大阪便、10 月に札幌便が開設されて利用客が大幅に増大したほか、7 月には県管理の第二種空港に指定されるなど、山形空港にとって画期的な飛躍の年となった。

さらに、国の第 3 次・第 4 次空港整備 5 箇年計画に合わせて、昭和 56 年 4 月に行った 2,000m への滑走路延長によって、9 月から B-727 型機が就航するとともに、昭和 59 年 7 月にはエプロン、誘導路、駐車場等ターミナル地区が滑走路の東側から西側へ移転した。また、昭和 61 年度には滑走路改良に伴い中型ジェット機対応になっている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、使用不能となった仙台空港や新幹線等の太平洋側交通網の代替として震災翌日より 24 時間運用を開始し、多くの臨時旅客便を受け入れるとともに、防災ヘリや米軍機等の災害救援機が多数飛来するなど、交通拠点、災害救援拠点としての機能を大いに発揮した。

また、平成 30 年 3 月 25 日から東京便の機種が E170 型機(76 席)から E190 型機(95 席)に大型化され、これに伴い、運用時間が 30 分延長されて 8 時から 20 時までとなった。

①位置及び規模

山形空港は、東根市に位置し(標点 北緯 38° 24' 43" 東経 140° 22' 16" 標高 105.15m)、国土交通大臣が設置して山形県が管理する公共用飛行場である。

(i) 空港の種類 陸上空港 特定地方管理空港

(ii) 空港の規模 用地面積 914,943 m²
着陸帯 2,120m×300m

滑走路 2,000m×45m
 誘導路 230m×30m
 エプロン 220m×110m (4バース)
 小型機エプロン 5,541 m² (6バース)

- (iii) 照明施設 滑走路灯火(滑走路灯 66 灯、同中心線灯 66 灯、同末端灯 36 灯、同距離灯 12 基等)
 誘導路灯火(誘導路灯 48 灯、同中心線灯 28 灯、転回灯 18 灯)
 進入灯火 (進入灯 37 基(217 灯)、進入角指示灯 8 基、連鎖式閃光灯 29 基(29 灯)、進入灯台 2 基(10 灯)等)
 飛行場灯台 (1 基)
 風向灯 (2 基)
 航空障害灯 (4 基)
 エプロン照明灯 (エプロン照明灯 6 基)
 電源設備 (電源局舎 814 m²、受配電制御機器 1 式、予備発電機 1 基)
- (iv) 消防施設 大型化学消防車 2 台、救急医療用搬送車 1 台
- (v) その他 駐車場 (759 台収容)
 山形空港事務所
 空港旅客ターミナルビル
 貨物ターミナルビル
 ひこうき公園 (展望広場、多目的広場、四阿、公衆便所、駐車場(20 台))

②就航便

	山形－東京	山形 - 大阪(伊丹)	山形 - 名古屋(小牧)	山形 - 札幌(新千歳)
往復便数	2	3	2	1
機種	E190	E170	E170/E175	E170/E175

③定期便の利用状況

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	01年	02年	03年	04年
搭乗者数 (人)	115,776	184,770	219,267	251,106	296,628	319,433	331,718	123,502	132,634	265,704
搭乗率 (%)	64.9	67.4	67.4	69.8	70.3	68.0	69.2	41.7	38.9	55.8
運行回数 (回)	2,773	3,985	4,352	4,865	5,590	5,733	5,773	3,217	3,991	5,648
就航率 (%)	99.0	98.9	99.3	98.6	98.6	98.2	98.9	60.5	68.7	96.0
航空貨物取扱数量 (kg)	0	0	0	21,242	16,572	17,397	15,113	0	14,286	12,699

- ※ R4. 8. 1～8/21 名古屋便期間増便含む。(1 往復増便)
- ※ 就航率は、他空港へのダイバート便を含む。
- ※ 航空貨物取扱は、6 月のみ期間限定で取扱い(さくらんぼ輸送)

(2) 庄内空港

庄内空港は平成3年10月1日、中型ジェット機の就航を念頭に、2,000mの滑走路を有する本県2つ目の空港として開港した。これは、全国的な高速交通網の空白地帯となった庄内への長年にわたる地元の設置運動が実り、国の第5次空港整備5箇年計画に組み入れられたためである。



A320型機による東京・大阪それぞれ1往復/日でスタートしたが、東京便は、高い搭乗率が続いたことから平成4年11月に2往復/日に増便された。その後中型ジェット機が就航できるよう平成5、6年にターニングパット(180度回転部)・誘導路の拡幅、エプロンを拡幅し、平成6年度から中型ジェット機B767-200型機が就航した。

平成18年度から、運用時間を延長して7時から22時までとし、東京便の夜間駐機を実施している。平成23年4月には第3駐車場(137台)が完成し、利便性向上を図っている。

①位置及び規模

庄内空港は、鶴岡市及び酒田市に位置し(標点 北緯38°48'44" 東経139°47'14" 標高22.0m)、山形県が設置管理する公共用飛行場である。

(i) 空港の種類 陸上空港 地方管理空港

(ii) 空港の規模 用地面積 1,074,806 m²
着陸帯 2,120m×300m
滑走路 2,000m×45m
誘導路 150m×30m
エプロン 150m×225m (4バース)

(iii) 照明施設 滑走路灯火(滑走路灯66灯、同中心線灯66灯、同末端灯36灯、同距離灯12灯等)

誘導路灯火(誘導路灯40灯、同中心線灯25灯、転回灯18灯)

進入灯火(進入灯202灯、連鎖式閃光灯26灯、進入灯台2基等)

飛行場灯台(1灯)

風向灯(2基)

航空障害灯(2基)

エプロン照明灯(エプロン照明灯33灯)

電源設備(電源局舎623 m²、受配電制御機器1式、予備発電機1式)

(iv) 消防施設 大型化学消防車3台、救急医療用搬送車1台

(v) その他 駐車場(488台収容)

庄内空港事務所

空港旅客ターミナルビル

貨物ターミナルビル

②就航便

	庄内－東京
往復便数	4
機 種	B737、B738、A320、A321

※R5. 3. 26～5. 31 及び 10. 1～10. 28
1 往復期間限定増便

③定期便の利用状況

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	01年	02年	03年	04年
搭乗者数 (人)	349,589	367,347	363,282	379,310	390,297	385,477	429,442	144,942	103,187	228,815
搭乗率 (%)	61.0	65.5	68.4	67.1	66.5	72.7	69.9	43.2	53.4	53.3
運行回数 (回)	2,881	2,876	2,898	2,906	2,872	2,835	3,188	2,048	1,298	2,600
就航率 (%)	98.7	98.5	99.2	99.2	98.4	97.1	98.8	42.9	42.0	89.0
航空貨物取扱数量 (kg)	680,706	727,347	534,828	502,109	565,025	524,517	597,332	484,841	298,213	392,597

④庄内空港緩衝緑地

庄内空港緩衝緑地は、庄内空港を取り囲むように計画された約 60.7 ha の都市公園で、平成元年度に着工し、平成 6 年度に完成した。

当緩衝緑地は、庄内空港を設置する際伐採した防風林の代わりに新たに防風林帯を設置し、強風及び飛砂被害を防ぐことと、各種運動施設、修景施設、広場等を整備することで、騒音、ブラスト、排気ガス等の航空機公害を緩和し、空港周辺の住民や就業者並びにその他の利用者により良い居住環境、レクリエーションの場を提供することを目的として整備された。

また、当緑地は、地方管理空港では初めての大規模緑地で、「前庭ゾーン」、「緑の散策ゾーン」、「花のゾーン」、県内初の本格的なオートキャンプ場を有する「ファミリーピクニックゾーン」及び「スポーツゾーン」の 5 つのゾーンから成っており、多機能な利用が可能な庄内地域で唯一の総合的な緑地である。

(3) 米沢ヘリポート

米沢ヘリポートは、電子機器関連企業の集積が高い米沢市八幡原工業団地内に東北初の公共用ヘリポートとして平成 4 年 4 月に開港した。測量調査や写真撮影など民間企業の業務や警察・消防による山岳救助のベース基地として活用されており、置賜地域における大規模災害発生時には、救助物資の輸送拠点、捜索救助活動、取材活動の拠点としての役割が期待される。また、平成 24 年 11 月より就航した山形県ドクターヘリの臨時離着陸場(ランデブーポイント)に指定されている。

名 称 米沢ヘリポート
位 置 米沢市八幡原工業団地内
エプロン面積 2,288 m² (44m×52m)
バ ー ス 数 中型機 2 バース
供 用 開 始 平成 4 年 4 月 1 日



施設面積	20,656 m ²
着陸帯	(A) 長さ 25m 幅 20m (B) 長さ 25m 幅 20m
滑走路	(A) 長さ 25m 幅 20m (B) 長さ 25m 幅 20m
誘導路	(B) 長さ 12m 幅 8m

2 港湾の整備・振興

(1) 港湾の概要

山形県は日本海に面し、その海岸線延長は約 135 km（離島含む）で、この海岸線に山形県管理の港湾 3 港が位置している。海辺は鶴岡市加茂から北が砂浜海岸、南が磯海岸になっており、風光明媚な箇所も多く点在している。港湾のうち、重要港湾は酒田港、地方港湾は加茂港、鼠ヶ関港であり、鼠ヶ関港は避難港の指定を受けている。

酒田港は、工業地域、さらに背後地域の流通の拠点となっているが、その勢力圏は、山形県はもちろん、新潟、秋田、宮城県の一部にまたがり、取扱品目によっては関西、九州まで及んでいるものもある。昭和 44 年度に着工し、昭和 49 年 11 月に開港した酒田北港は、5 万トン岸壁の整備を完了し、昭和 58 年度より供用を開始している。



平成 7 年 5 月には、韓国・釜山港との間にコンテナ定期航路が開設され、平成 25 年にはコンテナクレーンを 1 基増設し、コンテナクレーンが 2 基体制となったことや民間企業の精力的な事業展開等から、平成 26 年からコンテナ貨物取扱量が急増していた。そのため、それに対応したコンテナヤード拡張、コンテナターミナル設備の拡充、コンテナクレーンの更新・大型化、臨港道路の拡幅等の施設整備を推進し、令和 2 年 8 月に 150m 岸壁延伸とコンテナヤード拡張部を供用開始した。

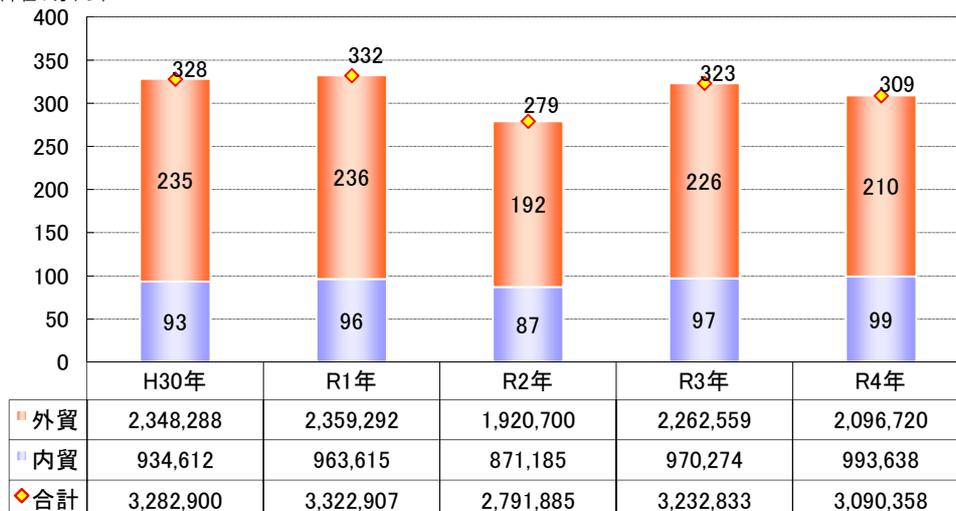
このように酒田港は北東アジアを取り巻く経済活動の一翼を担う港として期待され、平成 22 年 8 月には、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾（いわゆる「重点港湾」）に選定されている。

平成 15 年 4 月には総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）として国土交通省から指定を受けており、循環型社会の構築のため、船舶輸送を活用した広域的なリサイクル物流ネットワークの拠点づくりを推進している。平成 23 年 11 月には日本海側拠点港（リサイクル貨物機能）の選定を受け、国際資源循環の拠点化も目指しており、さらなる飛躍が期待されている。

また、東日本大震災の際には、被害を受けた太平洋側港湾を利用していた貨物が、日本海側港湾の利用へ転換され、酒田港は太平洋側港湾の代替機能の役割を担った。

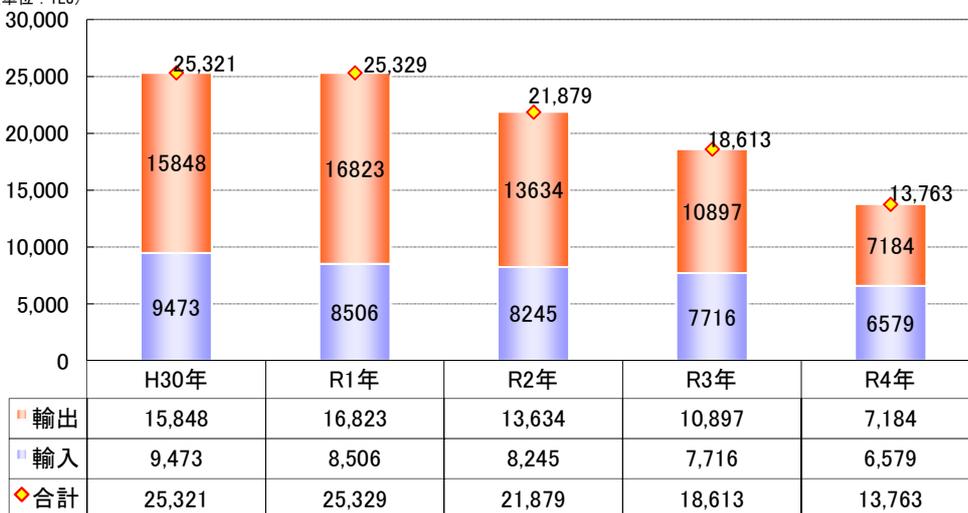
(単位：万トン)

過去5年間の全貨物量の推移



(単位：TEU)

過去5年間の国際コンテナ貨物量の推移 (実入りコンテナ)



コンテナクレーン(2基)とコンテナ貨物船



金属スクラップ貨物船

酒田港における賑わいの創出としては、酒田港本港地区において、「海鮮市場」(H15オープン)を核施設とした周辺環境整備が完成し、平成17年7月にこの周辺が「みなとオアシス酒田」に認定され、平成22年には「みなと市場」がオープンするなど地元酒田市の観光拠点となっている。また、港湾倉庫としての利用が少なくなった東ふ頭上屋を観光客が利用可能な交流空間として改修し、令和4年9月に「SAKATANTO^{さかたん}」としてリニューアルオープンしており、新たな観光スポットとして賑わいを見せている。



海鮮市場と海洋センター

みなと市場

SAKATANTO

また、平成28年度に大型クルーズ船対応として、国直轄事業による係船柱及び防舷材の増設工事や県事業による航行安全調査を行うなど、大型船舶が安全に入出港できる環境整備を推進している。クルーズ船の寄港拡大に向け、国、県、市等が一体となった取組みを実施し、平成29年8月の外航クルーズ船初寄港以降、寄港するクルーズ船が増加し賑わいの創出や観光振興に寄与している。令和2～4年度はコロナ禍の影響により寄港はなかったが、令和5年度から寄港が再開され、観光客が多く訪れている。



外航クルーズ船「MSC スプレディダ」(令和元年9月)

港湾施設の維持管理については、長寿命化の対象施設は432施設(うち県管理施設396施設)となっており、建設後50年以上経過している施設は、令和5年3月時点で34%、20年後(令和25年)には82%に増加するため、今後の維持管理コストが増大する問題を抱えている。そのため、限られた予算において、各施設の必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、「壊れてから直す」対症療法型から「壊れる前に対策を講じる」予防保全型の修繕を進めている。全ての施設において維持管理計画を策定し、老朽化状況等を踏まえ、計画的に対策工事を実施している。

加茂港は鶴岡市加茂地区において、港内の静穏を図るため、外郭施設の整備を実施し平成25年度に完成した。平成23年度から県立加茂水産高校の漁業実習船鳥海丸が利用を開始している。

なお、平成14年7月に快適な海岸環境づくりを目指して人工海浜・人工磯を整備した「加茂レインボービーチ」を供用開始しており、近接する県立加茂水産高校や県水産試験場、市立加茂水族館と連携した海洋学習・教育やレクリエーションに活用されている。

また、クラゲの展示種類数が世界一位を誇る「鶴岡市立加茂水族館」、海水浴場として利用される「加茂レインボービーチ」、イベント広場を備えた「加茂緑地」を構成施設として、平成29年7月に「みなとオアシス加茂」が認定された。この加茂地区では、みなとオアシス加茂と連携したイベント活動等による地域住民の交流促進、地域活性化に取り組んでいる。



加茂水族館



加茂港大漁フェスティバル

鼠ヶ関港は、マリンレジャーを核とした海洋性レクリエーションの基地として、また、避難港としての役割を担う港となっている。

港内には「ねずがせきマリーナ」、人工海浜・遊歩道を備える「マリンパーク鼠ヶ関」が整備され、平成18年7月には「みなとオアシス」に認定された。みなとオアシス鼠ヶ関と連携したイベント活動等による地域振興や賑わいの創出が期待されている。平成28年8月には、鼠ヶ関港を会場に「第36回全国豊かな海づくり大会」が開催された。

また、鼠ヶ関港は、古くから避難港として利用され、より安全度の高い避泊水域確保のための防波堤（西）の整備を実施し、平成30年度に完成している。



第14章 住 宅

1 住宅の概要

本県の総住宅数は、住宅・土地統計調査(総務省)によると平成25年から平成30年までの5年間で約17,000戸の増加となっている。人口減少の反面、普通世帯数も増加しているが、住宅総数と普通世帯数の差が大きくなっており、空き家の増加につながっている。

令和4年度における新設住宅着工戸数は、令和3年度の5,184戸から4,559戸と減少(-12.1%)した。利用関係別にみると、持ち家(2,474戸、13.7%減)、貸家(1,296戸、15.9%減)、分譲住宅(737戸、2.4%減)であった。

近年は、住宅の新規建設に加え、既存住宅の住環境向上を図るリフォーム工事の促進など住宅ストック対策の重要性が増してきている。

(1) 住宅数及び世帯数の推移

区 分	単 位	H5	H10	H15	H20	H25	H30
全国住宅総数	千戸	45,879	50,246	53,890	57,593	60,628	62,407
県住宅総数	戸	360,700	394,200	415,000	432,700	431,900	449,000
県普通世帯数	世帯	338,600	365,300	373,800	384,100	384,600	394,200

(出典) 住宅・土地統計調査(総務省)

(2) 新設住宅着工利用関係別表

区分 年度	総数(機構利用)	持 家	貸 家	給与住宅	その他 (分譲住宅)
22	4,224 (194)	2,566	1,212	35	411
23	4,247 (150)	2,935	1,062	8	242
24	4,884 (70)	3,189	1,300	91	304
25	5,879 (47)	3,765	1,610	77	427
26	4,641 (47)	2,636	1,491	26	488
27	5,414 (23)	2,991	1,787	15	621
28	5,517 (23)	3,035	1,808	30	644
29	5,968 (16)	3,005	2,152	49	762
30	6,207 (23)	3,211	2,114	14	868
R1	5,697 (38)	2,804	1,894	25	974
R2	4,910 (56)	2,862	1,273	8	767
R3	5,184 (45)	2,867	1,541	21	755
R4	4,559 (38)	2,474	1,296	52	737

(出典) 建築動態統計調査(国土交通省)

2 山形県住生活基本計画

住生活基本計画については、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、県民の住生活の安定の確保と向上の促進のための基本的施策を定めるもので、全国計画と都道府県計画が策定されている。

本県では、最初の計画を平成19年3月に策定し、その後、平成23年度及び平成28年度に2回の見直しを行い、令和3年度（令和4年3月）に第3回の見直しを行った。

・山形県住生活基本計画の概要

① 基本方針

人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境を実現する。

○やまがた「住まい」の未来像○

- ・夏は暑く、冬は雪深く寒さ厳しい本県の自然環境と調和した住まい
- ・良質で長持ちし、世代を超えて使用できる住まい
- ・冷暖房などの消費エネルギーが少なく、子育てや介護にも配慮された、快適で健康に暮らせる住まい
- ・激甚化・頻発化する災害に対して安全な住まい

②基本目標及び成果指標

居住者の視点	目標1	県民が健康で暮らすことができ環境にもやさしい住まいの整備促進 【省エネ・カーボンニュートラル】
	目標2	県民が安全に生活できる住まいの整備・確保 【防災・安全】
	目標3	すべての県民が安心して暮らすことが出来る住生活の実現 【住宅セーフティネット】
	目標4	次代を担う若者世代が安心して結婚・子育てもできる住生活の実現 【若者・子育て】
地域づくりの視点	目標5	多様なメニューを組み合わせた総合的な雪対策の推進 【雪対策】
	目標6	空き家の発生抑制と除却・利活用する取組みの推進 【空き家】
	目標7	持続可能なまちの形成に向けた住環境の整備 【まちづくり・コミュニティ】
産業の視点	目標8	県内住宅関連産業の振興と技術者育成 【産業振興】
	目標9	やまがた森林（モリ）ノミクスの推進による県産木材の利用促進 【県産木材】

③計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間（全国計画と同じ）

④成果指標と主要事業

目標の実現に向けた成果指標と主要事業	
居住者の視点	<p>目標1</p> <p>省エネ・カーボンニュートラル</p> <p>[成果指標] 身体への負担が少なく省エネ性能の高い「やまがた健康住宅」の建設戸数を増やします 年間の「やまがた健康住宅」の新築戸数 69戸(R2) → 360戸(R12)</p> <p>[主要事業] やまがた健康住宅認定制度の実施[継続・拡充] やまがた健康住宅の設計、施工を行う県内事業者の認定制度の創設[新規]</p>
	<p>目標2</p> <p>防災・安全</p> <p>[成果指標] 耐震改修や減災対策(部分補強や防災ベッドの設置など)を実施した住宅を増やします 耐震化・減災対策された住宅ストックの割合 84.7%(H30) → 95%(R12)</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>[減災対策のイメージ] </p>
地域づくりの視点	<p>目標3</p> <p>住宅セーフティネット</p> <p>[成果指標] ライフステージに応じた住み替え実現のため中古住宅の取得を増やします 中古住宅取得戸数 900戸(H30) → 2,900戸(R10) ※累計</p> <p>[主要事業] 中古住宅取得支援[継続] 住宅セーフティネット制度を活用した住宅の供給[継続]</p>
	<p>目標4</p> <p>若者・子育て</p> <p>[成果指標] 安心して子育てができる住生活確保のため子育て世帯等の住宅取得を促進します 子育て世帯等のうち持家に居住する世帯の割合 41.3%(H30) → 50%(R12)</p> <p>[主要事業] 住宅の新築に対する支援事業の実施[継続] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続]</p>
産業の視点	<p>目標5</p> <p>雪対策</p> <p>[成果指標] 雪処理の負担が軽減される住宅を増やします 雪に強い住宅リフォーム数 580戸(R2) → 4,000戸(R12) ※累計</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>[融雪型克雪住宅のイメージ] </p>
	<p>目標6</p> <p>空き家</p> <p>[成果指標] 老朽危険空き家の半減に向け、危険空き家の解体や利活用を促進します 老朽危険空き家数 950戸(R2) → 350戸(R12)</p> <p>[主要事業] 空き家対策に係る事業(国土交通省)の実施[継続]</p> <p>[解体事例]  </p>
産業の視点	<p>目標7</p> <p>まちづくり・コミュニティ</p> <p>[成果指標] 人口減少が著しい中心市街地等の居住人口の減少を抑制します 中心市街地における新たな居住人口 1,200人(R2) → 2,700人(R12) ※累計</p> <p>[主要事業] 市街地再開発事業等の実施[継続] 住宅セーフティネット制度を活用した住宅の供給[継続]</p> <p>[再開発事業のイメージ(山形市)] </p>
	<p>目標8</p> <p>産業振興</p> <p>[成果指標] リフォーム市場の規模を維持します リフォーム市場規模 484億円(R2) → 515億円(R12)</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続] 住宅の新築に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>※人口減少に伴い新築住宅建設市場の縮小が予想されることから、住宅リフォームの需要を喚起し、県内事業者の受注量を維持する</p>
産業の視点	<p>目標9</p> <p>県産木材</p> <p>[成果指標] 品質や性能が証明された県産木材によるJAS製品の出荷量を増やします JAS製品の出荷量(年間) 7万8千m3(R1) → 12万m3(R12)</p> <p>[主要事業] 県産構造材バンク支援事業 県産認証材「やまがたの木」の普及・利用促進を図る事業の実施[継続]</p> <p>[県産木材使用住宅のイメージ] </p>

3 住宅支援

(1) 住宅取得支援

① 住宅新築支援

- ・快適に暮らすことができ、カーボンニュートラルにもつながる高断熱・高気密住宅「やまがた省エネ健康住宅」の新築を推進する。
- ・自ら居住するため、「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を使用して、高断熱・高気密住宅である「やまがた省エネ健康住宅」を新築する際に補助金を交付。

要件	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・やまがた省エネ健康住宅認証※¹ ・県産木材使用※² (50%以上) 	70万円 (定額)

※1) 「やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱」に基づき認定証の交付を受けた住宅

※2) 住宅の延べ床面積 (m²) × 0.1 × 上記割合以上 (m³)

② 中古住宅取得支援

- ・空き家対策のため、良質な中古住宅の流通を促進させる。
- ・一定の条件を満たす中古住宅を購入する際に補助金を交付。

対象住宅	補助要件	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日以降に購入 ・完成後2年超え又は居住実績がある ・既存住宅売買瑕疵保険加入等 	返済期間が10年以上50年以内の住宅ローンを金融機関と契約	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・新婚・子育て世帯：最大40万円 ・一般世帯：最大30万円

○住宅新築支援及び中古住宅取得支援の実績

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集戸数	400	350	350	300	300	290	250
申込実績	310	329	300	219	310	289	264

(2) 住宅リフォーム支援

- ・住宅リフォームの需要喚起を図る。
- ・住宅の質の向上とともに、人口減少対策を図る。
- ・自らが所有し、居住する住宅の性能向上や耐震改修工事の費用の一部を支援。

対象工事	支援対象工事等	補助率・上限額 ^{※1}
一般リフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する事業者が施工すること ・6つの要件工事^{※2}のいずれかひとつ以上を含んでいること 	【一般世帯】 1/5、上限24万円 (市町村+県)
		【移住・新婚・子育て世帯】 1/3、上限30万円 (市町村+県)
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する事業者が施工すること ・耐震診断の結果に基づき市町村が定める水準以上の耐震性能を確保すること 	上限80万円 (市町村+県)

※1) 市町村により補助金額・補助率が異なる場合あり

※2) 6つの要件工事とは

新・生活様式対応	減災・部分補強	寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)
 ワークスペースの設置 等	 防災ベッドの設置 等	 二重サッシに交換 等
バリアフリー化	県産木材使用	克雪化
 手摺の設置等	 増築部分に県産木材を使用	 融雪屋根設備 等

○住宅リフォーム支援の実績

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
補助件数 件	3,649	3,736	3,291	3,342	3,172	3,406	3,122
補助金額 千円	617,055	615,586	558,635	576,199	446,435	339,573	316,838

(3) やまがたの木造住宅建設担い手育成事業

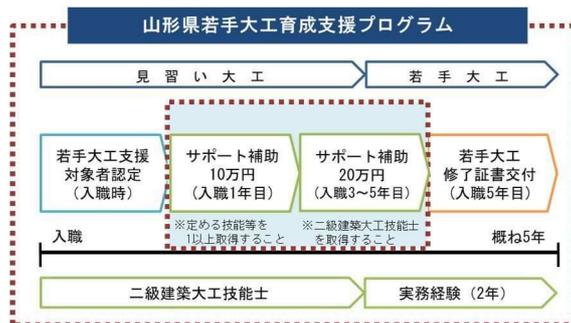
①山形の家づくり「未来の匠」育成事業

- ・大工技能者の魅力を発信することにより、新規大工入職者の増加を図る。
- ・対象：学生を含む未就職者の若者
- ・山形の家づくり「未来の匠」育成協議会が主催するセミナーの開催支援



②若手大工技能習得サポート事業

- ・継続的な大工技能者の入職促進、離職防止を図る。
- ・対象：新規入職から概ね5年目までの若手大工
- ・「若手大工育成支援プログラム」として位置づけ、資格取得や技能習得を条件としたサポート資金による支援



③木造建築「技能の匠・熟練の匠」認定

- ・高い技術と経験を有する大工技能者を認定し、県の広報媒体などを利用して周知することで、大工技能者の魅力向上を図る。
- ・事業実績

○平成26年度から令和4年度までの実績

	大工職人の認定
熟練の匠	71人*
技能の匠	99人

*熟練の匠71人は技能の匠と重複

技能の匠

- ①一級建築大工技能士
- ②木造在来工法住宅の建築実績10戸
- ③省エネ及び県産木材の講習会受講
- ④県産木材使用住宅の建築実績1戸

熟練の匠

- ①「技能の匠」であること
- ②耐震・バリアフリー・リフォームの講習会受講
- ③県産木材使用住宅の建築実績5戸

③ 山形県「木造建築伝承の匠」知事表彰

- ・木造建築技能者の社会的評価の確立と、後継者の育成促進を図る。
- ・木造住宅建築技能者として高い技術を持ち、かつ、多年にわたり後継者を育成している方を「木造建築伝承の匠」として知事が表彰。



⑤住宅建築情報交流事業

- ・県民の持家取得や住環境の向上、県内住宅産業の活性化を図る。
- ・山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」(平成23年8月開設)により、以下の情報を発信

- ◎やまがた省エネ健康住宅について
- ◎県・市町村が行う様々な住宅建設関連支援策
- ◎山形の住宅建築に関する伝統的な技術や職人
- ◎リフォームや新築住宅の事例

※タテッカーナ：山形弁の「家を建てっかなあ」をもじった愛称

やまがたで家を建てるなら必見!

山形県住宅情報総合サイト **タテッカーナ**

見てね♪ 

山形県住宅情報総合サイト
タテッカーナイメージキャラ
タテッカくん



山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」
https://www.pref.yamagata.jp/tatekana/

山形に建てる
その土地に住もう

県、市町村、国の
支援制度が
検索できるよ!
お得な情報を
漏れなくチェックしてね♪
LINE や Facebook
でも情報を配信
しているよ!

LINE
友だち追加は
こちらから▶

Facebook
「いいね!」を押して
チェックしてね▶

▶ YouTube 好評配信中♪

家型YouTuberタテッカが、
『やまがた健康住宅』について
楽しくお勉強中♪

チャンネルはこちらから
@tatekka_ymgt



家型YouTuber爆誕
やまがた健康住宅とはナニカ

Twitter 日々更新中!

MSK(マイ・スイート・県民)のフォロワー
少ないから、よかったら(どうかおねがい!!)
フォローして!! タテッカより

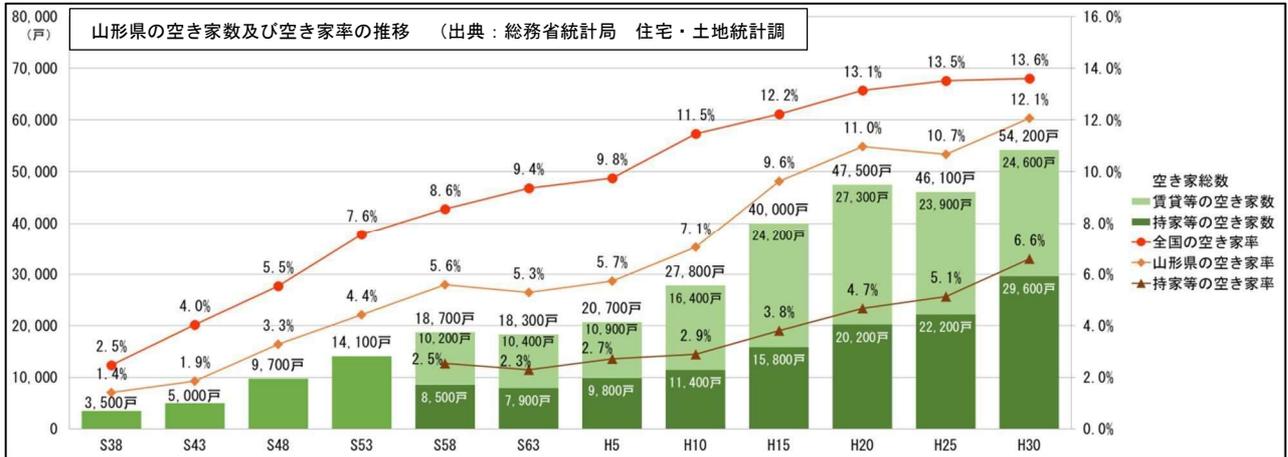


@tatekka_ymgt

4 空き家対策

本県の空き家率は全国平均を下回っているものの、人口減少の進展に伴い空き家数は今後ますます増加することが予想される。

県土整備部では、空き家対策をまちづくり政策・住宅政策上の重要な課題と位置付け、下記の実施を行っている。



(1) 老朽危険空き家対策 (市町村の取組み支援)

年度	実施内容
H24年度	○「空き家対策に係る対応指針」策定 (「空き家管理モデル条例」策定)
H26年度	○「やまがたの空き家対策の手引き」策定 ○「まちの再生支援事業」の創設
H27年度	○「株式会社ゼンリンとの連携協定」の締結
H28年度	○「空家等対策計画のモデル計画」策定 ○「空き家大辞典」作成
H29年度	○「特定空家等に関する判断の手引き」策定
H30年度	○「空き家大辞典第2版」作成
R3年度	○「空き家大辞典第3版」作成

(2) 空き家の利活用対策

年度	実施内容
H27年度	○空き家利活用相談窓口の設置 ○山形県住宅リフォーム総合支援事業の拡充 ○中古住宅診断補助制度の創設
H28年度	○住替え支援制度の構築に向けた検討
H29年度	○山形の家づくり利子補給制度の拡充 ○総合的な空き家対策モデル事業の実施 ○県、芸工大、公社と上山市による「地域づくり連携協定」締結
H30年度	[総合的な空き家対策支援事業 (鮭川村：村営空き家活用定住促進住宅)] ○総合的な空き家対策モデル事業の実施 ○「総合的な空き家対策推進マニュアル」策定
R1年度	○総合的な空き家対策支援事業の実施 (遊佐町、鮭川村) ○県、芸工大、公社と遊佐町・鮭川村による「地域づくり連携協定」締結 ○「山形県空き家利活用促進セミナー」開催 ○県、山形市、山形大、芸工大、公社による「準学生寮供給に関する連携協定」締結

[総合的な空き家対策支援事業 (鮭川村：村営空き家活用定住促進住宅)]



(3) 地域の空き家対策の担い手育成

①事業目的

空き家対策を継続的に実施するために必要な、市町村と連携し地域に根差して空き家対策に取り組む人材『エリアマネージャー』を育成する

②事業実績

年度	実施内容
R1年度	○エリアマネージャーの必要性を、ロールモデルによるパネルディスカッションを通して共有するセミナーを開催
R2年度	○エリアマネージャーの可能性を、先進的な取り組みを実施する事業者、市町村職員より事例紹介を通して探るセミナーを開催
R3年度	○エリアマネージャー候補者と市町村事業の調整
R4年度	○山形県空き家対策エリアマネージャー認定制度の創設 ○山形県空き家対策担い手育成スタートアップ支援を実施 ○認定者の活動報告を行い、民間主導の空き家対策の事例を共有するセミナーを開催

(4) 空き家の発生抑制に向けた取り組み

①目的

空き家の早期利活用や老朽化した空き家の解体の取り組みを実施しても、新たに空き家が発生する速度が速く、空き家の減少につながっていないのが現状です。そこで、新たな空き家の発生を抑制する取り組みとして、終活セミナー等を開催し、空き家にならないように元気なうちに不動産をどうするか考えるきっかけづくりを行っています。

② 事業実績

- ・R3年度 山形市で開催。
- ・R4年度 山形市、南陽市で開催。

(5) 空き家再生等推進事業・空き家対策総合支援事業

①事業概要

空家等対策計画に基づいて実施する、不良住宅、特定空家等の除却、空家住宅等の活用を行い、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生や、住環境の整備改善を図る。(補助率 国1/2)

②対象施設

・空き家再生等推進事業

計画区域内に存する本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物もしくは不良住宅

・空き家対策総合支援事業

計画区域内に存する空き家対策特措法に基づく空家等、特定空家等及び不良住宅

※いずれの事業も空き家特措法に基づく空家等対策計画の策定が必要

5 住宅・建築物安全ストック形成事業

(1) 住宅・建築物耐震改修等事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を行う地方公共団体に対し、国が必要な助成を行うものである。

①住宅

- ・耐震診断

令和5年度は33市町村で住宅への耐震診断への支援を実施する。

- ・山形県住宅耐震改修事業

地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、住宅の耐震改修工事を行う者に補助金を交付する。

県：耐震改修工事費に要する費用の1/4（上限20万円）※

市町村：34市町村で追加補助を実施※

※市町村により補助率、上限が異なる。

住宅の耐震改修等事業の実績

(戸)

年度 区分	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
耐震診断	97	78	70	45	56	55
耐震改修	22	21	14	16	15	7

②建築物（建築物耐震化促進事業）

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正により、耐震診断が義務化された大規模な民間建築物^{※1}の所有者に対する耐震診断^{※2}及び耐震補強設計^{※3}への支援に続き、耐震改修工事等に対して市との協調補助を実施する。

- ・国の補助制度が令和5年度まで延長されたため未着手の所有者に対して働きかけていく。

※1 耐震診断が義務化された大規模な民間建築物

多数の県民が利用する階数3階以上かつ延べ面積5,000㎡以上のホテル・旅館、百貨店、駐車場、結婚式場等

※2 耐震診断については、平成26・27年度に国・県・市町村が協調して補助を行い、対象となる建築物の耐震診断は完了。

※3 耐震補強設計については、平成28・29年度に国・県・市町村が協調して補助を行ったが、対象となる建築物のうち実施未定が5施設あり。

建築物耐震化促進事業の実績（対象施設：18施設）

(施設)

	耐震診断	耐震補強設計	耐震改修工事等
平成26年度	6	-	-
平成27年度	6	-	-
平成28年度	-	6	-
平成29年度	-	2	3
平成30年度	-	-	3
令和3年度	-	-	1

注1) 耐震診断済み6施設（支援を受けずに実施したもの）

注2) 耐震補強設計・耐震改修工事等不要 5施設（耐震性あり2施設、改修済み1施設及び再開発2施設）

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業（土砂災害等危険住宅移転促進事業）

県民の生命の安全を確保することを目的として、次のいずれかの区域内にある危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する。

- ・「建築基準法」第39条に基づき地方公共団体が指定する災害危険区域
- ・「建築基準法」第40条に基づき地方公共団体が指定するがけ地区域
- ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域

がけ地近接等危険住宅移転促進事業の実績 (件)

	除却	建物	土地
昭和49年～平成17年度	1,030	955	399
平成18年度～平成29年度	31	17	8
平成30年度～令和4年度	17	4	4
令和5年度(予定)	5	1	1

※平成18～29年度は土砂災害特別警戒区域のみを対象とした土砂災害等危険住宅移転促進事業の実績

『がけ地近接等危険住宅移転事業(S49～H17)』対象区域

建築基準法第39条による「災害危険区域」、同法第40条による「がけ地区域」

『土砂災害等危険住宅移転事業(H18～H29)』対象区域

土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」

『がけ地近接等危険住宅移転事業(H30～)』対象区域

建築基準法第39条による「災害危険区域」、同法第40条による「がけ地区域」、
土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」

6 やまがた省エネ健康住宅

(1) やまがた省エネ健康住宅認証制度

- ・「やまがた省エネ健康住宅」の認証制度を平成30年4月1日に創設。
- ・国で定める基準を上回る高い断熱性能及び気密性能を有する住宅の普及を図る。
- ・目的：①住宅内のヒートショックによる事故や各種疾患防止
②冷暖房負荷を低減しカーボンニュートラル化に資する
- ・対象住宅：新築住宅、全体改修を行う既存住宅
- ・認証基準：

等級	外皮平均熱貫流率(UA値)			相当隙間面積(C値)
	3地域	4地域	5地域	
Y-G3	0.20 W/m ² K 以下	0.23 W/m ² K 以下	0.23 W/m ² K 以下	1 cm ³ /m ² 以下
Y-G2	0.28 W/m ² K 以下	0.34 W/m ² K 以下	0.34 W/m ² K 以下	
Y-G1	0.38 W/m ² K 以下	0.46 W/m ² K 以下	0.48 W/m ² K 以下	
【参考】 国の基準	0.56 W/m ² K 以下	0.75 W/m ² K 以下	0.87 W/m ² K 以下	－(基準なし)

・認定等実績

(件)

	新築			全体改修	
	設計適合証	検査済証	認定証	設計適合証	認定証
H30	29	18	13	0	0
R1	48	42	45	0	0
R2	69	65	60	0	0
R3	82	69	73	0	0
R4	128	98	94	0	0

(2) その他

- ・「ヒートショック対策推奨基準」(部分的な断熱改修、局所暖房器設置等)を位置づけ
- ・新築工事、改修工事に対する支援制度に「やまがた健康住宅」への支援メニューを創設

	山形の家づくり利子補給制度※	住宅リフォーム総合支援事業※
	寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)
H30	21件	1,598件
R1	35件	1,721件
R2	55件	1,672件
R3	63件	1,603件
R4	57件	1,408件

7 被災建築物応急危険度判定

- ・大規模な地震により被災した建築物の余震等による建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図るために行うもの。
- ・県が認定した判定士が建築物の被害を調査し、余震等による二次災害の発生の程度を判定し、判定ステッカーにより住民に周知するための表示を行う。
- ・平成7年の阪神・淡路大震災の際に初めて本格的に行われ、その有効性が認識された。その後の多くの地震においても活用されている。

①山形県被災建築物応急危険度判定士 認定者数 (令和5年3月末現在)

	行政判定士	民間判定士	計
村山総合支庁管内	94	465	559
最上総合支庁管内	6	51	57
置賜総合支庁管内	32	121	153
庄内総合支庁管内	39	187	226
計	171	824	995

②近年の派遣実績

	延べ人数(人)	調査件数(件)	実施期間
平成23年東日本大震災	72	2,634	H23.4.15～H23.4.22
平成28年熊本地震	30	128	H28.4.26～H28.4.28

8 宅地建物取引業指導の概要

宅地及び建物の取引の公正を確保するため、宅地建物取引業者の免許交付及び指導監督を行っている。

○山形県内の宅地建物取引業者数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
744業者	744業者	739業者	736業者	738業者	739業者	735業者

○山形県における宅地建物取引主任者資格試験結果

年度	受付申込者数	受験者数	合格者数	合格率
H28	1,002名	812名	134名	16.5%
H29	1,010名	820名	107名	13.0%
H30	1,075名	864名	126名	14.6%
R1	1,094名	876名	143名	16.3%
R2	1,008名	834名	122名	14.6%
R3	1,103名	899名	152名	16.9%
R4	1,059名	842名	133名	15.8%

9 建築行政の概要

(1) 建築基準法

国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準に従って確認、検査、指導等を行っている。

平成11年の改正建築基準法施行を受け、平成13年6月に民間の確認検査機関「(株)山形県建築サポートセンター」が山形市内に設立され、現在、県内全域を対象に「3階以下かつ500平方メートル以下」の建築物及びこれらの建築物に設置される建築設備・工作物の建築確認・検査を行っている。

また、階数、規模が一定程度以上の建築物（特殊建築物等）又は昇降機、建築設備については、建築基準法に基づき特定行政庁（県又は山形市）への定期的な報告が義務づけられており、報告内容の確認と是正指導を行っている。

① 確認・許可件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
確認	924件	878件	776件	655件	566件	522件
許認可	18件	20件	19件	14件	14件	20件

※建築確認申請受付件数は山形県受付分のみであり、工作物、建築設備、計画変更を含み、建築基準法第18条の規定による計画通知を含まない。

② 建築審査会への付議件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
付議件数	1	1	3	1	2	4	1
同意	1	1	3	1	2	4	1
不同意	0	0	0	0	0	0	0

③定期報告・検査の報告件数

		指定件数	報告すべき件数	報告件数	報告率(%)
特殊建築物等	H29	1,742	542	530	97.8
	H30	1,775	505	387	76.6
	R1	1,788	618	539	87.2
	R2	1,708	561	543	96.8
	R3	1,398	495	407	82.2
昇降機等	H29	2,458	2,435	2,154	88.5
	H30	2,505	2,473	2,272	91.9
	R1	2,437	2,265	2,076	91.7
	R2	2,549	2,497	2,304	92.3
	R3	2,540	2,472	2,323	94.0
建築設備	H29	336	248	183	73.8
	H30	390	300	211	70.3
	R1	355	219	176	80.4
	R2	308	308	260	84.4
	R3	280	280	247	88.2
設備 防火	H30	762	759	614	80.9
	R1	738	728	654	89.8
	R2	595	593	539	90.9
	R3	714	706	650	92.1

※防火設備は30年度から報告対象に追加

(2) 建築士法

建築士・建築士事務所の業務の適正を図るため、建築士免許・建築士事務所の登録及び指導、監督並びに二級・木造建築士試験等を行っている。

なお、建築士法の規定に基づき、建築士登録関係業務については一般社団法人山形県建築士会が、建築士事務所登録関係業務については一般社団法人山形県建築士事務所協会が、それぞれ県に代わり当該業務を行っている。また、二級建築士・木造建築士試験業務については、公益財団法人 建築技術教育普及センター（東京都）が県に代わって試験業務を行っている。

①建築士・建築士事務所登録件数

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
建築士 (名)	一級	2,022	2,045	2,076	2,017	2,029	2,031	2,051
	二級	9,952	9,989	10,030	10,051	10,104	10,155	10,197
	木造	181	181	181	181	181	181	181
	計	12,155	12,215	12,287	12,249	12,314	12,367	12,429
建築士 事務所 (所)	一級	701	693	693	666	666	658	652
	二級	478	469	467	442	441	426	412
	木造	1	1	1	1	0	0	0
	計	1,180	1,163	1,161	1,109	1,107	1,084	1,064

※各年度末現在

②二級建築士試験合格者数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総受験者数	167	128	174	152	205	217	207
合格者数	57	41	43	23	60	54	47
合格率	34.1%	32.0%	24.7%	15.1%	29.3%	24.9%	22.7%

③木造建築士試験合格者数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総受験者数	1	0	1	0	0	0	2
合格者数	1	0	0	0	0	0	0
合格率	100%	—	0%	—	—	—	0%

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、一定規模以上の建築物（300㎡以上の非住宅建築物）のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の創設等の措置を定めるものである。

適合義務は平成29年4月1日に、認定制度は平成28年4月1日に施行されている。

○適合義務・届出のあった件数（山形県受付分のみ）

		R1		R2		R3		R4	
		適合判定 件数	届出件数	適合判定 件数	届出件数	適合判定 件数	届出件数	適合判定 件数	届出件数
住 宅	床面積2000㎡以上		2		0		0		0
	床面積300㎡以上2000㎡未満		73		49		51		56
住 宅	床面積2000㎡以上	0	1	0	0	0	2	0	0
以 外	床面積300㎡以上2000㎡未満		126		85		18		6

○認定制度認定件数（山形県認定分のみ）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
性能向上計画認定件数	7	10	11	16	22	13
基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

市町村による低炭素まちづくり計画の作成や低炭素建築物の普及の促進のための措置等を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした法律であり、低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅には、所得税等の軽減や容積率の緩和等の優遇措置が適用される。（認定開始年度：平成25年度）

○認定件数（山形県認定分のみ）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認定戸数	4	2	0	5	21	8

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定等を定めた法律である。

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅には、住宅ローン減税の控除額割増や固定資産税等の軽減等の優遇措置が適用される。（認定開始年度：平成21年度）

○認定件数（山形県認定分のみ）（単位：戸）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認定戸数	265	330	260	302	327	289

(6) 高齢者等の移動の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）

新バリアフリー法は、公共交通機関、道路・公園などの公共施設及び建築物の一体的な整備を進める措置等を講ずることにより、高齢者等の移動・施設利用の利便性向上、安全性の向上を図ることを目的にしている。

建築主、建築物の所有者又は管理者は、特定建築物（学校、病院、劇場等、多数の者が利用する建築物）について、建築物の廊下、階段、出入口、便所、客室、駐車場等のバリアフリー化に努めなければならないこととされている。また、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設）は特にバリアフリー化が必要なものと位置づけられており、延べ面積2,000㎡以上のものはバリアフリー化が義務づけられている。（建築確認申請時にバリアフリー基準に適合していることを審査する。）

なお、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」では、特別特定施設のうち特別支援学校、病院・診療所、老人福祉センター等についてはバリアフリー化適合義務の対象面積を「延べ面積1,000㎡以上」に引き下げている。

また、特定建築物については建築等及び維持保全の計画について所管行政庁の認定を受けると、認定特定建築物の建築主は、建築物などに認定を受けている旨の表示を付することができる。

○認定件数（山形県認定分のみ）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認定件数	0	0	0	0	0	0

(7) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた10年間の瑕疵担保責任の履行を実現するための資力確保を義務化する新たな法律として、平成21年10月1日全面施行された。

施行日以降に引き渡される新築住宅の売主又は請負人には、「保険への加入」又は「保証金の供託」が義務付けられ、売主等は年に2回の基準日（3月31日、9月30日）ごとに、保険や供託の状況について、建設業法及び宅地建物取引業法を所管する県又は国に届け出なければならない。

○届出の戸数（知事免許分）

	H29.3	H29.9	H30.3	H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	R4.3
建設業者	1,261	776	1,099	684	1,241	836	1090	736	1,033	1,882
宅建業者	72	87	67	94	70	94	95	95	93	165

※保証金供託による実績なし

10 建築関係統計調査の概要

建築物の着工動態を明らかにし、住宅対策の参考や関係機関が経済動向を探るための利用など、建築及び住宅に関する基礎資料として各種統計表を公表している。

(1) 建築着工統計

区分		年度							
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
工事届(件)		5,577	5,680	5,603	5,892	5,443	5,150	5,081	4,813
除却届(件)		694	670	898	878	1,126	1,131	1,312	-
全建築物床面積(千㎡)		1,049	1,184	1,118	1,155	1,004	995	965	884
新設住宅床面積(千㎡)		571	577	573	611	556	499	513	436
新設住宅(戸)		5,414	5,517	5,968	6,207	5,697	4,910	5,184	4,559
利用別内訳	持家	2,991	3,035	3,005	3,211	2,804	2,862	2,867	2,474
	貸家	1,787	1,808	2,152	2,114	1,894	1,273	1,541	1,296
	給与住宅	15	30	49	14	25	8	21	52
	分譲住宅	621	644	762	868	974	767	755	737

(2) 住宅における工事別対比表

【床面積：㎡】

区分		H30		R1		R2		R3		R4	
		戸数	床面積								
新設	戸数	6,207	81%	5,697	81%	4,910	79%	5,184	79%	4,559	76%
	床面積	610,989	90%	555,822	91%	499,177	91%	513,316	91%	435,778	88%
その他	戸数	1,439	19%	1,365	19%	1,304	21%	1,402	21%	1,452	24%
	床面積	64,779	10%	54,476	9%	49,042	9%	53,695	9%	56,952	12%

1.1 住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅供給事業

(1) 公的賃貸住宅

県または市町村が供給する賃貸住宅は、公営住宅と高齢者向け優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅等がある。

①公営住宅

- ・地域住民の生活の安定と社会福祉の増進のため、県や市町村が国の補助を受けて設置する、住宅に困窮する低額所得者向けの賃貸住宅
- ・収入基準：1か月の認定所得158,000円以下
ただし、障がい者のいる世帯や高齢者のいる世帯については、「214,000円以下」に緩和
- ・管理戸数（令和5年3月31日現在）：県営、市町村営合計10,086戸

②高齢者向け優良賃貸住宅

- ・高齢単身・夫婦世帯向けのバリアフリー化された住宅
- ・市町村が、民間が設置・管理運営する住宅の建設費及び家賃の一部を補助し、高齢者が暮らしやすい優良な住宅を供給するもの
- ・対象戸数（令和5年3月31日現在）：88戸（4市町）

③特定公共賃貸住宅等（特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅(公共供給型)）

- ・地方公共団体が供給する中堅所得者向けの賃貸住宅
- ・収入基準：1か月の認定所得158,000円以上487,000円未満の範囲（地方公共団体が設定）
- ・役割：①公営住宅の入居階層と連続した広範囲の階層からなる公的賃貸住宅への居住ニーズに対応
②地方定住促進、更には持家との格差の大きい賃貸住宅の居住水準の改善に寄与
- ・対象戸数（令和5年3月31日現在）：125戸（11市町）

○事業主体別・構造別公営住宅戸数（管理ベース）

令和5年3月31日現在

管内	市町村名	市 町 村 営 住 宅							県 営 住 宅							合 計							高優賃	特公賃	地優賃			
		計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	低耐				準中耐	中耐	高層
村山	山形市	1,826						1,392	434	822	32			16		682	92	2,648	32	0	0	16	0	2,074	526	21		
	上市市	142		16	78			48		174				54	120		316	0	16	78	0	54	168	0			8	
	天童市	290		16				274		279				40	239		569	0	16	0	40	0	513	0				
	山辺町	50						50		40			6		34		90	0	0	6	0	0	84	0				
	中山町	30		12				18		64					64		94	0	12	0	0	0	82	0				
	寒河江市	182	30					152		68					68		250	30	0	0	0	0	220	0				
	河北町	53	3					50		36					36		89	3	0	0	0	0	86	0	15			
	西川町	27	27							0							27	27	0	0	0	0	0	0	0		6	
	朝日町	39	27					12		0							39	27	0	0	0	0	12	0		8	10	
	大江町	40	40							24					24		64	40	0	0	0	0	24	0			28	
	村山市	94	24					70		36					36		130	24	0	0	0	0	106	0				
	東根市	224	66	22	48			88		56					56		280	66	22	48	0	0	144	0				
	尾花沢市	140	18					122		16					16		156	18	0	0	0	0	138	0			4	
	大石田町	48						48		24					24		72	0	0	0	0	0	72	0			18	
	小計	3,185	235	66	126	0	0	2,324	434	1,639	32	0	6	56	54	1,399	92	4,824	267	66	132	56	54	3,723	526	36	46	36
最上	新庄市	362						362		136					136		498	0	0	0	0	0	498	0				
	金山町	77	29					48		0							77	29	0	0	0	0	48	0				
	最上町	93	61					32		0							93	61	0	0	0	0	32	0			10	
	舟形町	57	9					48		0							57	9	0	0	0	0	48	0				
	真空川町	64	8	20				36		0							64	8	20	0	0	0	36	0				
	大蔵村	0								0							0	0	0	0	0	0	0	0				
	鮭川村	15	15							0							15	15	0	0	0	0	0	0				
	戸沢村	49	37					12		0							49	37	0	0	0	0	12	0				
	小計	717	159	20	0	0	0	538	0	136	0	0	0	0	0	136	0	853	159	20	0	0	0	674	0			10
置賜	米沢市	631		91				540		434			16		418		1,065	0	91	0	16	0	958	0	45			
	南陽市	106		58				48		76			10		66		182	0	58	0	10	0	114	0				
	高畠町	62	18			8		36		64					64		126	18	0	0	8	0	100	0		6		
	川西町	44	22	4				18		18					18		62	22	4	0	0	0	36	0				
	長井市	184	26	20				138		76	12				64		260	38	20	0	0	0	202	0				
	小国町	71	5	18			48		48						48		119	5	18	0	0	48	48	0				
庄内	白鷹町	35	23					12		52	10				42		87	33	0	0	0	0	54	0				
	飯豊町	16	16							12					12		28	16	0	0	0	0	12	0				
	小計	1,149	110	191	0	8	48	792	0	780	22	0	0	26	0	732	0	1,929	132	191	0	34	48	1,524	0	45	6	
庄内	鶴岡市	811	79		18			714		268	16				252		1,079	95	0	18	0	0	966	0		11		
	酒田市	774	65		83	6		620		402					336	66	1,176	65	0	83	6	0	956	66		3		
	三川町	28	12					16		0							28	12	0	0	0	0	16	0				
	庄内町	121	29					92		34					34		155	29	0	0	0	0	126	0	7	13		
	遊佐町	26	10					16		16					16		42	10	0	0	0	0	32	0				
	小計	1,760	195	0	101	6	0	1,458	0	720	16	0	0	0	0	638	66	2,480	211	0	101	6	0	2,096	66	7	27	0
合 計	6,811	699	277	227	14	48	5,112	434	3,275	70	0	6	82	54	2,905	158	10,086	769	277	233	96	102	8,017	592	88	79	46	
比率 %	100.0	10.3	4.1	3.3	0.2	0.7	75.1	6.4	100.0	2.1	0.0	0.2	2.5	1.6	88.7	4.8	100.0	7.6	2.7	2.3	1.0	1.0	79.5	5.9				

(2) 民間賃貸住宅

住宅セーフティネット制度（平成29年10月施行「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部を改正）による住宅。

空き家・空き室を活用し、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住まい探し
が困難な、いわゆる住宅確保要配慮者（要配慮者）向けの住宅確保を目指す制度で以下の
3つのパートで構成する。

- ・要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ・一定の条件のもと登録住宅の改修及び入居への経済的支援
- ・要配慮者のマッチング・入居支援

①セーフティネット住宅登録状況

- ・県内登録戸数（令和5年3月31日現在）：6,133戸（858棟）

②住宅セーフティネット建設補助

国の住宅セーフティネット制度を活用し、本県では、平成30年度から、人口減少対策のため10年間移住・新婚・子育て・若者単身・低額所得世帯専用に賃貸することを条件に、登録住宅の改修補助を行う市町村に、国交付金に係る地方負担分の補助を実施する。

- ・令和4年度実績：補助制度整備市町村 6市町（山形市・米沢市・鶴岡市・寒河江市・南陽市・舟形町・白鷹町）
うち3市（山形市・米沢市・鶴岡市）3件（23戸）分の補助

③家賃低廉化補助

登録住宅に入居する低額所得者の負担を軽減するため、家賃を市場家賃より減額した賃貸人に対し市町村が減額分を補助する。

- ・令和4年度実績：補助制度整備市町村6市町（山形市・鶴岡市・上山市・南陽市・大石田町・白鷹町）
うち5市町（山形市・鶴岡市・上山市・南陽市・大石田町）が35戸の補助

1 2 高齢者居住の安定確保の概要

- ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、高齢者向けの賃貸住宅として、「サービス付き高齢者向け住宅」を供給している。
- ・サービス付き高齢者向け住宅は、必要最低限の生活サービス（生活相談サービス、安否確認サービス）を必須とし、食事提供や清掃等の家事援助等が必要に応じて追加された住宅
- ・県や中核市に登録が必要
- ・登録戸数（令和5年4月1日現在）：1,475戸

サービス付き高齢者向け住宅市町村別登録件数（戸数）

令和5年4月1日

管内	市町村名	H23～H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		合計	
		件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数
村山	山形市	18	369	1	31	3	69			3	71	1	17						1	26	558
	上山市	2	29																	2	29
	天童市	2	50			1	36			-1	-13							1	30	3	103
	山辺町																			0	0
	中山町		0																	0	0
	寒河江市	2	59																	2	59
	河北町	1	20																	1	20
	西川町					1	11													1	11
	朝日町																			0	0
	大江町																			0	0
	村山市																			0	0
	東根市			1	5															1	5
	尾花沢市																			0	0
	大石田町			1	12															1	12
小計	25	527	3	48	5	116	0	0	2	58	1	17	0	0	0	0	1	31	37	797	
最上	新庄市	2	63	1	50						-17					-1	-3		-30	2	63
	金山町																			0	0
	最上町																			0	0
	舟形町																			0	0
	真室川町																			0	0
	大蔵村																			0	0
	鮭川村																			0	0
	戸沢村																			0	0
小計	2	63	1	50	0	0	0	0	0	-17	0	0	0	0	-1	-3	0	-30	2	63	
置賜	米沢市	3	83			1	38													4	121
	南陽市																			0	0
	高畠町																			0	0
	川西町																			0	0
	長井市																			0	0
	小国町																			0	0
	白鷹町																			0	0
	飯豊町																			0	0
小計	3	83	0	0	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	121	
庄内	鶴岡市	5	138	1	25	2	44													8	207
	酒田市	8	176	2	30	1	12			-1	-20	1	70							11	268
	三川町			1	19															1	19
	庄内町																			0	0
	遊佐町																			0	0
小計	13	314	4	74	3	56	0	0	-1	-20	1	70	0	0	0	0	0	0	20	494	
合計	43	987	8	172	9	210	0	0	1	21	2	87	0	0	-1	-3	1	1	63	1475	

1 3 市街地再開発事業等

(1) 事業概要

①市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的として権利変換手法等を行い建築物、敷地、公共施設等を整備するもの。

②優良建築物等整備事業

都市再開発法に基づかない任意の再開発事業として、良好な市街地住宅供給や公共空地等の整備を目的として整備するもの。

③スマートウェルネス住宅等推進事業

高齢者等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境の整備を図ることを目的とし、高齢者等の居住の安定確保と健康の維持・増進を推進する先導的な住まいづくり又はまちづくりに関する事業を推進するもの。

④暮らし・にぎわい再生事業

人口減少等により衰退した中心市街地の再生を図るため、都市機能の街中立地や空きビルの再生、関連空間整備などを推進し、まちなかの暮らし・にぎわいの再生に資するまちづくりを行う事業

(2) 近年の実施地区

- ・山形市十日町一丁目地区優良建築物等整備事業 平成15年度～平成17年度
- ・酒田市中町三丁目地区第一種市街地再開発事業 平成14年度～平成18年度
- ・山形市七日町第6ブロック地区優良建築物等整備事業 平成22年度～平成24年度
- ・鶴岡市本町一丁目地区優良建築物等整備事業 平成28年度
- ・山形市七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業 平成28年度～令和3年度
- ・酒田市中町二丁目地区第一種市街地再開発事業 平成28年度～令和3年度
- ・酒田駅前地区第一種市街地再開発事業 平成28年度～令和4年度

(3) 市町村実施事業

①スマートウェルネス住宅等推進事業

地区名	事業概要
本町第1ブロック南地区 (山形市)	○事業期間 令和4年度～ ○地区面積 0.1ha ○主な用途 住宅・店舗等 ○R5事業概要 既存解体・本体工事着手

②暮らし・にぎわい再生事業

地区名	事業概要
七日町第8ブロック南地区 (山形市)	○事業期間 令和3年度～令和7年度 ○地区面積 0.4ha ○R5事業概要 解体工事・本体建築工事 ○事業費 274,158千円(うち国費91,386千円)

1 4 街なみ環境整備事業等

(1) 事業概要

①街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ生活道路等が未整備の地区において、ゆとりと潤いのある住宅地区形成のため、住環境の整備・改善を図る事業

(2) 近年の実施地区

- ・金山町金山区域地区 平成16年度～平成 24年度

(3) 今年度の実施地区

地区名	事業概要
鶴岡公園とその 周辺地区 (鶴岡市)	○事業期間 平成26年度～令和9年度 (R5～第2期) ○地区面積 120ha ○R5事業概要 周辺道路整備等 ○事業費 9,468千円 (うち国費4,734千円)
羽黒手向地区 (鶴岡市)	○事業期間 平成26年度～令和9年度 (R5～第2期) ○地区面積 538ha ○R5事業概要 修景整備等 ○事業費 9,429千円 (うち国費3,380千円)
羽黒松ヶ丘地区 (鶴岡市)	○事業期間 平成26年度～令和9年度 (R5～第2期) ○地区面積 293ha ○R5事業概要 周辺道路整備等 ○事業費 1,100千円 (うち国費550千円)
山寺地区 (山形市)	○事業期間 令和2年度～令和11年度 ○地区面積 235ha ○R5事業概要 修景事業 ○事業費 22,540千円 (うち国費11,270千円)
蔵王地区 (山形市)	○事業期間 令和2年度～令和11年度 ○地区面積 24ha ○R5事業概要 修景事業、道路美装 ○事業費 49,440千円 (うち国費24,720千円)

15 山形県住宅供給公社の概要

住宅供給公社は、昭和40年11月に設立され、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により、居住環境の良好な住宅団地の開発、供給等を行ってきた。

平成28年度に「公社等に関する指導指針」(H28.3月改定)に基づき、事業の意義、経営健全性、費用対効果の視点から公社のあり方を検証した結果、令和4年の廃止予定を見直し、地方創生に貢献する新たな役割を担う組織として、愛称を「山形県すまい・まちづくり公社」と定め、再生することとした。

(1) 機構

設立団体	本 所	支 所
山 形 県	山形市緑町一丁目 9番30号	山形市、天童市、米沢市、酒田市、鶴岡市、新庄市、 上山市、村山市、南陽市の市役所及び河北町、山辺町、 中山町の役場

(2) 組織(令和5年4月1日)

理事長(1) 専務理事(1) 常務理事(1) 理事(1)
【副知事】 【常勤】 【常勤】 【常勤】
 上記役員以外に、非常勤の理事(5)と監事(2)

○総務企画課 (8)
○まちづくり推進課 (3)
○建築管理課 (30)
○定住促進課 (5)
○販売課 (5)

() 内は兼務を含む数

(3) 出資額

26,000千円	}	山形県	13,000千円	山形市	3,000千円	天童市	3,000千円
		米沢市	1,000千円	酒田市	1,000千円	鶴岡市	1,000千円
		村山市	500千円	東根市	500千円	上山市	500千円
		新庄市	500千円	南陽市	500千円	庄内町	500千円
		河北町	500千円	山辺町	500千円		

(4) 令和4年度事業実績

① 分譲事業

- i) 助成・管理 公社タウン蔵王みはらしの丘の助成・管理費 3,892千円
- ii) 販売 宅地分譲 8区画

② 地域づくり支援事業

- i) まちなか空き家再生事業 (老朽空き家解体跡地2箇所の販売促進) 7千円
- ii) 空き家相談窓口事業 (空き家無料相談会等の開催) 177千円
- iii) 中古住宅診断助成事業 (県の補助制度と連携し補助) 0千円

IV) 市町村施設の整備支援

立替施行 (山形市・川西町・高畠町・鮭川村の施設整備の発注から引渡しを代行)
1,522,989千円

V) 市町村営住宅の管理支援 (朝日町営住宅の管理) 5,899千円
(鶴岡市営住宅等の管理) 49,259千円

VI) 定住促進に向けた宅地開発 (川西町・河北町の要請による宅地開発に係る支援)
29,945千円

③資産の有効活用（定期借地等）

- i) 業務用地等 25箇所
- ii) 居住用地 23箇所

④準学生寮の管理運営

山形市中心市街地の若者定着及び活性化を図るため、県、山形市、大学との連携のもと、空きテナント等を準学生寮に活用し、管理運営を実施。

- ・実施箇所 七日町一番街 1棟 22室 ・ 香澄町の家 1棟 3室
- 七日町一丁目 1棟 13室 ・ 第二公園の家 1棟 5室
- 駅前大通り 1棟 15室

(5) 今後の事業

人口減少の進展に伴う空き家の増加や子育て支援といった課題に直面する市町村を公社の技術力等により支援し、地域活性化を図るため次の事業を実施していく。

- ①市町村からの住宅施策等に関する相談の受付け
- ② 定住促進のための「若者向け住宅」又は「市町村営住宅」の整備への支援
- ③ 県・市町村の公営住宅管理業務への支援
- ④まちの再生を図るための支援（老朽空き家の解体と跡地の販売、空き家買取り再販等）
- ④ 準学生寮の管理運営

16 すまい情報センターの運営

(1) 業務内容

①住宅に関する総合相談

- (i) 住宅の設計、建設工法等の相談
- (ii) 住宅の維持管理、リフォームの相談
- (iii) 工事契約等に係るトラブル等の相談

②住宅宅地情報

- (i) 県及び市町村営住宅の入居者募集情報
- (ii) 土地開発公社等の公的分譲宅地情報
- (iii) 民間の賃貸住宅の入居者募集情報

(2) 運営方法

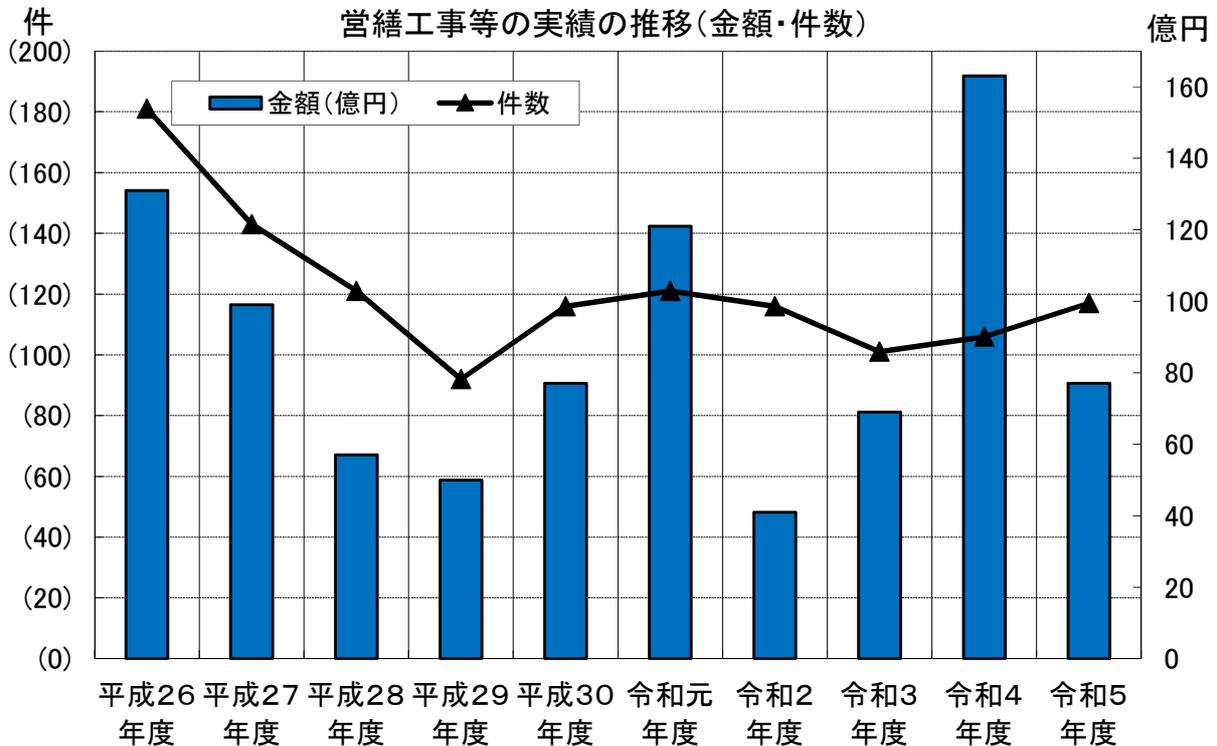
- ・業務委託（山形県住宅供給公社）により運営

(3) 開館時間及び休館日

午前9時から午後4時30分まで（土・日・祝日及び年末年始休館）

第15章 営繕

1 年度別営繕工事・業務委託実績 (R5年度は予定)



※ 主管部局発注で技術協力(積算・監理等)の依頼分を含む

※ 債務負担工事は、各年度割の工事額を計上し、契約件数は各年度にそれぞれ計上

2 令和4年度の営繕工事実施状況(総合支庁別)

契約額の単位：千円

種別	工事		業務委託		合計	
	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%
総合支庁	(29)	(43.9%)	(13)	(32.5%)	(42)	(39.6%)
営繕室	14,807,976	92.8%	204,493	63.4%	15,012,469	92.2%
村山総合支庁	(13)	(19.7%)	(9)	(22.5%)	(22)	(20.8%)
最上総合支庁	361,059	2.3%	22,018	6.8%	383,077	2.4%
置賜総合支庁	(3)	(4.5%)	(5)	(12.5%)	(8)	(7.5%)
庄内総合支庁	84,752	0.5%	48,247	15.0%	132,999	0.8%
合計	(9)	(13.6%)	(6)	(15.0%)	(15)	(14.2%)
庄内総合支庁	296,997	1.9%	31,020	9.6%	328,017	2.0%
合計	(12)	(18.2%)	(7)	(17.5%)	(19)	(17.9%)
合計	401,008	2.5%	16,565	5.1%	417,573	2.6%
合計	(66)	(100.0%)	(40)	(100.0%)	(106)	(100.0%)
合計	15,951,792	100.0%	322,343	100.0%	16,274,135	100.0%

※ 営繕室には、病院事業局への技術協力(積算・監理等)を含む

3 令和5年度の主な営繕工事の概要

(1) 令和2年度からの継続事業

- ① 東北農林専門職大学（仮称）整備事業（R2～R5）
〈令和5年度の実施内容〉
校舎新築工事（建築、電気、衛生、空調）（R4～R5）
構造：鉄筋コンクリート造4階、鉄骨造2階 延床面積：約7,200 m²
- ② 朝日学園改築整備事業（R2～R7）
〈令和5年度の実施内容〉
本館改築その他工事（建築、電気、機械）（R4～R5）
構造：鉄筋コンクリート造2階 延床面積：約1,000 m²
- ③ 米沢養護学校西置賜校整備事業（R2～R5）
〈令和5年度の実施内容〉
体育館新築工事（建築、電気、機械）（R5）
構造：鉄骨造平屋建て 延床面積：約570 m²

(2) 令和3年度からの継続事業

- ① 庄内中高一貫校（仮称）整備事業（R3～R6）
〈令和5年度の実施内容〉
鶴岡南校舎増築・改修工事（建築、電気、空調、衛生）（R4～R5）
構造：増築部分 鉄骨造4階 延床面積：約2,000 m²
鶴岡北校舎増築・改修工事（建築、電気、機械）（R4～R5）
構造：増築部分 鉄骨造4階 延床面積：約150 m²

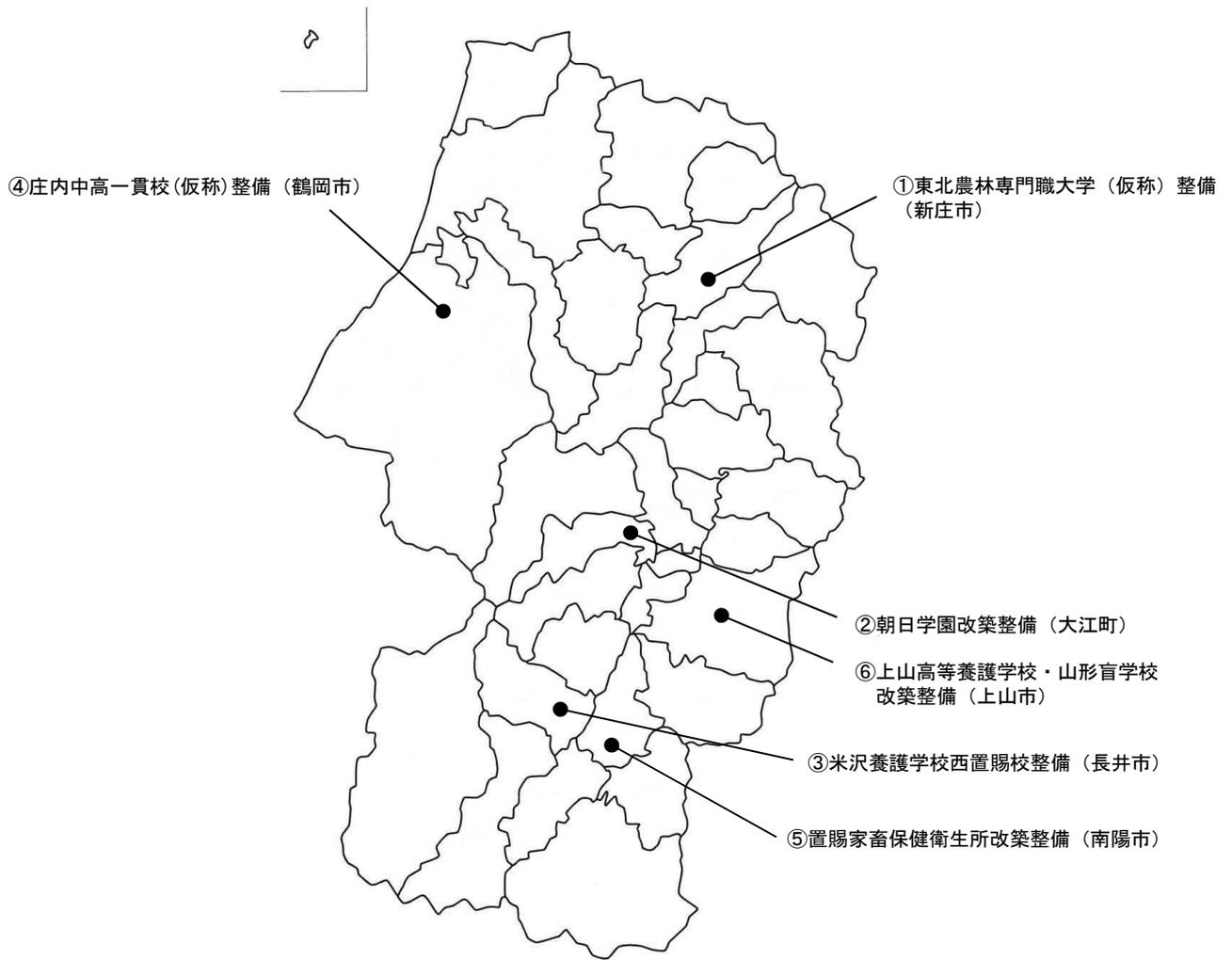
(3) 令和4年度からの新規事業

- ① 置賜家畜保健衛生所改築整備事業（R4～R7）
〈令和5年度の実施内容〉
解剖棟及び焼却炉新築工事（建築、電気、機械）（R5）
構造：鉄骨造平屋建て 延べ面積：約120 m²

(4) 令和5年度からの新規事業

- ① 上山高等養護学校及び山形盲学校改築整備事業（R5～R12）
〈令和5年度の実施内容〉
上山高等養護学校及び山形盲学校改築 基本・実施設計業務委託
(R5～R6)

(5) 工事・設計業務箇所



①東北農林専門職大学（仮称）整備



②朝日学園改築整備



③米沢養護学校西置賜校整備



④庄内中高一貫校（仮称）整備



4 県有施設の維持保全推進事業

(1) 県有施設の維持保全定期調査

目的：県有施設全体の長期維持保全を目的とし、調査結果をデータベース化し、維持管理者と改善すべき点を共有する事で、日常的な維持保全や修繕計画の作成に役立てる。

実施者：本庁及び総合支庁の営繕担当職員

実施対象：建築基準法上定期点検が義務付けられた学校、児童福祉施設等の特殊建築物等

[建築物は3年毎、建築設備は毎年]

一定規模以上の事務所 [3年毎]

(2) 県有施設の維持保全推進会議

目的：既存県有施設の長期的な活用と施設利用者の安全性の確保

構成：県有施設の管理業務に携わる担当課と県土整備部営繕担当部署等
(事務局 建築住宅課営繕室)

実施内容：計画的な維持保全のあり方について定期的な検討

R4 定期点検等公所別件数(建築物)

単位(施設数)

	集会場 公民館	学校	体育館	博物館	スポーツ 練習場等	自動車庫 格納庫	事務所	合計	定期調査 対象施設 (特殊建築物 以外の 一般事務所)	総計
村山総合支庁	0	15	1	2	0	1	3	22	0	22
最上総合支庁	0	7	0	1	0	0	1	9	0	9
置賜総合支庁	0	8	0	2	0	0	2	12	4	16
庄内総合支庁	0	13	0	1	1	1	1	17	5	22
営繕室	1	0	2	2	3	0	1	9	9	18
総数	1	43	3	8	4	2	8	69	18	87

*他に建築設備のみの点検施設として113施設がある。

R5 定期点検等公所別件数(建築物)

単位(施設数)

	病院	共同住宅	児童福祉 施設等	学校	体育館	スポーツ 練習場等	自動車庫 格納庫	合計	定期調査 対象施設 (特殊建築物 以外の 一般事務所)	総計
村山総合支庁	0	0	5	8	1	1	8	23	2	25
最上総合支庁	0	1	1	1	0	0	2	5	2	7
置賜総合支庁	0	0	2	2	0	0	6	10	0	10
庄内総合支庁	0	0	2	5	0	1	4	12	4	16
営繕室	6	0	0	0	0	0	1	7	2	9
総数	6	1	10	16	1	2	21	57	10	67

*他に建築設備のみの点検施設として127施設がある。